

経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定

目次

前文

第一章 総則（第一・一条―第一・九条）

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則（第二・一条―第二・九条）

第二節 セーフガード措置（第二・十条―第二・十八条）

第三節 他の規定（第二・十九条―第二・二十二条）

第三章 原産地規則（第三・一条―第三・三十条）

第四章 税関手続及び貿易円滑化（第四・一条―第四・二十三条）

第五章 衛生植物検疫措置（第五・一条―第五・六条）

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第六・一条―第六・十一条）

- 第七章 サービスの貿易（第七・一条―第七・十八条）
- 第八章 自然人の移動（第八・一条―第八・八条）
- 第九章 投資（第九・一条―第九・二十二条）
- 第十章 電子商取引（第十・一条―第十・二十一条）
- 第十一章 政府調達（第十一・一条―第十一・二十二条）
- 第十二章 知的財産
 - 第一節 一般規定及び基本原則（第十二・一条―第十二・十一条）
 - 第二節 著作権及び関連する権利（第十二・十二条―第十二・十四条）
 - 第三節 商標（第十二・十五条―第十二・二十三条）
 - 第四節 地理的表示（第十二・二十四条―第十二・二十六条）
 - 第五節 意匠（第十二・二十七条―第十二・三十二条）
 - 第六節 特許（第十二・三十三条―第十二・四十二条）
 - 第七節 植物の新品種（第十二・四十三条）

第八節 不正競争（第十二・四十四条―第十二・四十六条）

第九節 知的財産権の行使

第一款 一般的義務（第十二・四十七条及び第十二・四十八条）

第二款 民事上の救済（第十二・四十九条―第十二・五十三条）

第三款 国境措置（第十二・五十四条―第十二・六十二条）

第四款 刑事上の制裁（第十二・六十三条）

第五款 デジタル環境における権利行使（第十二・六十四条）

第十節 協力及び制度上の措置（第十二・六十五条及び第十二・六十六条）

第十一節 経過期間（第十二・六十七条―第十二・六十九条）

第十三章 競争政策（第十三・一条―第十三・十条）

第十四章 補助金（第十四・一条―第十四・七条）

第十五章 国有企業及び指定独占企業（第十五・一条―第十五・九条）

第十六章 ビジネス環境の整備（第十六・一条―第十六・四条）

第十七章	労働（第十七・一条―第十七・六条）
第十八章	環境（第十八・一条―第十八・七条）
第十九章	透明性（第十九・一条―第十九・五条）
第二十章	協力（第二十・一条―第二十・五条）
第二十一章	紛争解決（第二十一・一条―第二十一・七条）
第二十二章	最終規定（第二十二・一条―第二十二・六条）
附属書一（第二章関係）	第二・四条の規定に関する表
附属書二（第三章関係）	品目別規則
附属書三（第三章関係）	必要的記載事項
附属書四（第七章関係）	金融サービス
附属書五（第七章関係）	第七・五条の規定に関する特定の約束に係る表
附属書六（第七章関係）	第七・七条の規定に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書七（第八章関係）	自然人の移動に関する特定の約束に係る表

附属書八（第十一章関係）

政府調達

附属書九（第十二章関係）

バングラデシュのための経過期間

前文

日本国及びバングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力並びに貿易及び投資の増大を通じて発展を遂げてきた強固な外交関係及び経済関係並びに多年にわたる友好関係を意識し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的發展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を円滑にするための互恵的な規則を通じ、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国間の経済上の関係及び連携を促進し、両締約国の市場を更に効率化し、及び活性化し、並びに予見可能な通商上の環境を確保することとなる明確な法的枠組みを創設することを希望し、

この協定が、両締約国間の貿易及び投資の一層の増大に貢献するのみならず、それぞれの地域における経済並びに平和及び安定において重要な役割を果たす両締約国の政治的関係及び外交関係の強化に貢献することを信じ、

この協定が、両締約国の経済的発展、安定及び成長の基盤としての役割を果たす自由な、開かれた、公正な、及びルールに基づいた国際経済秩序の強化に寄与することを認識し、また、活発なかつ急速に変化する国際環境において、このような秩序を損なうおそれがある市場によらない政策及び慣行並びに威圧的な経済上の措置を含む新たな多数の経済上の課題が提示されていることを理解し、

サプライチェーンが、環境、健康及び安全並びに労働者の権利を尊重する予見可能で公正かつ競争的な市場の確立から利益を得ること並びに予想外の事態に効果的に対応するため、安全かつ強靱な^{じん}サプライチェーンを構築し、維持し、及び準備しなければならないことを認識し、

この協定が、両締約国間の「戦略的パートナーシップ」の強化のための重要な枠組みとなるとの見解を再確認し、

千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定を想起して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一・一条 目的

この協定は、貿易を自由化し、及び円滑にすること、投資を促進すること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を強化することを目的とする。

第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 農業に関する協定をいう。

(b) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(c) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(d) 「区域」とは、締約国の領域並びに当該締約国が国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈 この(d)の規定は、国連海洋法条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- (e) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。
- (f) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業、団体その他これらに類する組織を含む。）及びその支店をいう。
- (g) (i) 法人が一又は二以上の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
(ii) 法人が一又は二以上の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。
- (h) 「締約国の法人」とは、締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される法人をいう。
- (i) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

- (j) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。
- (k) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各級の注釈及び各号の注釈を含む。）（世界税関機構により採用され、及び運用されるもの）であつて、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書において定められ、並びに両締約国によりそれぞれの国内法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。
- (l) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
- (m) 「両締約国」とは、日本国及びバングラデシュをいい、「締約国」とは、日本国又はバングラデシュをいう。
- (n) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (o) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置

の適用に関する協定をいう。

(p) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に
関する協定をいう。

(q) 「国連海洋法条約」とは、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する
国際連合条約をいう。

(r) 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

(s) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関
を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条 秘密の情報

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報
の秘密性を保持する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報
であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企

業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第一・四条 租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3 前条及び第十九章の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第一・五条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第六章まで、第九章、第十章、第十四章及び第十五章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること及び同条(g)の規定が有限天然資源

(生物資源であるかどうかを問わない。)の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2 第七章から第十章まで、第十四章及び第十五章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

3 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

- (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
- (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の

貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）を防護するためにとる措置

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第一・六条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と両締約国が締結している協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第一・七条 合同委員会

- 1 両締約国は、この協定に基づき合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次のことを任務とする。
 - (a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、必要な場合には、両締約国に対して適当な勧告を行うこと。
 - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
 - (d) 次のものを採択すること。
 - (i) 第二・二十二条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則
 - (ii) 第三・三十条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則
 - (iii) 第二十一・一条(c)及び第二十一・八条10(g)にそれぞれ規定する仲裁手続のための手続規則及び行動規範
 - (iv) 必要な決定
- (e) 両締約国が決定するその他の任務を遂行すること。

- 3 (a) 合同委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。
- (b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。
- 4 合同委員会は、その規則及び手続を定める。
- 5 合同委員会は、この協定の効力発生の日に第一回会合を開催するものとし、その後は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第一・八条 小委員会

- 1 この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。
 - (a) 第二・二十一条に規定する物品の貿易に関する小委員会
 - (b) 第三・二十九条に規定する原産地規則に関する小委員会
 - (c) 第四・二十三条に規定する税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
 - (d) 第五・五条に規定する衛生植物検疫措置に関する小委員会
 - (e) 第六・九条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
 - (f) 第七・十七条に規定するサービスの貿易に関する小委員会

- (g) 第九・十九条に規定する投資に関する小委員会
- (h) 第十一・二十二条に規定する政府調達に関する小委員会
- (i) 第十二・六十六条に規定する知的財産に関する小委員会
- (j) 第十六・二条に規定するビジネス環境の整備に関する小委員会
- (k) 第十七・四条に規定する労働に関する小委員会
- (l) 第十八・五条に規定する環境に関する小委員会
- (m) 第二十・四条に規定する協力に関する小委員会

2 小委員会は、1に規定する各条において特定する任務を遂行する。

第一・九条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第二・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定をいう。

(c) 「二国間セーフガード措置」とは、第二・十条 2 に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(d) 「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 締約国の産品であつて、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に對して、千九百九十四年のガット第三条 2 の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(e) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(f) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g) 「輸出補助金」とは、法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金（補助金及び相殺措置に関する協定附属書 I に掲げる輸出補助金又は農業協定第九条 1 (a) から (f) までに掲げる輸出補助金を含む。）をいう。

注釈 1 補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によつて立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、補助金及び相殺措置に関する協定 3.1 に規定する輸

出補助金とみなされることはない。

注釈2 輸出補助金には当たらないものとして補助金及び相殺措置に関する協定附属書Iに規定する

措置は、同協定3.1の規定又は同協定の他のいかなる規定によっても禁止されない。

(h) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定をいう。

(i) 「輸入許可手続」とは、輸入締約国の領域への輸入に先立ち当該輸入締約国の関係行政機関に対する申請書その他の書類（通関用のものを除く。）の提出を要求する行政上の手続をいう。

(j) 「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(k) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二・十五条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(l) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(m) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい
い、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第二・二条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・三条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条 関税の撤廃又は引下げ

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 各締約国は、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低くなる場合には、輸入者が第三・一条(o)に規定する関税上の特惠待遇を要求するかどうかにかかわらず、当該産品について、その低い税率を適用する。

第二・五条 関税上の評価

関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・六条 輸出税

一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品について課される税を最小限にするよう努める。

第二・七条 輸出補助金

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向けられる産品について、補助金及び相殺措置に関する協定及び二千十五年十二月十九日にナイロビで採択された二千十五年十二月十九日の輸出競争に関する閣僚決定（文書番号WT/MIN(一五)/四五及び文書番号WT/L/九八〇）に適合しないかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二・八条 輸入及び輸出の制限

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であつて関連する世界貿易機関設立協定の規定に基づく義務に適合しないかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2 一方の締約国は、両締約国が合意する製品の他方の締約国からの輸入又は当該他方の締約国への輸出について関税以外の禁止又は制限であつて世界貿易機関設立協定に適合してとられるものを新設する場合には、自国の国内法令に適合する方法により、その新設の前に、又はその後できるだけ速やかに、当該他方の締約国に対して関連する情報を利用可能なものとし、又は通報するよう努める。

注釈 一方の締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく関連する手続を通じて他方の締約国に対して関連する情報を提供することにより、この2の規定を履行することができる。

第二・九条 輸入許可手続

1 各締約国は、全ての自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、透明性がある、かつ、予見可能な態様で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従い適用されることを確保する。いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。

2 一方の締約国は、新たな輸入許可手続及び自国が現行の輸入許可手続について行った変更について、可能な限り当該新たな輸入許可手続又は当該変更が効力を生ずる三十日前に他方の締約国に通報する。締約国は、いかなる場合にも、その公表の日の後六十日以内にその通報を行う。この2の規定に従って行われ

る通報には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。締約国は、輸入許可手続に関する協定第五条1から3までの規定に従いWTOの輸入許可委員会に対し新たな輸入許可手続又は現行の輸入許可手続の変更を通報する場合には、この2の規定を遵守しているものとみなされる。

3 締約国は、新たな又は変更された輸入許可手続を適用する前に、当該輸入許可手続を政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。この公表は、実行可能な限り当該輸入許可手続の要件が効力を生ずる日の二十一日前に行うものとし、いかなる場合にも当該効力を生ずる日以前に行う。

4 一方の締約国は、他方の締約国の要請がある場合には、一般に適用される輸入許可手続に関連する措置に関する情報を求める当該他方の締約国の要請に対し、速やかにかつ可能な限り回答する。

5 一方の締約国は、他方の締約国の産品について輸入許可の申請を拒否する場合において、申請者又は当該他方の締約国の要請があったときは、当該要請を受領した後合理的な期間内に、当該申請者又は当該他方の締約国に対してその拒否の理由に関する説明を提供する。

第二節 セーフガード措置

第二・十条 二国間セーフガード措置の適用

1 一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす原因となつていたりときは、この節の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

- (a) この章に定める関税の引下げの対象となる1に規定する原産品の関税の更なる引下げを停止すること。
- (b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。
 - (i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率
 - (ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二・十一条 調査

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2 1に規定する調査については、特別な場合を除くほか、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

3 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているかどうか、又は与えるおそれがあるかどうかをこの条の規定に基づいて決定するための1に規定する調査においては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に係る有する全ての要因であつて、客観的かつ数値化されたもの、特に当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入の増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの、又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が、当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを当該原産品の輸入

の増加に帰してはならない。

第二・十二条 通報及び協議

1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面により通報する。

- (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合
- (b) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

2 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。
当該情報には、次の事項を含める。

- (a) 1(a)に規定する場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(b) 1(b)に規定する場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフ

ガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

3 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、前条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び第二・十四条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

第二・十三条 条件及び制限

1 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができるが、延長を含めた合計の適用期間は、六年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

2 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年の期間のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

3 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性がある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

第二・十四条 補償

1 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供する。

2 両締約国が第二・十二条3の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができ、譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置の適用期間中に限り、当該権利を行使することができる。

第二・十五条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二・十条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協

議を開始する。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第二十一条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第二・十三条1に規定する適用期間に算入される。

4 第二・十三条3及び4の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第二・十一条1に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二・十六条 世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

- (a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定
- (b) 農業協定第五条の規定

2 締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象である産品について、この章の規定に基づく二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとることができず、また、締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象となる産品について、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置を引き続き維持することができない。

3 この節に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによつて中断されない。当該締約国は、1(a)又は(b)の規定に従って適用されるセーフガード措置の終了後は、原産品の輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第二・十七條 両締約国間の連絡

第二・十二條1及び第二・十五條2に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第二・十八條 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この節の規定について見直しを行う。

第三節 他の規定

第二・十九条 ダンピング防止措置及び相殺措置

この章のいかなる規定も、締約国が千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に基づいて措置をとることを妨げるものと解してはならない。

第二・二十条 国際収支の擁護のための措置

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び第十八条B並びに世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二・二十一条 物品の貿易に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に関連するその他の事項であつて両締約国が決定するものについて検討すること。

(c) 次条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。

第二・二十二条 物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第三章 原産地規則

第三・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「養殖」とは、成育又は成長の過程に対する生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生等）から水生生物（魚、軟体動物、甲殻類、その他の水棲無脊椎動物、水生植物等）を飼養することをいう。

(b) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給又はその発給を行う団体の指定及び認定された輸出者としての資格の付与について責任を負う当局をいう。

(c) 「税関当局」とは、第四・一条(a)に定義する税関当局をいう。

(d) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

- (e) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。
 - (i) 当該締約国において登録されていること。
 - (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) 両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - (iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の二十五パーセント以上が両締約国の国民であること。
 - (f) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。
 - (g) 「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産及び負債の記録、情報の開示並びに財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められ、又は十分に権威のある支持を得ている

る会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

- (h) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。
- (i) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。
- (j) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。
 - (i) 燃料及びエネルギー
 - (ii) 工具、ダイス及び鋳型
 - (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
 - (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

- (vi) 他の製品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) その他の製品であつて、他の製品に組み込まれておらず、かつ、当該他の製品の生産におけるその使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの
- (k) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。
- (l) 「非原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。
- (m) 「原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされる材料をいう。
- (n) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、第三・十三条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。
- (o) 「関税上の特惠待遇」とは、第二・四条1の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。
- (p) 「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

(q) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、養殖、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第三・二条 原産品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産され、及びその生産の最終工程（第三・七条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われた産品であつて、附属書二に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工の作業に関する要件を定める規則）を満たすもの

第三・三条 完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に定める産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、養殖、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- 注釈 (a)から(c)までの規定の適用上、「動物」とは、全ての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウイルスを含む。）をいう。
- (d) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- 注釈 この(d)の規定の適用上、「植物」とは、全ての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。
- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 両締約国及び第三国の領海の外側にある海、海底又はその下から、国際法に基づき、当該締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物及び当該締約国又は当該締約国の者により得られるその他の産品。ただし、いずれかの締約国又は第三国の排他的経済水域から得られる水産物その他の海洋生物に

については、当該締約国又は当該締約国の者が国際法に基づき当該排他的経済水域を開発する権利を有することを条件とし、また、その他の製品については、当該締約国又は当該締約国の者が国際法に基づき当該海底及びその下を開発する権利を有することを条件とする。

注釈 水産物その他の海洋生物が原産品であるかどうかを決定するに当たり、この(f)に規定する「開発する権利」には、締約国と沿岸国との間で締結された協定又は取決めから生ずる当該沿岸国の漁業資源を利用する権利を含む。

- (g) 当該締約国の工船の船上において、(f)に規定する製品のみから加工され、又は製造される製品
- (h) 当該締約国において収集される製品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (i) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (j) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な製品から、当該締約国において回収される部品又は原材料であって、原材料の回収のみに適するもの

(k) 当該締約国において(a)から(j)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品

第三・四条 原産資格割合

1 第三・二条(c)の規定の適用上、產品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

FOB-VNM

$$QVC = \frac{\text{FOB}}{\text{FOB-VNM}} \times 100$$

FOB

(b) 原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

VOM+直接労務費+直接経費+利益+その他の経費

$$QVC = \frac{\text{FOB}}{\text{VOM+直接労務費+直接経費+利益+その他の経費}} \times 100$$

FOB

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される產品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの際の価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

注釈 製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含まない。

「VOM」とは、製品の生産において使用される全ての原産材料の価額をいう。

注釈 VOMには、当該締約国において生産された非原産材料の生産に付加された価額も含む。

「直接労務費」には、賃金、報酬その他の被用者給付を含む。

「直接経費」とは、経費の総額をいう。

注釈 製品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国における一般的に認められている会計原則を適用する。

2(a) 製品の船渡しの際の価額は存在するが、その価額が不明であるか又はその価額を確認することができな

い場合には、1に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価格に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの際に存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3 1の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産において使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの

(b) 当該材料の価額が不明であるか又はその価額を確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

4 製品の生産において使用される非原産材料は、当該製品が原産品としての資格を取得した場合において、当該製品が他の製品に材料として組み込まれるときは、非原産材料とはしない。

5 2 (b)又は3 (a)の規定において製品又は材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三・五条 累積

製品が一方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該製品の最後の生産工程が当該一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が第三・七条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。

(a) 当該一方の締約国において当該製品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を当該一方の締約国の原産材料とみなすこと。

(b) 他方の締約国において行われた非原産材料の生産の工程又はそれによって付加された価額を当該一方の締約国において行われ、又は付加されたものとみなすこと。

(c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときは、当該一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産の工程又はそれによつて付加された価額を考慮すること。

第三・六条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、産品の生産に使用する非原産材料であつて、関連する関税分類の変更が行われないものが全体として同附属書に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たつて考慮しない。

第三・七条 原産資格を与えることとならない作業

1 第三・二条(c)の規定にかかわらず、締約国における産品の生産において、非原産材料に対して次に掲げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該産品は、当該締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 製品の単純な混合（異なる種類の製品の混合であるかどうかを問わない。）

(d) 製品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e) 生産品の部品への分解

(f) 瓶、ケース又は箱に詰めることその他の単純な包装作業

(g) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(h) 物品を単にセットにする作業

(i) 研ぐこと又は単純な切断

2 1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第三・八条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品と

する。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は税関当局の監督下での一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、輸入締約国の要件を満たすための再こん包及びラベルの貼替え、積送される貨物の分割、積卸し、蔵置並びに産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に輸送するために必要なその他の作業であつて、産品の積替え及び一時蔵置の間に行われるもの以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三・九条 組み立ててないか又は分解してある産品

第三・二条から第三・七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

第三・十条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が製品の生産に使用される場合において、当該製品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫において混在している場合において、これらの製品が在庫において混在している締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸しその他これらの製品を良好な状態に保存するために必要な作業を除く。）も行われなるときは、これらの製品が当該締約国の原産品であるかどうかについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三・十一条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、製品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三・十二条 附属品、予備部品及び工具

1 製品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定

の製造若しくは加工の作業が行われたかどうかを決定するに当たり、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次のいずれの要件も満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるかどうかにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、次のいずれの要件も満たすときは、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

(a) 当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるかどうかにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにさ

れないこと。

- (b) 当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

第三・十三条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

- (a) 締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、第三・二条(a)に定めるものであること。

- (b) 締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品であつて、第三・二条(b)に定めるものであること。

- (c) 当該産品について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行

われていること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の原産性について、場合に応じて原産性を有するもの又は有しないものとして考慮する。

第三・十四条 輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しない。

第三・十五条 産品のセット

各締約国は、統一システムの解釈に関する通則3の規定の適用の結果として関税分類が決定されるセットについて、当該セットの原産品としての資格は、当該セットに適用される附属書二に定める品目別規則に従って決定されることを定める。

第三・十六条 原産地証明

1 産品が原産品であることについての利用可能な情報に基づく次のいずれかの文書を原産地証明とする。

- (a) 次条の規定に基づいて輸出締約国の権限のある政府当局又はそれが指定する他の団体（以下この章において「指定団体」という。）により発給された原産地証明書
 - (b) 第三・十八条1(a)の規定に基づく認定された輸出者が作成した原産地申告
 - (c) 第三・十八条1(b)の規定に基づく輸入者、輸出者又は生産者が作成した原産地申告
- 2 両締約国は、次の日のうちのいずれか早い日から1(c)の規定を実施する。
- (a) 両締約国が決定する日
 - (b) 両締約国が締結している国際協定に基づき、両締約国が輸入者、輸出者又は生産者が作成した原産地申告について原産地証明としての使用を開始する日
- 3 2の規定にかかわらず、日本国は、この協定の効力発生の日から、1の規定に基づく原産地証明と同様の方法により、輸入者による原産地申告を原産地証明とみなすことができる。この場合において、同国の税関当局は、輸入者による原産地申告に関し、第三・二十三条2の規定に基づき、同条1(b)及び(c)に規定する手段による確認手続を行ってはならない。輸入者は、産品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、原産地申告を作成するものとする。

4 1に規定する原産地証明については、次のとおりとする。

(a) 書面又はその他の媒体（電子的様式を含む。）による。

(b) 英語で記入する。

(c) 産品が原産品であり、かつ、この章に定める要件を満たすものであることを記載する。

(d) 附属書三に定める必要的記載事項を満たす情報を記載する。

5 各締約国は、原産地証明について、その発給又は作成の日から一年間有効なものであることを定める。

第三・十七条 原産地証明書

1 前条1(a)に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局又は当該権限のある政府当局により輸出締約国の関係法令に従って指定される指定団体が発給する。

2 輸出締約国の権限のある政府当局が指定団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面によりその指定団体を通報する。

3 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第三・三十条に規定する原産地

規則のための運用上の手続規則の一部として英語による原産地証明書の共通の様式を定める。

4 この章に別段の定めがある場合を除くほか、発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用される。

5 産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

6 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する5(b)に規定する産品の生産者が、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後のみ発給される。

7 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本

及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

8 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対して速やかにその取消しを通報する。

第三・十八条 原産地申告

1 第三・十六條1(b)及び(c)に規定する原産地申告については、次に掲げる者が作成することができるものとす。

- (a) 次条に規定する認定された輸出者
 - (b) 適用がある場合には、製品の輸入者、輸出者又は生産者
- 2 原産地申告については、次のとおりとする。
- (a) 証明する者の氏名又は名称を記載する。
 - (b) 原産地申告が作成された日付を記載する。
- 3 各締約国は、原産地申告について、次のいずれかに適用することができることを定める。

(a) 締約国への製品の一回限りの輸送

(b) 原産地申告に記載する十二箇月を超えない期間における同一の製品の二回以上の輸送

第三・十九条 認定された輸出者

1 各締約国は、自国の法令に従い、認定された輸出者としてこの協定の下で産品を輸出する輸出者の認定について定める。輸出締約国の権限のある政府当局は、次の条件を含む自己が適当と認めるあらゆる条件に従うことを条件として、認定された輸出者としての資格を付与することができる。

(a) 輸出者が当該輸出締約国の法令に従って適正に登録されていること。

(b) 輸出者がこの章に定める原産地規則を知り、かつ、理解していること。

(c) 輸出者が当該輸出締約国の法令に適合した輸出に関する十分な水準の経験を有していること。

(d) 輸出者が当該輸出締約国の権限のある政府当局の危険度に応じた管理手法によって評価される良好な遵守の実績を有すること。

(e) 輸出者が貿易業者である場合には、当該輸出者が、生産者による申告であって、認定された輸出者が原産地申告を作成するための製品の原産品としての資格及び第三・二十三条の規定に基づく確認に協力

するとの当該生産者の意図を確認することができるものを入手し、並びにこの章に定める全ての要件を満たすことができること。

(f) 輸出者が当該輸出締約国の法令に従い十分に管理された帳簿及び記録の保管のシステムを有すること。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a) 認定された輸出者に関する当該輸出締約国の手続及び要件を公表し、及び容易に利用可能なものとする。

(b) 認定された輸出者の認定を書面又は電子的手段により与えること。

(c) 認定された輸出者に対し、原産地申告に含められなければならない認定番号を与えること。

3 輸出締約国は、認定された輸出者が次に掲げる義務を負うことを確保する。

(a) 第三・二十六条の規定に従い、認定の利用の監視のため、輸出締約国の権限のある政府当局に対して記録及び施設にアクセスすることを認めること。

(b) 当該認定された輸出者が輸出締約国の権限のある政府当局により原産地申告を作成することを認めら

れ、かつ、当該原産地申告の作成の時に産品の原産品としての資格を証明する全ての適切な文書を有する産品についてのみ、原産地申告を作成すること。

(c) 作成した原産地申告（その悪用を含む。）について全ての責任を負うこと。

(d) 輸出締約国の権限のある政府当局に対し、(b)に係る情報に関連する変更を速やかに通報すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の認定された輸出者に関する次の情報を速やかに通報する。

(a) から(c)までに掲げる情報の変更又は認定の取消し若しくは停止についても、当該他方の締約国に速やかに通報する。

(a) 認定された輸出者の法律上の氏名又は名称及び住所

(b) 認定された輸出者の認定番号

(c) 認定された輸出者の認定がなされた日付及び該当する場合には、その有効期限の満了の日付

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定の利用の監視（認定された輸出者による原産地申告の確認を含む。）を行うものとし、1に規定する条件が満たされない場合には、当該認定を取り消す。

6 輸出締約国は、輸入締約国の税関当局が要請した場合には、認定された輸出者が、いつでも、全ての適

切な書類であつて、関係する産品の原産品としての資格を証明するもの（当該輸入締約国の法令に基づく供給者又は生産者からの申告を含む。）及びこの章に定めるその他の要件を満たすことを証明するものを提出することができるようにしておくことを確保する。

第三・二十条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、原産品に対し、この協定の規定に従い、原産地証明に基づき、関税上の特惠待遇を与える。

2 輸入締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入者が関税上の特惠待遇を要求するため、に次のことを行うことを定める。

- (a) 自己の税関申告において産品が原産品であることについて申告を行うこと。
- (b) (a)に規定する申告を行う際に有効な原産地証明を所持すること。
- (c) 自国が要求する場合には、自国の税関当局に対して原産地証明を提出すること。
- (d) 第三・十八条3(b)に規定する原産地申告に基づいて関税上の特惠待遇の要求を行う場合において、自

国が要求するときは、自国の税関当局に対して原産地申告の写しを提出すること。

3 1及び2の規定にかかわらず、輸入締約国は、次のいずれかの場合の輸入については、原産地証明を要求することができない。ただし、当該輸入が、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求について規律する当該輸入締約国の法令に従うことを回避することを目的として行われ、又は計画される一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a) 輸入品の課税価額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない場合

(b) 当該輸入締約国が輸入者に対して原産地証明を提出する義務を免除した製品の輸入の場合

4 輸入締約国の税関当局は、適当な場合には、輸入者に対し、この章に定める要件に従い、産品が原産品であることについての裏付けとなる証拠の提出を要求することができる。

5 提出のための期間が満了した後輸入締約国の税関当局に対して原産地証明が提出される場合において、当該期間に提出されることができないことが不可抗力その他輸入者又は輸出者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明は、当該輸入締約国の法令又は行政上の慣行に従って受理されることができる。

6 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、第三・八条に規定する積送基準を満たすために、次のものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第三・二十一条 分割輸入

統一システムの解釈に関する通則2(a)に規定する組み立ててないか又は分解してある産品が輸入者の要求により複数回に分けて輸入される場合には、当該産品についての単一の原産地証明を、輸入締約国の税関当局が定める条件に従つて使用することができる。

第三・二十二条 輸入後の関税上の特惠待遇の要求

各締約国は、輸入者が輸入の時に自国の税関当局に対して関税上の特惠待遇を要求する意思を通報した場合

合において、産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろうときは、当該産品の輸入者が、自国の法令に定める期間内に、関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定める。当該輸入者は、次の書類を自国の税関当局に提示するものとする。

- (a) 原産地証明その他当該産品が原産品であることについての証拠
- (b) その他の輸入締約国の税関当局が要求する輸入に関する書類であつて、要求された関税上の特惠待遇を十分に立証するためのもの

第三・二十三条 原産品であるかどうかについての確認

1 輸入締約国の税関当局は、他方の締約国から一方の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき原産品であるかどうかを決定するため、必要に応じ、通常次の順序により次の手段による確認手続を行うことができる。

- (a) 輸入者に対し、情報について書面により要請すること。
- (b) 次の者に対し、情報について書面により要請すること。

(i) 第三・十六條1(a)に規定する原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある政府当局又は同条1(b)に規定する原産地申告を作成した認定された輸出者。当該認定された輸出者については、輸出締約国の権限のある政府当局を通じて要請するものとする。

(ii) 第三・十六條1(c)に規定する原産地申告を作成した輸出者又は生産者。当該輸出者又は生産者については、輸出締約国の権限のある政府当局又は税関当局を通じて要請するものとする。

(c) 輸出締約国に事前に通報した上で、輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。

注釈 (c)に規定する確認のための訪問については、(b)の規定による確認手続が実施された後にのみ実施する。

2 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇の要求が第三・十六條1(c)に規定する輸入者が作成した原産地申告に基づく場合には、1(b)及び(c)に規定する手段による確認手続を行ってはならない。

3 輸入締約国の税関当局は、輸入者が作成した原産地申告に基づく関税上の特惠待遇の要求の場合を除くほか、1(a)の規定に基づいて行う情報についての要請に対し輸入者が次のものを提供しないときは、当該

要求を否認する前に、1 (b) 又は (c) の規定に基づく確認手続を行う。

(a) 輸入締約国の税関当局から要求された情報

(b) 関税上の特恵待遇の要求を裏付けるための十分な情報

4 輸入締約国の税関当局は、次のことを行う。

(a) 1 (b) (i) の規定の実施に当たっては、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。

(b) 1 (b) (ii) の規定の実施に当たっては、輸出締約国の権限のある政府当局又は税関当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。

(c) 1 (c) の規定の実施に当たっては、確認のための訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具体的な目的を明示した上で、その施設が訪問を受ける輸出者又は生産者の書面による同意を輸出締約国を通じて要請すること。

5 輸出者又は生産者の施設への確認のための訪問は、輸入締約国の要請に基づき、輸出締約国の同意及び支援を得て、両締約国間で決定する手続に従って、実施されることができる。

- 6 1 (b) 及び (c) の規定に基づく確認を行うに当たり、
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局又は税関当局は、4 (a) 又は (b) に規定する書面による要請の受領の日
の後六箇月以内に、要請された情報を提供する。
 - (b) 輸出締約国は、4 (c) に規定する確認のための訪問についての書面による同意の要請の受領の日の後三十日以内に、当該要請への同意又は拒否について回答する。
- 7 輸入締約国の税関当局は、1 (b) 及び (c) の規定に基づく確認について、確認の後、決定を行うために必要な情報の受領の日から九十日以内に決定を行うよう努め、及び輸入者又は確認の要請を受領した輸出締約国の権限のある政府当局若しくは税関当局に対し、当該確認の結果をその理由を付して書面により通知する。
- 8 輸入締約国の税関当局は、1 (b) の規定に基づく確認を行うに当たり、必要と認める場合には、追加の情報
を要請することができる。輸入締約国の税関当局は、輸出者、生産者又は輸出締約国の権限のある政府当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から九十日の期間を与える。
- 9 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、関税上の特惠待遇の適用を停止することができる。

る。輸入締約国の税関当局は、製品の引取りを許可するものとするが、自国の法令に従って保証金の供託を当該引取りの条件とすることを要求することができる。

10 輸入締約国の税関当局は、第三・二十六条1に定める期間の後に、1(a)から(c)までに規定する手段による確認手続を行ってはならない。

11 この条の規定の適用上、各締約国は、自国から輸出された製品についての確認を促進するため、単一の連絡部局を指定する。

第三・二十四条 関税上の特惠待遇の否認

1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を否認することができる。

(a) 産品がこの章に定める要件を満たさない場合

(b) 産品の輸入者、輸出者又は生産者がこの章に定める関税上の特惠待遇を得るための関連する要件を満たさず、又は満たさなかった場合

2 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇の要求を否認する場合には、輸入者に対して決定（その理由を含む。）を書面により提供する。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が原産品でないことを決定し、関税上の特惠待遇を否認することができる。

(a) 当該輸入締約国の税関当局が産品が原産品であることを決定するための十分な情報を受領しなかった場合

(b) 輸入者、輸出者、生産者又は輸出締約国の権限のある政府当局若しくは税関当局が前条の規定に基づく情報についての書面による要請に回答しない場合

(c) 輸出締約国が、前条の規定に基づく確認のための訪問についての要請を拒否するか又は当該要請に回答しない場合

4 各締約国は、商業上の秘密の情報を保護する必要性を考慮しつつ、否認事例に関する情報であつて、他の利害関係者にとって重要な利益があると認めるものを公に利用可能なものとするよう努める。

第三・二十五条 第三者の仕入書

輸入締約国は、産品がこの章に定める要件を満たす場合には、仕入書が当該産品の輸出者又は生産者により発給されていないことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。

第三・二十六条 記録の保管に関する義務

1 各締約国は、次のことを要求するものとする。

(a) 自国の輸出者、生産者又は権限のある政府当局が、原産地証明の発給の日から少なくとも五年間又は自国の法令に基づくより長い期間、当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

(b) 自国の輸入者が、産品の輸入の日から少なくとも五年間又は自国の法令に基づくより長い期間、関税上の特恵待遇を要求した産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

2 1に規定する記録は、自国の法令に従い、速やかに取り出すことができる媒体（デジタル式の、電子的な、光学的な又は磁気的な媒体及び書面を含む。）により保管することができる。

第三・二十七条 秘密性

1 各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれがある開示から保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って他方の締約国から入手した情報については、

(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。

(b) 当該輸入締約国の法令に従う場合を除くほか、当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。ただし、外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の提供が当該輸出締約国に要請され、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供された場合は、この限りでない。

第三・二十八条 罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対する適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第三・二十九条 原産地規則に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 次のものに関し、検討を行い、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) いずれかの締約国が提案する附属書二又は附属書三の改正
 - (iii) 次条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則
 - (b) この章の規定に関連するその他の事項であつて両締約国が決定するものについて検討すること。
 - (c) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。
 - (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。
- 4 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。
- 第三・三十条 原産地規則のための運用上の手続規則
- 合同委員会は、この協定の効力発生の日に、原産地規則のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の権限のある政府当局、税関当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従つて、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第四・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、各締約国の法律に基づいて関税法令の運用及び執行について責任を有する当局をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であつて、その運用及び執行について特に税関当局が責任を有するもの並びに税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。
- (c) 「税関手続」とは、締約国の税関当局が自国の関税法令の対象となる物品に対して適用する措置をいう。
- (d) 「急送貨物」とは、国際クーリエ・サービス（物品の迅速な国境を越える移動のための貨物サービスを運営し、かつ、これらの物品について税関当局に対する責任を引き受けるサービスをいう。以下この（d）において同じ。）により又は国際クーリエ・サービスを通じて輸入される全ての物品をいう。

(e) 「裏付けとなる文書」とは、輸入、輸出及び締約国の領域における税関管理の下にある物品の移動のため当該締約国に提出される情報を裏付けるために必要な書類をいい、仕入書、船荷証券、包装明細書等の文書を含めることができる。

第四・二条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 各締約国の関税法令の適用における予見可能性、一貫性及び透明性を確保すること。
- (b) 各締約国の税関手続の効率的な運用及び物品の迅速な通関を促進すること。
- (c) 各締約国の税関手続を簡素化し、及び関連する国際的な基準に可能な限り調和させること。
- (d) 両締約国の税関当局の間の協力を促進すること。
- (e) 世界的及び地域的なサプライチェーンのための環境を強化すること等を通じて、両締約国間の貿易を円滑にすること。

第四・三条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品であつて、各締約国の関税領域（全ての経済特区、輸出加

工地区その他の自由地帯を含む。)に出入りするものに適用される税関手続について適用する。

第四・四条 一貫性

1 各締約国は、自国の関税法令（物品の関税分類、原産地及び関税評価に係る決定に関するものを含む。）が自国の関税領域全体において一貫して実施され、及び適用されることを確保する。

2 各締約国は、自国の関税領域全体において自国の関税法令の一貫した実施及び適用を確保するための行政上の措置を採用し、又は維持する（自国の地方税関官署の間において自国の関税法令の一貫した適用に資する行政上の環境を整備することによることが望ましい。）。

3 一方の締約国は、他方の締約国の税関の業務を改善するため、2に規定する行政上の環境に関する当該一方の締約国の慣行及び経験を当該他方の締約国と共有するよう奨励される。

4 一方の締約国が1及び2に規定する義務を遵守しない場合には、他方の締約国は、第四・二十二条の規定に基づく協議の手続に従ってその問題について当該一方の締約国と協議することができる。

第四・五条 透明性

1 各締約国は、次の事項に関する情報を、政府、貿易業者その他の利害関係を有する者が知ることができ

るようにするため、差別的でない態様で、かつ、容易にアクセス可能な方法により、インターネットにおいて速やかに公に利用可能なものとする。

- (a) 輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための手続（港湾手続、空港手続その他の入国地点における手続を含む。）並びに所要の書式及び文書
- (b) 輸入及び輸出について又はこれらに関連して課される全ての種類の関税及び租税の実行税率
- (c) 輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動について又はこれらに関連して政府機関により又は政府機関のために課される手数料及び課徴金
- (d) 製品の関税上の分類又は評価に関する規則
- (e) 原産地規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定
- (f) 輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動に対する全ての種類の制限又は禁止
- (g) 輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための手続の違反に対する罰則
- (h) 異議の申立て又は審査の請求のための手続

- (i) 自国が締結している一若しくは二以上の国との間の協定又はその一部であつて、輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動に関するもの
- (j) 該当する場合には、関税割当ての運用に関する手続
- (k) 次条に規定する照会所の連絡先及び税関に係る事項についての照会の方法に関する情報
- (l) 事前の教示の要請に関する手続についての英語による概要
- 2 各締約国は、新たな関税法令を策定し、又は既存の関税法令を改正する場合には、可能な限り、その新たな又は改正される関税法令の案を公表し、又は容易に利用可能なものとし、及び利害関係を有する者に対し、当該関税法令の案について意見を提出するための適当な機会を与える。ただし、事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。
- 3 各締約国は、一般に適用される新たな又は改正された法令であつて物品の移動、引取りの許可及び通関に関するもの（自国の領域における税関管理の下にある物品の移動に関するものを含む。）について、貿易業者その他の利害関係を有する者が知ることができるようにするため、実行可能な限り、並びに自国の法令及び法制に適合する方法により、当該法令の効力発生の日の前に、可能な限り速やかに公表され、又

は当該法令に関する情報が公に利用可能なものとされることを確保する。

第四・六条 照会所

各締約国は、利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、並びに輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための所要の書式及び文書の取得を容易にするため、一又は二以上の照会所を指定する。

第四・七条 税関手続

1 各締約国は、自国の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保する。

2 各締約国は、可能な場合には、かつ、自国の関税法令が許容する範囲内で、自国の税関手続が世界税関機構の基準及び勧告された慣行に適合することを確保する。

3 各締約国の税関当局は、貿易を円滑にするために自国の税関手続を簡素化することを目的として当該自国の税関手続を見直す。

第四・八条 船積み前検査

1 いずれの締約国も、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならない。

2 1の規定の対象とならない他の種類の船積み前検査を利用する各締約国の権利を害することなく、各締約国は、当該他の種類の船積み前検査を利用することに関して新たな要件を導入せず、又は適用しないよう奨励される。

注釈 この2に規定する船積み前検査とは、世界貿易機関設立協定附属書一A船積み前検査に関する協定の対象となる船積み前検査をいい、衛生植物検疫のための船積み前検査を排除するものではない。

第四・九条 到着の前の処理

1 各締約国は、物品の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に処理を開始するため、物品の輸入のために必要な文書その他の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、適当な場合には、原則として、物品の到着の前に文書の処理を行うため、1に規定する文

書その他の情報の電子的様式による事前の提出について定める。

第四・十条 事前教示

1 一方の締約国は、他方の締約国からの物品の自国の領域への輸入の前に、輸入者、輸出者若しくは正当な事由を有する者又はこれらの者の代理人であって、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出したものに対し、次の事項に関する書面による事前の教示を行う。

(a) 関税分類

(b) 当該物品が前章の規定に基づく原産品であるかどうか。

(c) 関税評価協定の規定に従って特定の事実関係に基づいて課税価額を決定する上で使用する適当な方法又は基準及びこれらの適用

注釈 バングラデシュは、可能な限り、この協定の効力発生の日の後十年以内にこの(c)の規定を実施する。

(d) 両締約国が決定するその他の事項

2 各締約国は、事前の教示を行う手続であって次の要件を満たすものを採用し、又は維持する。

- (a) 事前の教示を申請するために必要な情報を特定すること。
 - (b) 当該締約国が、事前の教示の申請に関する審査の過程のいかなる時点においても、当該申請を審査するために必要な追加の情報（物品の見本を含むことができる。）の提供を申請者に要請することができることを定めること。
 - (c) 事前の教示が、申請者によって提示された事実及び状況並びに意思決定を行う税関官署が保有する他の関連する情報を根拠とすることを確保すること。
 - (d) 事前の教示が、関連する事実及びその決定の根拠を含むことを確保すること。
- 3 各締約国は、自国の公用語又は自国が決定する言語により事前の教示を行う。事前の教示については、全ての必要な情報が受領された後、合理的な、かつ、特定された方法により、定められた期限までに申請者に対して行うものとし、可能な限り、九十日以内に行う。各締約国は、事前の教示の申請よりも前に、当該事前の教示を行う期限を特定し、及び公表する。税関当局は、申請を受領した後特定された期限よりも遅く当該事前の教示を行うことについて合理的な理由を有する場合には、当該特定された期限が終了する前に、申請者に対して事前の教示の遅延の理由を通知する。

4 締約国は、事前の教示の基礎を成す事実及び状況が行政上又は司法上の審査の対象となっている場合には、当該事前の教示を行うことを拒否することができる。事前の教示を行うことを拒否する締約国は、関連する事実、状況及び自国が当該事前の教示を行うことを拒否することを決定した根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

5 締約国は、2 (b)の規定に基づいて申請者に対して書面により要請した追加の情報が、その要請の時に決定した合理的な、かつ、特定された期限内に提供されなかった場合には、事前の教示の要請を拒否することができるとができる。

6 各締約国は、事前の教示に関し、当該事前の教示の根拠となる法令及び行政規則並びに事実及び状況に変更が生じていないことを条件として、当該事前の教示が行われた日又は当該事前の教示において特定する他の日から有効なものとすることを定める。7の規定に従うことを条件として、事前の教示は、少なくとも三年間有効なものとする。

7 締約国は、次のいずれかの場合において、事前の教示を取り消し、修正し、又は無効とするときは、関連する事実及びその決定の根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

- (a) 自国の法令又は行政規則に変更がある場合
 - (b) 不正確な情報が提供され、又は関連する情報が提供されなかった場合
 - (c) 当該事前の教示が根拠とした重要な事実又は状況に変更がある場合
 - (d) 当該事前の教示が誤っていた場合
- 8 締約国が事前の教示を遡及して取り消し、修正し、又は無効とすることができるのは、当該事前の教示が不完全な、不正確な、虚偽の又は誤認させる情報を根拠としていた場合に限る。
- 9 締約国が行う事前の教示は、当該事前の教示を要請した申請者について当該締約国を拘束する。
- 10 各締約国は、少なくとも次の事項を公表する。
- (a) 事前の教示の申請のための要件（提供すべき情報及び様式を含む。）
 - (b) 事前の教示を行う期限
 - (c) 事前の教示の有効期間
- 11 各締約国は、商業上の秘密の情報を保護する必要性を考慮しつつ、事前の教示に関する情報（当該締約国が既に行った事前の教示に関する情報を含む。）であって、他の利害関係を有する者にとって重要な利

益があると認めるものを公に利用可能なものとすることができる。

第四・十一条 物品の引取りの許可

1 各締約国は、両締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りの許可のための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する。この1の規定は、締約国に対し、自国が課する引取りの許可のための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。

2 各締約国は、1の規定に従い、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間を超えない期間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、通関に必要な全ての情報が提出された時から四十八時間以内）に物品の通関を許可する手続を採用し、又は維持する。

3 物品が更なる検査のために選定される場合には、当該検査については、合理的かつ必要なものに限定し、並びに不当に遅滞することなく行い、及び完了するものとする。

4 各締約国は、物品が到着する前に、到着する時に又は到着した後可能な限り速やかに関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われない場合において、その他の全ての規制上の要件が満たされているときは、当該決定の前に物品の引取りを許可する手続を採用し、又は維持する。締約国は、当該

引取りの許可の条件として、自国の法令に従って保証（その対象となる物品について最終的に納付されるべき関税、租税、手数料及び課徴金の納付を確保するために当該締約国が必要とする額を超えないものとする。）を要求することができる。

注釈 この4の規定の適用上、「保証」とは、保証人による保証、保証金又は各締約国の法令に定める他の適当な保証手段をいう。

5 この条のいかなる規定も、締約国が自国の法令に適合する方法により物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、又は取り扱う権利に影響を及ぼすものではない。

6 各締約国は、全ての規制上の要件が満たされていることを条件として、腐敗しやすい物品の回避可能な損失又は品質の低下を防止するため、腐敗しやすい物品の税関管理からの引取りの許可に関して次の事項を定める。

(a) 通常の状態においては、可能な限り短い時間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後六時間未満）における引取りの許可

(b) 例外的な状況において適当と認める場合には、税関当局の執務時間外における引取りの許可

- 7 各締約国は、必要とされる検査の日程を決定する場合には、腐敗しやすい物品を適切に優先する。
- 8 各締約国は、腐敗しやすい物品の引取りの許可を保留する間、当該腐敗しやすい物品を適切に保管するための手配を行い、又は輸入者が当該手配を行うことを認める。各締約国は、当該輸入者が手配する保管施設について、自国の関係当局が承認し、又は指定したものであることを要求することができる。当該保管施設への当該腐敗しやすい物品の移動（当該腐敗しやすい物品を移動する事業者に与えられる許可を含む。）については、必要な場合には、関係当局の承認を条件とすることができる。各締約国は、実行可能であり、かつ、国内法令に適合する場合において、当該輸入者の要請があったときは、引取りの許可のために必要な手続が当該保管施設において行われることを定める。

第四・十二条 情報技術の利用

- 1 各締約国は、可能な限り、物品の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に基づき、税関の業務を補助するために情報技術を利用する。
- 2 各締約国は、可能な限り、危険度の分析及び特定のための電子的な又は自動化されたシステム並びに物品の引取りの許可のための税関手続を迅速にする情報技術（当該物品の到着前のデータの提出を含む。）

を利用する。

3 各締約国は、輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための自国の税関当局が管理する書式（申告書を含む。）について、電子的様式により公に利用可能なものとするよう努める。

4 各締約国は、自国の税関当局が要求し、及び提出を受ける輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための文書（申告書及び裏付けとなる文書を含む。）であって電子的様式によるものについて、当該文書が書面により提出される場合と法的に同等なものとして受理する。

注釈 バングラデシュは、可能な限り、この協定の効力発生の日の後十年以内にこの4の規定を実施する。

5 いずれの締約国も、次の場合には、4の規定を適用することを要求されない。

(a) 国内的又は国際的な別段の法的要件がある場合

(b) 4の規定を適用することにより、輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための所要の税関手続その他の貿易に係る手続の実効性が低減するおそれがある場合

6 各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たり、該当する場合には、国際機関の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮するよう奨励される。

7 一方の締約国は、自国の税関当局が要求し、及び提出を受ける輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための文書（申告書及び裏付けとなる文書を含む。）であって電子的様式によるものの受理を促進するため、他方の締約国と協力し、及び国際的な場において協力する。

第四・十三条 認定事業者のための貿易円滑化措置

1 各締約国は、特定の基準を満たす事業者（以下この章において「認定事業者」という。）に対し、輸入、輸出及び自国の領域における税関管理の下にある物品の移動のための方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置であって3に規定するものを提供する。締約国は、これに代えて、全ての事業者に一般に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができるものとし、別の制度を制定することを要求されない。

2 認定事業者としての資格を有するための特定の基準は、締約国の法令若しくは手続に定める要件の遵守に関連し、又は当該要件の不遵守の危険性に関連するものとする。

(a) 当該基準は、公表されるものとし（インターネットにおけるものを含む。）、次のものを含むことができる。

(i) 関税法令その他の関連する法令の遵守に関する適当な記録

(ii) 必要な内部の統制を可能とするために記録を管理する制度

(iii) 財務上の支払能力（適当な場合には、十分な担保又は保証の提供を含む。）

(iv) サプライチェーン・セキュリティ

(b) 当該基準は、次の要件を満たすものとする。

(i) 同様の条件の下にある事業者の間において、恣意的又は不当な差別をもたらすように設計せず、又は適用しないこと。

(ii) 可能な限り、中小企業の参加を制限しないこと。

3 1の規定に従って提供される貿易円滑化措置は、次に掲げる措置のうち少なくとも三つを含むものとする。

(a) 適当な場合には、書類及びデータの要求の低減

- (b) 適当な場合には、物理的な検査の割合の低減
- (c) 適当な場合には、引取りの許可までに要する時間の短縮
- (d) 関税、租税、手数料及び課徴金の納期限の延長
- (e) 包括的な保証の利用又は保証の軽減
- (f) 一定の期間内の全ての輸入又は輸出についての一括した税関申告
- (g) 認定事業者の施設又は税関当局が許可した他の場所における物品の通関

注釈 (a)から(g)までに掲げる措置は、全ての事業者に一般に利用可能なものである場合には、認定事業者に提供されているものと認められる。

4 各締約国は、国際的な基準が存在する場合には、当該基準に基づいて認定事業者に係る制度を構築するよう奨励される。ただし、当該基準が、追求される正当な目的を達成する方法として適当でなく、又は効果的でない場合は、この限りでない。

第四・十四条 危険度に応じた管理手法

1 各締約国は、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

3 各締約国は、危険度の高い貨物に税関管理及び可能な限りその他の関連する国境管理を集中させ、並びに危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行う。各締約国は、また、自国の危険度に応じた管理手法の一部として、税関管理及び国境管理のために貨物を無作為に選定することができる。

4 各締約国は、危険度に応じた管理手法について、適当な選定の基準による危険性の評価を根拠とするものとする。当該選定の基準には、特に、統一システム番号、物品の性質及び品名、原産国、仕出国、物品の価額、貿易業者の遵守に関する記録並びに輸送の種類を含めることができる。

第四・十五条 急送貨物

1 各締約国は、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、適切な税関管理及び選定を維持しつつ、次のことによつて、急送貨物の通関を迅速に行うための税関手続を採用し、又は維持する。

(a) 急送貨物に関連する情報を到着の前に処理することについて定めること。

(b) 可能な限り、急送貨物に含まれる全ての物品を対象として、情報を一括して電子的手段により提出す

ることを認めること。

(c) 急送貨物の引取りの許可のために必要な書類を最小限にすること。

(d) 通常の状態において、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後、可能な限り速やかに（可能な場合には、六時間以内に）急送貨物の引取りを許可することについて定めるところ。

(e) (a)から(d)までに規定する待遇をあらゆる重量又は価額の貨物について適用するよう努めること。ただし、締約国は、追加の輸入手続（申告書及び裏付けとなる文書の提出並びに関税及び租税の納付を含む。）を要求することができることが認められ、及び当該待遇が文書等の低価額の物品に限定されないことを条件として、物品の種類に基づいて当該待遇を限定することができることが認められる。

(f) 特定の定められた物品を除くほか、可能な限り、関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。この(f)の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定に適合して輸入について課される付加価値税、物品税等の内国税については、適用しない。

注釈 この1の規定は、締約国がこの1に規定する待遇を与える既存の手続を有する場合には、当該締

約国に対し、別の迅速な引取りの許可の手続を導入することを要求するものではない。

- 2 1のいかなる規定も、危険度に応じた管理手法の制度の使用に関連して行うことを含め、物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。さらに、1のいかなる規定も、締約国が引取りの許可の条件として、追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求することを妨げるものではない。

第四・十六条 通関後の監査

- 1 各締約国は、物品の引取りの許可を迅速に行うため、自国の関税法令その他の関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。

- 2 各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定する。当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性がある態様で、通関後の監査を実施する。当該締約国は、当該監査の最終的な結果が得られた場合には、当該監査の過程に関与し、その記録が当該監査の対象となった者に対し、次の事項を遅滞なく通知する。

(a) 当該結果

(b) 当該結果の理由

(c) 当該者の権利及び義務

3 両締約国は、通関後の監査において得られた情報について、更なる行政上又は司法上の手続において使用することができることを認める。

4 各締約国は、実行可能な場合には、危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、通関後の監査の結果を利用する。

第四・十七条 引取りの許可の所要時間調査

1 各締約国は、この章の規定の効果的な実施を確保するため、自国の税関当局が物品の引取りの許可までに要する時間を収集し、及び分析することの重要性を認める。

2 各締約国は、可能な限り、次のことのため、世界税関機構が公表する物品の引取りの許可までに要する時間の測定のための指針等の手段を利用しつつ、定期的に、かつ、一貫性がある態様で、自国の税関当局が物品の引取りの許可までに要する時間を測定し、及びその結果を公表する。

(a) 自国の貿易円滑化措置を評価すること。

(b) 物品の引取りの許可までに要する時間について更なる改善の機会を検討すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、2に規定する引取りの許可の所要時間調査に関する自国の経験（使用された方法及び特定された障害を含む。）を当該他方の締約国と共有する。

第四・十八条 異議の申立て及び審査の請求

1 各締約国は、自国の税関当局が行政上の決定を行う対象となる全ての者が、自国の領域において、次の事項を行う権利を有することを定める。

(a) 当該行政上の決定を行った職員若しくは官署より上級の行政当局若しくはそれらから独立した行政当局に対する行政上の異議の申立て又はこれらの行政当局による審査の請求

(b) 当該行政上の決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

注釈 この条の規定の適用上、「行政上の決定」とは、個別の事例における特定の者の権利及び義務に影響を及ぼす法的効果を有する決定をいう。この条に規定する行政上の決定には、千九百九十四年のガット第十条に規定する行政上の措置並びに締約国の法令及び法制に定めるところにより行政上の措置がとられず又は行政上の決定が行われないことが含まれることが了解される。この不作為に

対処するため、締約国は、(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求を行う権利に代えて、税関当局に対して速やかに行政上の決定を行うことを命令するための代替的な行政上の制度又は司法手続を維持することができる。

2 締約国は、行政上の異議の申立て又は審査の請求が司法上の異議の申立て又は審査の請求の前に開始されることを自国の法令により義務付けることができる。

3 各締約国は、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が差別的でない態様で実施されることを確保する。

4 各締約国は、1に規定する者が1の規定に従って異議の申立て又は審査の請求に関する決定を受領する場合には、当該決定が当該者について当該締約国の領域全体において同様の態様で適用されることを確保する。

5 各締約国は、1(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求に関する決定が次のいずれかに該当する場合において、1に規定する者が、行政当局若しくは司法当局に対して更なる異議の申立てを行い、若しくはこれらの当局による更なる審査を請求し、又はその他の方法により司法当局に訴える権利を有することを

確保する。

(a) 自国の法令に定める一定の期間内に行われない場合

(b) 不当に遅延することなく行われない場合

注釈 この5のいかなる規定も、締約国が、異議の申立て又は審査の請求について行政上の措置をとらないことを自国の法令に従い1に規定する者にとって有利な決定であると認めることを妨げるものではない。

6 各締約国は、1に規定する者が、必要な場合には異議の申立て又は審査の請求のための手続を利用することができるようになるため、行政上の決定の理由を提供されることを確保する。

7 各締約国は、1に規定する者が、1に規定する行政上の決定又は不作為に関する審査を求めていることのみを理由として、不利に扱われないことを確保する。

8 各締約国は、自国の税関当局以外の関連する国境機関が行う行政上の決定についてこの条の規定を適用するよう奨励される。

9 行政上又は司法上の異議の申立て又は審査の請求に関する決定及び当該決定の理由については、書面に

より通知する。

第四・十九条 行動の基準

1 各締約国は、自国の税関職員が私的な利益（金銭的な利益を含む。）のためにその公共サービスを提供する者としての地位を利用するおそれがあり、又は利用していると合理的にみられる行為を行うことを抑止するための措置を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、利害関係を有する者が、自国の領域（輸入港その他の税関官署を含む。）における税関職員による不適切な又は腐敗した行動と認められる行動に関し、苦情を申し立てるための制度を定める。各締約国は、苦情申立てに対し、自国の法令及び手続に従い、適時に適当な手段をとる。

第四・二十条 罰則

1 各締約国は、自国の税関当局が自国の関税法令又は税関手続上の要件（関税分類、関税評価、原産国及びこの協定に基づく特恵待遇の要求に関するものを含む。）の違反に対する罰を科することを認める措置を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反について自国の税関当局が科する罰が、当該違反に

ついて法的に責任を有する者に対してのみ科されることを確保する。

3 各締約国は、自国の税関当局が科する罰が、事案に関する事実及び状況によるものであり、並びに違反の程度及び重大性に応じたものであることを確保する。

注釈 事実及び状況は、各締約国の法律に従い、客観的に証明される。

4 各締約国は、次の事項を回避するための措置を維持することを確保する。

(a) 罰及び税を評価し、及び徴収する際に生ずる利益相反

(b) 3の規定に適合しない罰の評価又は徴収の誘因を創出すること。

5 各締約国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反について自国の税関当局が罰を科する場合には、当該罰が科される者に対し、当該違反の性質及び当該罰の額を決定するために用いられる法令又は手続を特定する説明を書面により提供することを確保する。

6 関税法令又は税関手続上の要件の違反の状況にある者が締約国の税関当局による当該違反の発見前に当該税関当局に対して当該状況を自発的に明らかにする場合において、適当なときは、当該締約国の税関当局は、当該者に対する罰を確定する際に、当該罰を軽減する要素としてこの事実を考慮する。

7 各締約国は、自国の税関当局が関税法令又は税関手続上の要件の違反に係る罰を科する手続を開始することができると一定の、かつ、限定された期間を自国の法令若しくは手続において定め、又は他の方法により実施する。

注釈 「罰を科する手続」とは、税関当局による行政上の措置をいい、当該手続には、司法上の手続を含まない。

第四・二十一条 税関協力

1 両締約国の税関当局は、この協定に規定する他の形態の協力を及ぼすことなく、二千二十三年四月二十六日に東京で署名された税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定に従って、この章に規定する事項について、協力（情報を交換することによるものを含む。）を行い、及び相互行政支援を提供する。

2 一方の締約国は、可能な限り、重要な行政上の変更、法令の修正又はこれらに類似する輸入若しくは輸出を規律する自国の法令に関する措置であつて、この章の規定の運用に実質的に影響を及ぼす可能性があるものについて、他方の締約国に対して適時に通報する。その通報については、英語又は当該一方の締約

国の言語により行うことができるものとし、次条の規定に従って指定される連絡部局に対して行う。

第四・二十二条 協議及び連絡部局

1 一方の締約国は、この章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、当該問題に関連する詳細を提供して、他方の締約国との協議を要請することができる。当該協議については、両締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、3の規定に従って指定されるそれぞれの連絡部局を通じて行い、及び要請を受領した日の後三十日以内に開始する。

2 1に規定する協議により問題を解決することができない場合には、要請を行った締約国は、当該問題を、次条の規定に基づいて設置される税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会に付託することができる。

3 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定の実施のための一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに連絡先の詳細及び他の関連する情報がある場合には当該関連する情報を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第四・二十三条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
(b) この章の規定に関連する分野であつて、両締約国間の貿易を円滑にするために改善されるべきものを特定すること。

(c) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、次の職員から成る。

(a) バングラデシュについては、バングラデシュ税関及び商業省の職員並びに特例的な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(b) 日本国については、外務省及び財務省の職員並びに特例的な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

4 両締約国は、小委員会の会合に出席する自国の代表団の構成が当該会合の議題に対応することを確保する。

5 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五章 衛生植物検疫措置

第五・一条 適用範囲

この章の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく両締約国の全ての衛生植物検疫措置であつて、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

第五・二条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第五・三条 透明性

1 一方の締約国は、要請があつた場合には、当該要請を行った他方の締約国に対し、当該要請から三十日以内に、当該他方の締約国の貿易に著しい影響を及ぼす可能性がある衛生植物検疫措置の案であつて、才

ンラインのWTOの衛生植物検疫措置提出システムを通じてWTOに通報したものの要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

2 一方の締約国は、衛生植物検疫措置をWTOに通報した後、要請があった場合には、当該要請を行った他方の締約国に対し、両締約国間で決定される合理的な期間内に、採用した衛生植物検疫措置の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

第五・四条 照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び適当な場合には関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第五・五条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

- (b) 両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入、両締約国の区域における衛生植物検疫に係る事件の発生その他の事項（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。
 - (c) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。
 - (d) 両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力を強化するため、これについて討議すること。
 - (e) 関係機関に対して小委員会の所見を報告すること。
 - (f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
 - (g) この章の規定に関連するその他の問題について討議すること。
- 3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成るものとし、関連する専門家の適切な参加を得る。
 - 4 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五・六条 第二十一章の規定の不適用

第二十一章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(b) 貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第六・二条 目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の貿易を促進することを目的とする。

- (a) 透明性を高めること。
- (b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。
- (c) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を促進すること。
- (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について両締約国間の情報の交換及び

協力を強化すること。

(e) 標準化及び適合性評価に関する作業について、国際的及び地域的な場における両締約国間の協力を強化すること。

(f) 貿易の技術的障害に関する協定の実施を改善すること。

(g) 規制に関する一層の協力及び規制に関する良い慣行を促進すること。

第六・三条 適用範囲

1 この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置

第六・四条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権

利及び義務を再確認する。

第六・五条 透明性

1 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定における透明性に関する規定の重要性を認識する。

2 一方の締約国は、書面による要請があつた場合において、既に利用可能なときは、当該要請を行った他方の締約国に対し、WTOに通報した自国の強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約を提供する。当該強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約が利用可能でない場合には、当該要請を受けた一方の締約国は、当該要請を行った他方の締約国に対し、両締約国が決定する合理的な期間内に、及び可能なときは書面による要請を受領した後三十日以内に、当該強制規格及び適合性評価手続の要件を記載した英語による要約を提供する。第二文の規定を実施するに当たっては、要約の内容は、当該要請を受けた一方の締約国が決定する。

第六・六条 強制規格

1 一方の締約国が他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する場合には、当該他方の締約国は、当該一方の締約国の要請に応じ、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情

報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で提供する。

2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強制規格が当該一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

第六・七条 適合性評価手続の結果の受入れ

一方の締約国は、他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であっても、可能なきは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであることを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

第六・八条 照会所

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の

締約国に提供する照会所を指定する。

第六・九条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
 - (b) この章の規定に関連する問題について討議すること（強制規格、任意規格及び適合性評価手続に關し、情報の交換を行い、及び協議することを含む。）。
 - (c) 関係機関に対して小委員会の所見を報告すること。
 - (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。
- 4 小委員会は、次のものによって調整される。
- (a) バングラデシュについては、商業省又はその後継機関

(b) 日本国については、外務省又はその後継機関

5 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第六・十条 協力

1 両締約国は、相互に決定する条件に基づき、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において、この章の規定の目的に適合する協力を強化する。

2 1に規定する協力は、相互に決定する条件に基づくものとし、次の事項を含むことができる。

(a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する助言又は技術援助

(b) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について責任を負う団体が、相互に関心を有する事項について協力し、及び関連する国際機関が作成した相互承認のための枠組みに参加することを奨励すること。

(c) WTOの貿易の技術的障害委員会その他の関連する国際的又は地域的な場における連絡及び調整の強化

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、相互の利益のための分野別の提案であつて、

この章の規定に基づく協力のためのものを考慮する。

第六・十一条 第二十一章の規定の不適用

1 第二十一章の規定は、この章の規定については、適用しない。

2 両締約国間にこの章の規定に関連する紛争を引き起こす可能性がある問題が生じた場合には、両締約国は、友好的な解決を得ることを目的として、これらの問題について討議するよう努める。

第七章 サービスの貿易

第七・一条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす措置であって、締約国の中央若しくは地方の政府若しくは機関又は中央若しくは地方の政府若しくは機関によって委任された権限を行使する非政府機関が採用し、又は維持するものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

(a) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(b) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(c) 一方の締約国の区域におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域における地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

注釈 この章の規定は、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内で、租税に係る課税措置に適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(b) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次の事項に影響を及ぼす措置を除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (iii) コンピュータ予約システムのサービス
 - (iv) 地上取扱サービス
 - (v) 空港運営サービス
- (c) 政府調達
- (d) 第七・十五条に規定する場合を除くほか、締約国により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
- (e) 一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置
- (f) 政府の権限の行使として提供されるサービス
- 3 附属書四は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置に関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第七・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを、使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

(c) 「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(d) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことによ

り提供されるサービスをいう。

(e) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(f) 「地上取扱サービス」とは、空港において次のサービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。

航空会社の代理、管理及び監督

旅客の取扱い

手荷物の取扱い

駐機場サービス

料理の提供（食品の調理を除く。）

航空貨物及び航空郵便の取扱い

航空機に対する燃料の供給

航空機内の点検及び清掃

平面路による運搬

航空便の運航、乗組員の管理及び飛行計画の立案

地上取扱サービスには、セルフ・ハンドリング、保安、ライン・メンテナンス、航空機の修理及び保守並びに空港に不可欠な集中制御型の基盤（除氷設備、燃料分配システム、手荷物取扱システム、固定式の空港内輸送システム等）の管理及び運営のサービスを含まない。

(g) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連する市場における唯一のサービス提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）をいう。

(h) 「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) バングラデシュについては、バングラデシュの市民であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

(i) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適

用される条件を含まない。

(j) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスをいう。

(k) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(l) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(m) 「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。

(n) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(o) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様によるサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠

点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(p) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国の区域若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七・三条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(o)に掲げるサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(o)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束

を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(o)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、第七・五条に規定する自国の特定の約束に従い、小地域を単位とするか自国の全区域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

- (a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）
- (b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限は、サービスの提供のための投入を制限する措置については、適用しない。

- (d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (e) サービス提供者が法定の事業体又は合弁企業を通じてサービスを提供するに当たり、当該法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置
- (f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの）

第七・四条 内国民待遇

- 1 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を

与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことよって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第七・五条 特定の約束に係る表

1 締約国は、第七・三条、前条及び次条の規定に基づいて行う自国の特定の約束を附属書五の自国の特定

の約束に係る表に記載する。附属書五のそれぞれの特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野
に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 第七・三条及び前条のいずれの規定にも適合しない措置については、第七・三条の規定に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、前条の規定についての条件又は制限でもありとみなす。

第七・六条 追加的な約束

1 両締約国は、第七・三条及び第七・四条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。

2 1の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書五の特定の約束に係る自国の表に記

載する。

第七・七条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇

(b) 締約国による措置であつて、附属書六の最恵国待遇の免除に係る表に記載する分野、小分野又は活動に関するもの

第七・八条 透明性

1 両締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させるに当たりサービスの貿易を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進する。

2 各締約国は、次の措置及び国際協定を速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国際協定が効力を生ずる時まで公表する。

(a) サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置

(b) サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす自国が締結している全ての国際協定

3 各締約国は、可能な限り、2に規定する措置及び国際協定について、インターネットにおいて公に利用可能なものとし、及び自国の法的枠組みに定める限りにおいて、英語により公に利用可能なものとする。

4 2及び3に規定する公表が実行可能でない場合には、2に規定する措置及び国際協定に関する情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

5 一方の締約国は、この章の規定の対象となる事項について締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定する。連絡部局は、他方の締約国の要請があった場合には、次のことを行う。

(a) 関連する事項について責任を有する官署又は職員を特定すること。

(b) 当該事項に関して、両締約国の責任を有する官署の間又は職員の間連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

6 一方の締約国は、次の事項に関する特定の情報についての他方の締約国の要請に対して速やかに応じ、及び当該情報を提供する。

(a) 2 (a)に規定する措置又は2 (b)に規定する国際協定

(b) サービスの貿易に著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更

第七・九条 国内規制

1 各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用される全ての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であつて、影響を受けたサービス提供者の要請に基づき速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3 2のいかなる規定も、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制的性質に反することとなる裁判所又は
手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 各締約国は、自国の政策目的を実現するためにサービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を
導入する権利を有することを認めつつ、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に
関連する措置が、特定の約束を行った分野におけるサービスの貿易に対する不必要な障害とならないこと
を確保するため、自国が採用し、又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努
める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性がある基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
 - (b) サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。
 - (c) 免許に係る手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。
- 5 締約国が4(a)の規定に基づく自国の義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、当該締約国
が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈 「関係国際機関」とは、各締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

6 締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

- (a) 関連する申請手続の完了のために徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性があるものであること及び当該手数料自体がサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること。この(a)の規定の適用上、許可に係る手数料には、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。
- (b) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、申請者に対して当該申請に関する決定を通知すること。
- (c) 申請を処理するための指標となる日程を実行可能な限りにおいて設定すること。
- (d) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。
- (e) 不備がある申請については、申請者の要請があった場合には、申請を不備がないものとするために必要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、及び合理的な期間内に不備を是正する機会を与える

こと。

(f) 申請を終了させ、又は拒否する場合には、可能な限り、申請者に対し、その終了又は拒否の理由を書面により不当に遅滞することなく通知すること。申請者は、新たな申請を任意に再提出することができる。

(g) 自国の法令が許容する範囲内で、免許又は資格の申請の提出のために自国の区域に所在することを要求しないこと。

(h) 自国の法令に従い、申請が真正であることについて書面による提出と同等の条件の下で、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(i) 適当と認める場合には、自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

7 一方の締約国は、他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。各締約国は、免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、実行可能な限り次のことを確保する。

(a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。

(b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

8 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のサービス提供者が当該他方の締約国の区域において取引を行う際に用いる事業上の名称を使用することを不当に制限することなく許可する。

9 両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する多角的交渉の結果が効力を生じた場合には、当該交渉の結果を検討するものとし、適当なときは、両締約国間で協議した後、当該交渉の結果についてこの章の規定の下で効力を生ずるものとするため、この条の規定を改正する。

第七・十条 承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和又は他の方法のいずれかによって行うことができ、及び両締約国間若しくは権限のある当局の間の協定若しくは取決めのいずれかに基づいて又は一方的に行うことができるものとする。

2 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することとする場合には、次のとおりとする。

(a) 第七・七条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを要求するものと解してはならない。

(b) その承認が当該一方の締約国と当該第三国との間の協定又は取決めに基づいて与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。

(c) その承認が一方的に与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることについて意見を表明するための機会を十分に与える。

3 一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり他方の締約国と第三国との間を差別する手段となり、又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

4 1に規定する承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。両締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

第七・十一条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の区域における独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、この章の規定に基づく当該締約国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の区域において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可する当該他方の締約国に対し、当該他方の締約国の区域における関連業務に関する特定の情報の提供を要請す

ることができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域においてこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第七・十二条 商慣習

1 両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認める。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議を開始する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報であつて公に利用可能なものを提供することによって協力する。要請を受けた締約国は、また、自国の法令に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行った締約国に提供する。

第七・十三条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合及び国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の義務であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第七・十四条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七・十五条 補助金

1 各締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する。

2 いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を開始する。

3 2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

(a) 当該補助金を交付するための法令

(b) 当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）

(c) 当該補助金の政策的又は目的

(d) 当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間

(e) 当該補助金の交付を受ける資格要件

4 第二十一章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

5 この条の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、この条の規定が優先する。

第七・十六条 利益の否認

1 締約国は、次のサービスの提供については、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) サービスが第三国の区域から又はその区域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(b) 海上運送サービスの提供について、(ii)に規定する者が(i)に規定する船舶によってサービスを提供していることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(i) 第三国の法律に従って登録されている船舶

(ii) 船舶を運航し、又はその全部若しくは一部を利用する第三国の者

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国又は当該一方の締約国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七・十七条 サービスの貿易に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
- (c) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成るものとし、両締約国の政府の代表者をその共同議長とす

る。

4 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第七・十八条 約束の見直し

両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化（約束の形式を再交渉する可能性を含む。）のため、両締約国は、この章の規定及びこの章に規定する附属書の見直しを両締約国が決定する機会に行うことを適当な時期に検討する。

第八章 自然人の移動

第八・一条 一般原則

1 この章の規定は、国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護することの必要性を認識しつつ、両締約国間の特恵的な貿易関係並びに自然人の入国及び一時的な滞在を互惠主義に基づいて促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望を反映したものである。

2 各締約国は、1に規定する一般原則に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この

協定に基づく物品の貿易、サービスの貿易及び投資に関連する活動を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第八・二条 適用範囲

1 この章の規定は、他方の締約国の自然人の一方の締約国の区域への一時的な移動（当該自然人が次のいずれかの者である場合に限る。）に影響を及ぼす当該一方の締約国の措置について適用する。

- (a) 商用訪問者
- (b) 企業内転勤者
- (c) 投資家
- (d) 事業経営者
- (e) 自由職業サービス提供者
- (f) 独立の自由職業家
- (g) 契約に基づくサービス提供者
- (h) 配偶者及び被扶養者

(i) 附属書七の各締約国の表に掲げるその他の区分

2 この章の規定は、一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす当該一方の締約国の措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する当該一方の締約国の措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書七に定める各締約国の特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

4 他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書七に定める各締約国の特定の約束の条件に基づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

第八・三条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国に他方の締約国の自然人が永続的に居住する意図を有することなく入国し、及び滞在することをいう。

(b) 「他方の締約国の自然人」とは、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) バングラデシュについては、バングラデシュの市民であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

第八・四条 特定の約束

1 一方の締約国は、附属書七に定める各締約国の特定の約束の各区分における条件に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞について適用される自然人の移動に関する当該一方の締約国の法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2 いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定により入国及び一時的な滞在を許可される他方の締約国の自然人の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

- 3 一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可するという事実のみをもって、当該他方の締約国の自然人が自由職業その他の事業活動に従事するために関係する免許要件その他の要件（義務的な行動規範を含む。）を満たすことを免除するものと解してはならない。

第八・五条 申請の処理

- 1 一方の締約国は、入国及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の延長の許可についての不備のない申請であつて、他方の締約国の自然人のために提出されるものの処理を、不当に遅滞することなく行う。

- 2 締約国の権限のある当局は、申請を処理するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく当該申請者に通知するよう努める。

- 3 一方の締約国は、要請があつた場合には、他方の締約国の自然人から査証に関する不備のない申請を受領した後合理的な期間内に、次の事項を申請者に通知する。

- (a) 申請の受領

(b) 申請の処理状況

(c) 申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

4 一方の締約国は、自国の法令に従い、かつ、実行可能な範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑にし、及び迅速にするための措置をとるよう努める。

5 1に規定する申請の処理に関して締約国が課する手数料については、合理的なものとし、及び自国の法令に従うものとする。

第八・六条 透明性

1 一方の締約国は、附属書七に規定する他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能なものとするよう努める。

2 1に規定する情報には、適当な場合には、次の情報を含める。

(a) 入国及び一時的な滞在に関する査証、許可その他これらに類する承認の区分

(b) 必要とされる書類及び満たすべき条件

(c) 申請の提出の方法及び提出先の選択肢（領事事務所、オンライン等）

(d) 申請の手数料及び申請を処理するための指標となる期間

(e) (a)に規定する査証、許可その他これらに類する承認の種類ごとの最長の滞在期間

(f) 利用可能な延長又は更新の条件

(g) 同行する被扶養者に関する規則

(h) 自然人の入国及び一時的な滞在に関して一般に適用される関係法令

3 一方の締約国は、1及び2に規定する情報に関し、自国への入国の許可、自国における一時的な滞在の許可及び適用がある場合には自国における就労の許可についての効果的な申請に影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は既存の要件及び手続の変更を、他方の締約国に対して速やかに通報するよう努める。

第八・七条 協力

両締約国は、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を一層円滑にするため、相互に決定する協力の分野について討議することができるものとし、当該協力の分野については、各締約国が交渉の過程において提案する分野その他各締約国が特定する分野を考慮する。

第八・八条 紛争解決

1 両締約国は、第二十一章の規定の適用を妨げることなく、この章の規定の実施から生ずる意見の相違を協議によって解決するよう努める。

2 第二十一章に定める紛争解決手続は、次のいずれの要件も満たすものでない限り、この章の規定については、適用しない。

(a) 入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の種類があること。

(b) 一方の締約国の行政上の救済措置が、(a)に規定する事案の影響を受ける他方の締約国の自然人によって可能な限り尽くされたこと。

3 一方の締約国の権限のある当局による2(a)に規定する事案に関する最終的な決定が、2(b)に規定する行政上の救済措置に係る手続の開始の日の後合理的な期間内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが2(b)に規定する自然人に起因する遅延によるものでないときは、当該行政上の救済措置は、尽くされたものとみなす。

第九章 投資

第九・一条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c) 第九・八条の規定の適用の対象となるいずれかの締約国の投資家の全ての投資財産であつて、当該一方の締約国の区域にあるもの

注釈1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域において投資が行われた投資財産に關連するものについても適用する。

注釈2 この章の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

2 第九・六条から第九・八条まで、第九・十条、第九・十八条及び第九・十九条の規定は、該当する場合には、これらの条に定める条件に従い、租税に係る課税措置に適用するバン格拉デシュが当事国である他

の国際投資協定の規定と同等である限りにおいて租税に係る課税措置について適用する。

3 この章の規定と第七章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a) 第九・四条、第九・五条及び第九・八条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と第七章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と第七章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

第九・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であつて、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i) 法人

(ii) 株式、出資その他の形態の法人の持分（その持分から派生する権利を含む。）

- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
 注釈 一方の締約国が他方の締約国に貸し付ける貸付金は、含まれない。
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 注釈 「投資財産」は、次のもののみから生ずる金銭債権を意味するものではない。
 - (a) 物品又はサービスの販売のための商事契約
 - (b) (a)に規定する商事契約に関連する信用の供与
- (vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
- (viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

- (ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
注釈 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- (b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行つており、又は既に行つたものをいう。
 - (i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
 - (ii) 締約国の法人
- (c) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (d) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (e) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

- (f) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。
- (g) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。
- (h) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。
- (i) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。
- (j) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。
- (k) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的制度を規律する規則をいう。
- (l) 「ICSID追加的制度仲裁規則」とは、ICSID追加的制度規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。
- (m) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
- (n) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(o) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(p) 「二国間投資協定」とは、千九百九十八年十一月十日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とバンングラデシュ人民共和国との間の協定をいう。

第九・三条 投資の促進及び許可

1 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2 一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第九・四条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであ

るかどうかを含む。)によって判断する。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

3 1及び2の規定並びに次条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手し、又は統計を収集することを目的として、当該投資財産に関する情報を提供することを要求することができる。当該一方の締約国は、提供された秘密の情報については、当該投資家又は当該投資財産の正当な商業上の利益又は競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この3のいかなる規定も、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第九・五条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

2 1に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第九・六条 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 1に規定する義務は、次のとおりである。

(a) 「公正かつ衡平な待遇」には、正当な法の手続に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの義務を含む。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与

えることが義務付けられる。

第九・七条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九・八条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域におけるいずれか一方の締約国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域における自然人若しくは法人から物品若しくはサービスを購入すること。

- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 当該投資家と自国の区域における自然人又は法人との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について、当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、当該要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

注釈 この(g)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域における自然人又は法人に移転すること。

- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域におけるいずれか一方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。
 - (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (b) 自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域における自
然人若しくは法人から物品を購入すること。
 - (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為
替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
 - (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、
輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
 - (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- 3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域におけるいずれか一方の締約国の投資家の投資活
動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サー
ビスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開

発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1 (g)及び(h)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1 (g)又は(h)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c) 1 (h)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第九・九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第九・十条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この条において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 3から6までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 (a) 締約国の一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

- (i) 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。
- (ii) 政府の行為が投資に基づく明確かつ合理的な期待を害する程度
- (iii) 政府の行為の性質（その目的を含む。）

(b) 公共の福祉に係る正当な目的（公衆の道徳、公衆の衛生、安全、環境等）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

3 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

4 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

5 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

6 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

7 この条の規定は、貿易関連知的財産協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的財産協定に適合する限りにおいて、適用しない。

8 この条の規定は、第九・一条2の規定に従うことを条件として、租税に係る課税措置が収用を構成する限度において、当該課税措置について適用する。

第九・十一条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に

与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び支払の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨又は自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3 第九・十四条1のいかなる規定も、1の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものではない。

第九・十二条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

第九・十三条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの（融資の返済を含む。）
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
- (f) 第九・十条及び第九・十一条の規定に従つて行われる支払
- (g) 紛争の結果として生ずる支払

2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第九・十四条 安全保障のための例外

1 第一・五条3の規定にかかわらず、第九・十一条3の規定に従うことを条件として、この章のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

- (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置
- (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
- 2 この章のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。
- 3 締約国は、1の規定に基づいてこの章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第九・十五条 一時的なセーフガード措置

- 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のため
の支払又は資金の移転（第九・十三条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。
- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすお

それがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。
- (b) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (c) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (d) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(f) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第九・十六条 信用秩序の維持のための措置

1 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する法人が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの章の規定に適合しない場合には、当該措置をこの章の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第九・十七条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の法人との取引を禁止するもの又は当該他方の

締約国の法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違

反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の法人が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行つていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第九・十八条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

- (a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。
 - (i) 被申立人がこの章の規定に基づく義務に違反したこと。
 - (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被つたこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している被申立人の法人（法人格を有するものに限る。）のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人がこの章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該法人が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのよ
うな付託の意図の書面による通知（以下この条において「付託の意図の通知」という。）を送付する。付
託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定す
る法人の名称、住所及び設立場所

(b) 各請求について、違反があったとされるこの章の条項その他関連する条項

(c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を

次のいずれかの仲裁に付託することができる。

- (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。
 - (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。
 - (i) いずれの締約国もICSID条約の当事国でない場合
 - (ii) いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合
 - (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁
 - (d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁
- 5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。
- (a) 申立人による仲裁の請求であって、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局
長が受領した時
 - (b) 申立人による仲裁の請求であって、ICSID追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをICS
ID事務局長が受領した時
 - (c) 申立人による仲裁に関する通知であって、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UN

C I T R A L 仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4 (d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この条において「仲裁の通知」という。

6 各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する法人が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

- (a) 2 (a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合
 - (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。
 - (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。
 - (b) 2 (b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合
 - (i) 申立人及び2 (b)に規定する法人の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。
 - (ii) 申立人及び2 (b)に規定する法人の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。
- 9 8 (a) (ii)又は(b) (ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効

力を失う。

10 8 (a) (ii) 及び (b) (ii) の規定にかかわらず、申立人又は 2 (b) に規定する法人は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 仲裁廷は、この条の規定により請求が付託される場合には、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定並びに関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この章及びこの協定の関係する他の規定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証

契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、この章の規定に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16 15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する法人に対して行われることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する法人に対して行われることを定めるも

のとする。

(c) 裁定においては、自然人又は法人が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

20 この条の規定は、第九・一条2の規定に従うことを条件として、第九・六条から第九・八条まで又は第

九・十条の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

21 この条の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) バングラデシュについては、商業省

(b) 日本国については、外務省国際法局

22 各締約国は、21に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

第九・十九条 投資に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に関連するあらゆる事項について情報を交換すること。

(c) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d) 合同委員会に対して小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成るものとする。

4 小委員会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によつて会合する。

6 この条の規定は、第九・一条2の規定に従うことを条件として、第九・六条から第九・八条まで又は第九・十条の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する事項について適用する。

第九・二十条 見直し

両締約国は、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この章の規定の見直しを行うべきである。

第九・二十一条 二国間投資協定との関係

1 二国間投資協定第十四条2の規定にかかわらず、二国間投資協定は、この協定の効力発生の日に終了す

る。

2 両締約国は、二国間投資協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、二国間投資協定第十四条3の規定に従い、二国間投資協定第一条から第十三条までの規定が二国間投資協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有することを確認する。

3 2の規定の適用上、この協定のいかなる規定も、二国間投資協定の関連規定に基づきいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第九・二十二条 有効期間及び終了

この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この章の規定及びこの章に直接関連するこの協定の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

第十章 電子商取引

第十・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「アルゴリズム」とは、一連の定められた手順であつて、問題を解決し、又は結果を得るために行わ

れるものをいう。

- (b) 「商業上の電子メッセージ」とは、電気通信サービスを通じ、ある者の電子的なアドレスに商業上の目的で送信される電子メッセージ（少なくとも電子メール及び国内法令に定める範囲内で他の種類のメッセージを含む。）をいう。

注釈 「ある者の電子的なアドレス」には、IPアドレスを含まない。

- (c) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

- (d) 「対象企業」とは、一方の締約国について、当該一方の締約国の区域に所在し、かつ、他方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する企業であって、この協定の効力発生の日に存在するもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

- (e) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 対象企業

(ii) 他方の締約国の者

- (f) 「電子認証」とは、電子的な通信若しくは取引の当事者の同一性を検証し、又は電子的な通信の信頼性を確保する処理又は行為をいう。
- (g) 「電子的な請求」とは、売手と買手との間の構造化されたデジタル様式を使用する請求書の処理及び授受をいう。
- (h) 「電子的な請求の枠組み」とは、電子的な請求を円滑にするシステムをいう。
- (i) 「電子署名」とは、電子データ情報に含まれ、付され、又は論理的に関連する電子的な形式のデータであつて、当該電子データ情報との関係において署名者を特定するために及び署名者が当該データ情報に含まれる情報を承認することを示すために利用することができるものをいう。
- (j) 「電子的な送信」又は「電子的に送信される」とは、電磁的手段（光通信による手段を含む。）を用いて行われる送信をいう。
- (k) 「政府のデータ」とは、中央政府が保有するデータであつて、締約国の法令によつて開示が制限されておらず、並びに当該締約国が公衆のアクセス及び公衆による利用のためにデジタル式に利用可能なものとするものをいう。

(1) 「メタデータ」とは、データに関する構造化された又は記述的な情報（内容、様式、出所、権利、正確性、由来、頻度、周期、粒度、発行元又は責任者、連絡先情報、収集方法及びコンテキストを含む。）をいう。

(m) 「中小企業」とは、零細企業及び中小企業をいう。

(n) 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して送信される商業上の電子メッセージをいう。

第十・二条 原則及び目的

1 両締約国は、電子商取引がもたらす経済的な成長及び機会、電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性並びに電子商取引の発展及び利用を円滑にすることの重要性を認識する。

2 この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 両締約国間の電子商取引を促進すること。
- (b) 電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること。
- (c) 電子商取引の発展に関する両締約国間の協力を促進すること。

第十・三条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）。ただし、第十・十五条に規定するものを除く。

3 この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該他の章の規定が優先する。

第十・四条 国内の電子的な取引の枠組み

1 各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであつて、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法又は二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約の原則に適合するものを維持するよう努める。

2 各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a) 電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること。

(b) 電子的な取引のための自国の法的枠組みの策定において利害関係を有する者による寄与を容易にすること。

第十・五条 国内規制

各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であつて、電子商取引に影響を及ぼすもの（自国による情報の収集に係るものを含む。）が合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

第十・六条 電子認証及び電子署名

1 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子署名の法的な効果、法的な有効性又は法的な手続における証拠としての許容性を、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として否定してはならない。

2 いずれの締約国も、次のような措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式又は電子署名を相互に決定すること

を禁止する措置

(b) 電子的な取引の当事者がその取引について電子認証又は電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を与えられることを妨げる措置

3 各締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の取引について、認証の方式又は電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は認定された当局によって自国の法令に従って認証されることを要求することができる。

4 各締約国は、自国の法令に定める範囲内で、e シール、タイムスタンプ及びe デリバリーサービスについて1から3までの規定を適用する。

5 両締約国は、相互運用性のある電子認証の利用を奨励する。

6 両締約国は、電子署名の相互認証を奨励するために任意に協力することができる。

7 この条のいかなる規定も、締約国が、一定の要件（電子データ情報が改変されていないことを示すこと及び署名者の同一性を検証することを含む。）を満たす電子署名に対して、一層の法的な効果を与えることを妨げるものではない。

注釈 バングラデシュは、この協定の効力発生の日の後五年間、この条の規定を適用する義務を負わな
い。

第十・七条 オンラインの消費者の保護

1 両締約国は、消費者が電子商取引を行う場合において、当該消費者を第十三・七条に規定する詐欺的な
又は誤認させる商業活動から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持する
ことの重要性を認識する。

注釈 この条の規定の適用上、「電子商取引を行う」とは、電子商取引の取引の前の段階を含む。

2 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認
させる商業活動からこれらの消費者を保護することを定める法令を採用し、又は維持する。

3 各締約国は、電子商取引を行う消費者を保護するため、次のことを確保することを目的とする措置を採
用し、又は維持するよう努める。

- (a) 物品又はサービスの供給者が消費者を公平にかつ公正に取り扱うこと。
- (b) 物品又はサービスの供給者が、当該物品又はサービスに関する完全な、正確なかつ透明性のある情報

(購入の条件を含む。)を提供すること。

(c) 通常の又は合理的に予見可能な使用における物品及び該当する場合にはサービスの安全

4 両締約国は、電子商取引を行う消費者に対して、消費者の保護であつて他の形態の取引を行う消費者に与えられるものの水準を下回らない消費者の保護を与えることの重要性を認識する。

5 両締約国は、相互に決定する場合には、オンラインの消費者の保護を強化するため、それぞれの消費者を保護する機関その他の関係機関の間における協力(情報及び経験の交換を含む。)及び電子商取引に関連する消費者の権利の侵害に関する相互に関心を有する適当な事例についての協力の重要性を認識する。

6 各締約国は、消費者の救済の仕組み(国境を越える取引を行う消費者のための仕組みを含む。)を利用する機会を促進し、及びその仕組みについての意識を向上させる。

第十・八条 個人情報保護

1 両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報保護することの経済的及び社会的な利益並びにその保護の電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認識する。

2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持す

る。各締約国は、個人情報及びプライバシーの保護のための自国の法的枠組みの策定において、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである。

3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。

4 各締約国は、電子商取引の利用者に対して自国が提供する個人情報の保護に関する情報を公表する。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。

(a) 自然人が救済を得ることができる方法

(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

5 各締約国は、個人情報保護するために各締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認め、また上で、このような異なる制度の間の一貫性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。当該仕組みには、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その管轄内で適用される当該仕組みに関する情報を交換するよう努め、及び当該仕組みその他の両締約国間で一貫性を促進する適当な取決めを

拡大するための方法を探求する。

6 両締約国は、個人情報保護を保護するための措置の遵守を確保すること及び個人情報の国境を越える流通に対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したものであることを確保することの重要性を認識する。

第十・九条 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則
各締約国は、自国の適用される政策及び法令に従うことを条件として、自国の区域の消費者が次のことを行うことができるよう確保する適当な措置を採用し、又は維持すべきである。

- (a) 合理的な、透明性のある、及び差別的でないネットワークの管理の範囲内で、インターネットにおいて利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、並びに当該サービス及びアプリケーションを利用すること。
- (b) 消費者が選択する装置をインターネットに接続すること。ただし、当該装置がネットワークに損害を及ぼさないことを条件とする。
- (c) 消費者向けのインターネット接続サービスの提供者によるネットワークの管理上の実務に関する情報

にアクセスすること。

注釈 この条の規定の適用上、「消費者」とは、インターネットを利用するあらゆる自然人又は法人をいう。

第十・十条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 両締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める。

2 いずれの締約国も、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。

3 この条のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 2の規定に適合しない措置であつて、公共政策の正当な目的を達成するために必要なもの。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(i) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような

態様で適用されないこと。

(ii) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

(b) 当該一方の締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他方の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第十・十一条 コンピュータ関連設備の設置

1 両締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置（通信の安全及び秘密を確保することを追求するための要件を含む。）をとることができることを認める。

2 いずれの締約国も、自国の区域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

3 この条のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 2の規定に適合しない措置であつて、公共政策の正当な目的を達成するために必要なもの。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(i) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(ii) 目的の達成に必要な範囲を超えてコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものではないこと。

(b) 当該一方の締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他方の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第十・十二条 要求されていない商業上の電子メッセージ

1 両締約国は、電子商取引における信頼及び信用を促進すること（要求されていない商業上の電子メッセージを制限する透明性のある、かつ、効果的な措置によるものを含む。）の重要性を認識する。このため、各締約国は、次のいずれかの措置を採用し、又は維持する。

(a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b) 自国の法令に定めるところにより、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を

要求する措置

(c) その他要求されていない商業上の電子メッセージの最小化について定める措置

2 各締約国は、商業上の電子メッセージが、商業上の電子メッセージとして明確に特定することができるものであること、誰のために当該商業上の電子メッセージを送信したかについて明確に開示すること及び受信者がいつでも無償で当該商業上の電子メッセージの中止を要請することができるよう必要な情報を含むものであることを確保するよう努める。

3 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であつて、1の規定に従つて採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対する措置の利用について定める。

4 両締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関して、懸念を共有する適当な事案について協力するよう努める。

第十・十三条 サイバーセキュリティ

両締約国は、次のことの重要性を認識する。

(a) コンピュータの安全に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構

築すること（最良の慣行の交換を通じたものを含む。）。

(b) サイバーセキュリティに関連する事項について協力するために既存の協力の仕組みを利用すること。

第十・十四条 ソース・コード

1 この条のいかなる規定も、商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該条件を履行することを妨げるものではない。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の当該一方の締約国の区域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

3 この条の規定は、一方の締約国の規制機関又は司法当局が、他方の締約国の者に対し、特定の調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は利用可能なものとすることを要求することを妨げるものではない。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とする

ことを条件とする。

注釈 ソフトウェアのソース・コード又はアルゴリズムの営業上の秘密としての地位が当該営業上の秘密の保有者により主張される場合には、この3の規定によって当該ソース・コード又は当該アルゴリズムを利用可能なものとする場合は、当該地位に悪影響を及ぼすものと解してはならない。

第十・十五条 公開された政府のデータ

1 この条の規定は、政府のデータに関する締約国による措置について適用する。

注釈 この条の規定は、知的財産及び個人情報保護の保護に関連する締約国の法令に影響を及ぼすものではない。

2 両締約国は、地方政府が保有するデータを、3から5までの規定に適合する方法で、公衆のアクセス及び公衆による利用のためデジタル式に利用可能なものとすることの利益を認識する。

3 両締約国は、政府のデータへの公衆のアクセス及び政府のデータの公衆による利用を容易にすることが経済的及び社会的な発展、競争力並びに技術革新を促進することを認識する。このため、両締約国は、政府のデータの対象範囲を拡大すること（利害関係を有する者の関与及び当該利害関係を有する者との協議

を通じたものを含む。)を奨励される。

4 締約国が政府のデータを公衆のアクセス及び公衆による利用のためデジタル式に利用可能なものとする限りにおいて、当該締約国は、当該政府のデータが次の条件を満たすことを実行可能な範囲において確保するよう努める。

- (a) 機械による判読が可能であり、及び開かれた様式で利用可能なものとする。
- (b) 検索可能であり、及び抽出可能であること。
- (c) 該当する場合には、適時に更新されること。
- (d) 利用者が当該政府のデータを理解し、及び利用することを可能とする通常使用される様式に可能な限り基づくメタデータを添付すること。
- (e) 利用者が無料で又は合理的な費用で一般に利用可能なものとする。

5 締約国が政府のデータを公衆のアクセス及び公衆による利用のためデジタル式に利用可能なものとする限りにおいて、当該締約国は、当該政府のデータの利用者が次のいずれかのことを行うことを不当に妨げ、又は制限する条件を課することを避けるよう努める。

- (a) 当該政府のデータを再生産し、再配布し、又は再公表すること。
- (b) 当該政府のデータを再編成すること。
- (c) 商業的及び非商業的目的で当該政府のデータを利用すること（新たな物品の生産又はサービスの提供の過程における利用を含む。）。

注釈 この5のいかなる規定も、締約国が、政府のデータの利用者に対し、出典と関係付けるよう要求することを妨げるものではない。

6 両締約国は、電子商取引の発展を奨励し、及び特に中小企業のため、事業機会を創出する観点から、政府のデータへの公衆のアクセス及び政府のデータの公衆による利用を促進し、及び拡大する事項（慣行及び政策に関する情報及び経験の交換を含む。）について協力するよう努める。

第十・十六条 電子的手段による契約の締結

締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子的手段による契約を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

- (a) 契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可

能性を否定する措置

(b) 電子的手段により締結される契約の利用に障害をもたらすその他の措置

第十・十七条 電子的な請求

1 両締約国は、電子的な請求の枠組みが、電子商取引における取引の費用対効果、効率性、正確性及び信頼性の改善に資することを認識する。

2 締約国は、自国が電子的な請求の枠組みに関連する措置を策定する限りにおいて、関連する国際的な標準、指針又は勧告がある場合には当該国際的な標準、指針又は勧告を考慮すること等により、国境を越える相互運用性を支援する措置を立案するよう努める。

3 各締約国は、適当な場合には、電子的な請求に関連する最良の慣行を共有するよう努める。

第十・十八条 透明性

1 各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置を、可能な限り速やかに公表するものとし、公表が実行可能でない場合には、他の方法（実行可能なときはインターネットによるものを含む。）により公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす自国の一般に適用される措置に関する特定の情報についての他方の締約国からの適切な要請に対して可能な限り速やかに応ずる。

第十・十九条 協力

両締約国は、電子商取引の地球的規模の性質を認識し、次のことを行うよう努める。

- (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援することについて協力すること。
- (b) 次の事項を含む電子商取引に関する規則、政策、実施及び遵守について、情報を交換し、及び経験を共有すること。
 - (i) 個人情報の保護
 - (ii) オンラインの消費者の保護（消費者の救済及び消費者の信頼の構築のための手段を含む。）
 - (iii) 要求されていない商業上の電子メッセージ
 - (iv) 電子的な通信の安全
 - (v) 電子認証及び電子署名
 - (vi) 電子政府、電子的手段による契約の締結、電子的な請求及び公開された政府のデータ

- (vii) 両締約国が共同で決定する他の分野
- (c) 両締約国間においてオンラインで提供される製品及びサービスへの消費者のアクセスに関して情報を交換し、及び意見を共有すること。
- (d) 民間部門が電子商取引を促進する自主的な規制の手法（行動規範、モデル契約、指針及び実施確保の仕組みを含む。）を開発することを奨励すること。
- (e) 両締約国が共同で決定する他の分野において協力すること。

第十・二十条 電子支払

1 この条の規定の適用上、

- (a) 「電子支払」とは、ある者に対する金銭債権の支払者による移転であって、受領者が受け入れることができ、及び電子的手段により行われるものをいう。ただし、金融サービス提供者の間の決済に関する中央銀行の支払サービスを含まない。

注釈 この条のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国の電子支払サービス提供者であつて当該一方の締約国の区域において設立されていないものに対して金融サービス提供者の間

の決済に関する中央銀行の支払サービスの利用を認めることを要求するものではない。

- (b) 「自主規制団体」とは、締約国が自主規制団体として認める非政府機関であつて、中央若しくは地方の政府の法令に基づいて又は中央若しくは地方の政府の委任に基づいて、電子支払サービス提供者又は金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使するものをいう。

2 両締約国は、電子支払（特に新たな電子支払サービス提供者によって提供される電子支払）の急速な拡大に留意し、次のことを認識する。

- (a) 国際的に受け入れられた基準の採用及び利用を促進し、電子支払システムの相互運用性を向上させ、並びに電子支払サービスにおける有用な技術革新及び競争を奨励することにより、安全な、効率的な、信頼できる、負担しやすい費用の及び利用しやすい国境を越える電子支払の発展を支援することの利益
- (b) 安全な、効率的な、信頼できる、負担しやすい費用の及び利用しやすい電子支払のための製品及びサービスを適時に導入することを可能とすることの重要性
- (c) 安全な、効率的な、信頼できる及び利用しやすい電子支払システムを法令（適当な場合には当該電子支払システムのリスクを考慮するもの）を通じて擁護することの重要性

3 各締約国は、自国の法令に従って次のことを行うよう努める。

(a) 第十・十八条の規定を適用するほか、電子支払に関する自国の法令（規制上の承認、免許要件、手続及び技術上の基準に関連するものを含む。）を適時に公に利用可能なものとする。

(b) 規制上の承認又は免許の承認について、適時に最終的な決定を行うこと。

(c) 電子支払システムの間の一層の相互運用性を可能とするため、関連する電子支払システムについて、国際的に受け入れられた支払基準を考慮すること。

(d) 電子支払サービス提供者及び金融サービス提供者に対し、適当なりスク管理に従い、電子支払における一層の相互運用性、競争、安全及び技術革新を促進すること（第三者である提供者との連携を含めることができる。）を奨励すること。

4 第十・十八条の規定を適用するほか、各締約国は、自国の自主規制団体が採用し、又は維持する一般に適用される規則が速やかに公表され、又は他の方法により公に利用可能なものとされることを確保するた
め、適用可能な限り、利用し得る妥当な措置をとる。

5 この条のいかなる規定も、締約国に対し、支払に関する自国の国内規則（特に、免許を取得し、又は許

可を受ける必要性及びアクセスの申請の承認を含む。)を修正する義務を課するものと解してはならない。

第十・二十一条 再評価及び見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、電子的な送信に対して関税を課さないことに関する規定をこの章に含めることの必要性について再評価し、並びに第十・十條3(b)及び第十・十一條3(b)の規定を見直す。

第十一章 政府調達

第十一・一條 目的

両締約国は、両締約国間の貿易の一層の自由化及び拡大を図るため、政府調達に関する措置について、一方の締約国が他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることが重要であることを認める。各締約国は、政府調達に関する措置の透明性及び公正かつ効果的な実施を確保する。

第十一・二條 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に基づく土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。

(b) 「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(c) 「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

注釈 この章の規定の適用上、「限定入札」とは、バングラデシュについては、「直接調達方法」をいう。

(d) 「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者の名簿であつて、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

注釈 この章の規定の適用上、「常設名簿」とは、バングラデシュについては、「登録名簿」をいう。

(e) 「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。

注釈 この章の規定の適用上、「調達計画の公示」とは、バングラデシュについては、「入札招請」をいう。

(f) 「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、各締約国内の開発を奨励し、又は各締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

(g) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことができる調達方法をいう。

(h) 「調達機関」とは、附属書八に掲げる機関をいう。

(i) 「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。

注釈 この章の規定の適用上、「資格を有する供給者」とは、バングラデシュについては、自国の法

令に定義する資格を有する供給者及び資格を有する前の供給者を含む。

- (j) 「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。

注釈 この章の規定の適用上、「選択入札」とは、バングラデシュについては、「限定的な入札」をいう。

- (k) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

- (l) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連する生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもので作成することができる。

- (m) 「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。

注釈 この章の規定の適用上、「供給者」とは、バングラデシュについては、「供給者及び契約者」をいう。

(n) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。

(i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法

(ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第十一・三条 適用範囲

この章の規定の適用

1 この章の規定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段によって行われるかどうかを問わない。）に関する措置について適用する。

2 この章の規定の適用上、「対象調達」とは、政府の目的のための調達であって次の要件を満たすものをいう。

- (a) 次の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。
 - (i) 当該物品又は当該サービスが附属書八に掲げられていること。
 - (ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
 - (b) 契約により行われること。
 - (c) 第十一・七条の規定に従って公示を行う時点において、4及び5の規定により見積もられた価額が、附属書八において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) 附属書八における適用範囲から除外されていないこと。
- 3 調達機関が、附属書八に掲げられていない者に対し、対象調達に関連して当該者が行う調達を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第十一・五条の規定が準用される。

評価

- 4 調達機関は、調達が対象調達であるかどうかを確認するために調達価額を見積もるに当たり、

- (a) 調達をこの章の規定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。
- (b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額を計上する（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。
- (i) 特別報酬、料金、手数料及び利子
- 注釈 この章の規定の適用上、「料金」には、バングラデシュについては、実費弁償金、輸送費、直接経費、利益、付加価値税及び前払所得税を含む。
- (ii) 選択権を行使する可能性がある調達の場合には、当該選択権を行使したときの総額
- 5 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下この章において「一連の契約」という。）を締結する場合には、最大限の見積総額は、次のいずれかに基づいて算定する。
- (a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であって、同種の物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れての締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて

調整した価額とする。)

(b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの見積価額

第十一・四条 安全保障のための例外及び一般的例外

1 第一・五条3の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は両締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産の保護のために必要な措置
- (d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

第十一・五条 一般原則

無差別待遇

- 1 一方の締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し並びに他方の締約国の供給者であつて他方の締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、当該一方の締約国の国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 いずれの一方の締約国（その調達機関を含む。）も、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。
 - (a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱うこと。

(b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

電子的手段の利用

3 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。

(a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関連するものを含む。）であつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して行われることを確保すること。

(b) 参加申請及び入札の信頼性（受領の日時の確定及び不適当なアクセスの防止を含む。）を確保する仕組みを維持すること。

調達の実施

4 調達機関は、対象調達を次の要件を満たす透明性のある、かつ、公平な態様により実施する。

(a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いたこの章の規定に適合する方法であること。

(b) 利益相反を回避すること。

(c) 腐敗した慣行を防止すること。

原産地規則

5 いずれの締約国も、対象調達のための物品又はサービスに関し、通常の貿易として行われるものについて適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

調達の効果を減殺する措置

6 いずれの締約国（その調達機関を含む。）も、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。

調達に固有ではない措置

7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

第十一・六条 調達制度に関する情報

1 一方の締約国は、次のことを行う。

(a) 法令、司法上の決定、一般に適用される行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができ公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。

(b) 要請に応じ、(a)に規定する事項について他方の締約国に対して説明を行うこと。

(c) (a)に規定する情報を英語により利用可能なものとするよう努めること。

2 各締約国は、次のものを公表するための電子的媒体又は紙面を附属書八に掲げる。

(a) 1(a)に規定する情報

(b) 次条、第十一・九条7及び第十一・十五条2の規定により必要とされる公示

3 一方の締約国は、附属書八に掲げる自国の情報についての修正を速やかに他方の締約国に通報する。

第十一・七条 公示

調達計画の公示

1 調達機関は、第十一・十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書八に掲げる適当な紙

面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、

(a) 附属書八の各締約国の表の第一節に掲げる調達機関については、少なくとも附属書八に規定する最小限の期間において、電子的手段により単一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

(b) 附属書八の各締約国の表の第二節又は第三節に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

両締約国（附属書八の各締約国の表の第二節又は第三節に掲げる調達機関を含む。）は、自国の調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 この章に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡するため及び公示された調達に関連する全ての文書

を入手するために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件

(b) 公示された調達についての説明（調達される物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）

(c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期

(d) 選択権についての説明

(e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(f) 用いる調達方法及び交渉を行う意図の有無

(g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日

(h) 入札書の提出の場所及び最終期日

(i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）

(j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供

給者によって入手可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）

(k) 調達機関が第十一・九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(1) 公示された調達にこの章の規定が適用される旨の記述

公示の概要

3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、英語により、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表するよう努める。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

(a) 公示された調達の対象事項

(b) 入札書の提出の最終期日又は公示された調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載のための申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日

(c) 公示された調達に関する文書入手することができる場所

調達予定の公示

4 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書八に掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下この章において「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

注釈 この章の規定の適用上、「調達予定の公示」とは、バングラデシュについては、「年間調達予定」をいう。

5 附属書八の各締約国の表の第二節又は第三節に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができる全てのもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第十一・八条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

(a) 供給者が以前に当該調達機関の属する締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

(b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすかどうかを評価するに当たり、次のことを行う。

(a) 調達機関が属する締約国の区域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

(b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

4 各締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる証拠がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。

(a) 破産

(b) 虚偽の申告

(c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備

(d) 重大な犯罪その他の重大な法令違反に関する確定判決

- (e) 職業上の不当行為又は供給者の商業上の信頼性に悪影響を与える作為若しくは不作為
- (f) 租税の不払

第十一・九条 供給者の資格の審査

登録制度及び資格の審査に係る手続

- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、及び一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。
- 2 各締約国は、次のことを確保する。
 - (a) 自国の調達機関がその資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力を払うこと。
 - (b) 自国の調達機関が登録制度を維持している場合には、当該調達機関がその登録制度の相違を最小限にするための努力を払うこと。
- 3 いずれの一方の締約国（その調達機関を含む。）も、その調達への他方の締約国の供給者の参加に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

選択入札

4 選択入札の場合には、調達機関は、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準を調達計画の公示に明記した場合を除くほか、資格を有する供給者の全てが特定の調達に参加することを認める。

5 調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。

(a) 調達計画の公示に少なくとも第十一・七条2(a)、(b)、(f)、(g)及び(j)から(1)までに規定する情報を含め、並びに供給者に参加申請書を提出するよう招請すること。

(b) 入札期間の開始までに、4の規定に従って選択され、及び入札に招請された資格を有する供給者に対し、少なくとも第十一・七条2(c)から(e)まで、(h)及び(i)に規定する情報を提供すること。

6 調達機関は、入札説明書が5(a)に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、4の規定に従って選択され、及び入札に招請された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようにすることを確保する。

常設名簿

7 調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。ただし、附属書八に掲げる適当な媒体により、関心を有する供給者が当該常設名簿への記載のために申請することを招請する公示であつて、次の要件を満たすものを行うことを条件とする。

(a) 毎年行われること。

(b) 電子的手段によつて行われる場合には、常に閲覧に供されること。

8 7に規定する公示には、次の事項を含める。

(a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明

(b) 供給者が常設名簿に記載されるために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていることを審査するために調達機関が用いる方法

(c) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡するため及び常設名簿に関連する全ての文書を手に入れるために必要な情報

(d) 常設名簿がこの章の規定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述

9 7の規定にかかわらず、常設名簿の有効期間が三年以下である場合には、調達機関は、次のことを条件として、当該常設名簿の有効期間の開始に当たり一回のみ、7に規定する公示を行うことができる。

(a) 当該有効期間及び更に公示が行われない旨が明記されていること。

(b) 電子的手段によって公示が行われ、かつ、当該有効期間中、常に閲覧に供されること。

第二節及び第三節に掲げる機関

10 附属書八の各締約国の表の第二節又は第三節に掲げる調達機関は、次のことを条件として、供給者に常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を、調達計画の公示として使用することができる。

(a) 当該招請するための公示が7の規定に従って行われ、並びに8の規定により必要とされる情報、第十

一・七条2の規定により必要とされる情報のうち入手することができる全てのもの及び当該公示が調達計画の公示を構成する旨又は常設名簿に記載されている供給者に対してのみ当該常設名簿が使用される調達に関する更なる公示が行われる旨の記述を含むものであること。

(b) 当該調達機関が、特定の調達に関心を有することを当該調達機関に表明した供給者に対し、当該供給者が当該調達への関心を評価することができるような十分な情報を速やかに提供すること。この情報に

は、入手可能な範囲で、第十一・七条２の規定により必要とされる残余の全ての情報を含める。

調達機関の決定に関する情報

11 調達機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載のための申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する自己の決定を速やかに通知する。

12 調達機関は、供給者の調達に係る参加申請若しくは常設名簿への記載のための申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供給者に速やかに通知し、及び要請に応じ当該供給者に対してその決定の理由の書面による説明を速やかに提供する。

第十一・十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

1 調達機関は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもちたす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めるところ。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めること。

3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

い。

5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

6 各締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

入札説明書

7 調達機関は、入札の手續に参加する供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

(a) 調達（調達される物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）

(b) 供給者が参加するための条件（供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書

の一覧表を含む。)

(c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性

(d) 調達機関が電子的手段により調達を実施する場合には、認証及び暗号化の要件その他の電子的手段による情報の提出に関連する要件

(e) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所並びに適当なときは開札に立ち会うことを認められる者

(f) その他の条件（支払条件及び入札書を提出する手段の制限（紙面又は電子的手段のいずれによるか等）を含む。）

(g) 物品の納入又はサービスの提供の期日

8 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ、予想される委託契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの物品の輸送又はサービスの提供に実際に要する時間等の要素を考慮する。

9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特性及び納入に係る条件を含めることができる。

10 調達機関は、次のことを行う。

(a) 関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有することを確保するため、入札説明書を速やかに入手することができるようにすること。

(b) 関心を有する供給者に対し、要請に応じ、入札説明書を速やかに提供すること。

(c) 関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずること。ただし、その情報は、他の供給者よりも当該供給者に有利となるものであってはならない。

第十一・十一条 期間

通則

1 調達機関は、自己の合理的な必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。そのような期間（延長される場合には、延長される期間を含む。）は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。

る。

- (a) 調達の性質及び複雑さ
- (b) 予想される委託契約の範囲
- (c) 調達方法及び費用
- (d) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

- 2 調達機関が決定する入札書の提出の最終日時は、それぞれの対象調達において、入札の手続に参加している全ての供給者について同一のものとする。この要件は、また、次の場合に適用する。
 - (a) 調達機関が、調達の過程において供給者に提供した情報を修正する必要があるが生じた結果、資格審査の手続又は入札の手続の期限を延長する場合
 - (b) 入札手続が終了し、調達機関が再度入札する場合

第十一・十二条 交渉

1 各締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第十一・七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示した場合

(b) 評価を行った結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合

2 調達機関は、次のことを行う。

(a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従って行われることを確保すること。

(b) 交渉が終了した場合において、該当するときは、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定めること。

第十一・十三条 限定入札

1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第十一・七条から第十一・九条まで、第十一・十条7から10まで、第十一・十一条、前条及び次条の規定を適用しないことを選択すること

とができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他方の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

(a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。

(i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合

(ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合

(iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合

(iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合

(b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(i) 必要とされるものが美術品であること。

- (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。
- (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。
- (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合
 - (i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。
 - (ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。
- (d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを購入することができない場合において、真に必要なとき。
- (e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合

- (f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができ、又は研究開発の費用を回収するために限られた生産又は供給を行うことが含まれるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。
- (g) 清算、管財人による管理、倒産等に起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。
- (h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。
- (i) 当該設計コンテストがこの章の原則（特に調達計画の公示に関する原則）に合致する方法で行われること。
- (ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によって、受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。

2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を実施した調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となったものを示す説明を含める。

第十一・十四条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱う。

2 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時後に入札書が到着した場合において、その遅延が専ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

3 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならぬ。

5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益とならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる」と当該調達機関が認めた供給者であつて、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

6 調達機関は、他の入札書に記載された価格又は市場価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

7 調達機関は、この章の規定に基づく義務を回避する態様で、選択権の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

第十一・十五条 調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

1 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由を説明する。

落札情報の公示

2 調達機関は、附属書八に掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この章の規定の適用を受ける落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達された物品又はサービスについての説明
- (b) 調達機関の名称及び所在地

(c) 落札した供給者の氏名又は名称及び住所

(d) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(e) 落札の日

(f) 用いられた調達方法の種類及び第十一・十三条の規定に従って限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となった状況についての説明

文書、報告書及び電子的な履歴の保持

3 調達機関は、各締約国の政府調達に係る法令に定める期間、次のものを保持する。

(a) 対象調達に関連する入札の手續及び落札に関する書類及び報告書（第十一・十三条の規定により必要とされる報告書を含む。）

(b) 電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ

第十一・十六条 情報の開示

他方の締約国への情報の提供

1 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの章の規定に従って行われ

たかどうかを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特性及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った当該他方の締約国は、当該情報を提供した当該一方の締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2 この章の他の規定にかかわらず、いずれの締約国（その調達機関を含む。）も、特定の供給者に対し供給者間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 この章のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、各締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

- (a) 法令の実施を妨げることとなる場合
- (b) 供給者間の公正な競争を害するおそれのある場合
- (c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合
- (d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十一・十七条 国内の審査のための手続

1 各締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、書面により定め、かつ、公に入手可能なものとする。

(a) この章の規定の違反

(b) 当該供給者が締約国の国内法上この章の規定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この章の規定の実施のための締約国による措置の不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があつた旨の苦情を申し立てる場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情を解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び各締約国の法令に従つて行政上又は司法上の審査のための手続の下では是正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

3 供給者は、苦情申立ての準備をし、これを行うための十分な期間を与えられるものとする。その期間
は、苦情申立ての原因となった事実を供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であってはな
らない。

4 各締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、及び審査するため、自国の調達機関
から独立した少なくとも一の公平な行政当局、司法当局又は審査パネルを設置し、又は指定する。

5 4に規定する当局以外の機関が最初に苦情申立てを審査する場合には、締約国は、供給者が当該機関の
原決定に対して当該苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局、司法当局
又は審査パネルに上訴することができることを確保する。

6 各締約国は、審査機関又は審査パネル（裁判所でないもの）について、その決定を司法上の審査の対象
とすること又は次の手続を有することを確保する。

(a) 調達機関が苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査機関又は審査パネルに対して全ての
関連文書を開示すること。

(b) 審査の手続への参加者（以下この6において「参加者」という。）が苦情申立てについての当該審査

機関又は審査パネルによる決定に先立ち意見を述べる権利を有すること。

- (c) 参加者が代理人及び補佐人を出す権利を有すること。
- (d) 参加者が全ての審査の手續に参加することができること。
- (e) 参加者が審査の手續を公開で行うこと及び証人の出席が認められることを要求する権利を有すること。
- (f) 当該審査機関又は審査パネルがその決定又は勧告を適時に書面により行うこと及び当該決定又は勧告にその根拠に関する説明を含めること。

7 各締約国は、次の事項を定める手續を採用し、又は維持する。

- (a) 供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。当該手續は、当該措置をとるべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置をとるべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。
- (b) 審査機関又は審査パネルが1に規定する違反又は不遵守があつた旨決定する場合におけるこの章の規定

定の違反に対する是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備に係る費用又は苦情申立てに係る費用のいずれか又は双方に限定することができる。

第十一・十八条 適用範囲の修正及び訂正

1 一方の締約国は、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに、附属書八に関する自国の情報の訂正又は例外的な場合については附属書八に関連するその他の修正を他方の締約国に通報する。そのような訂正又はその他の修正は、純粹に形式的又は輕微なものである場合には、第二十二・三条の規定にかかわらず、三十日以内に当該他方の締約国からの異議の申立てがない場合に限り効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。両締約国間で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した締約国は、第二十一章に定める紛争解決手続を利用することができる。

2 この章の他の規定にかかわらず、各締約国は、自国の調達機関の再編成（当該調達機関が行う調達が分散されるような計画及び当該調達機関の任務がいずれの政府機関（この章の規定の対象となるかどうかを問わない。）によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。当該再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、当該再編成を実施してはならない。

第十一・十九条 調達機関の民営化

政府が附属書八において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することができる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。

第十一・二十条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の法人が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次

のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の法人に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の法人との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の供給者であつて他方の締約国の法人であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該供給者が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないと認める場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第十一・二十一条 追加的な交渉

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従つて他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、当該他方の締約国の

要請に応じ、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として、当該他方の締約国と交渉を開始する。

- 2 両締約国は、バングラデシュが世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下この2において「政府調達協定」という。）の当事国となる意思を表明したときに、政府調達に関する包括的な章を実現することを目的として、この章の規定を見直すための交渉を開始する。

注釈 この2の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

第十一・二十二条 政府調達に関する小委員会

- 1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
 - (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
 - (b) 各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。

(c) 一方の締約国の供給者による他方の締約国の政府調達の世界への効果的なアクセスについて評価すること。

(d) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十二章 知的財産

第一節 一般規定及び基本原則

第十二・一条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に従い、知的財産の十分に効果的かつ無差別な保護を確保する。

2 両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3 この章のいかなる規定も、貿易関連知的財産協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する

国際協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害するものではなく、また、それらの協定に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

4 両締約国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

第十二・二条 知的財産の範囲

この章の規定の適用上、「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までに定める著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、植物の品種の保護、集積回路の回路配置並びに開示されていない情報の保護をいう。

注釈 前条の規定の適用を妨げることなく、この条の規定は、集積回路の回路配置に関しては、次条の規定についてのみ適用する。

第十二・三条 内国民待遇及び最恵国待遇

1 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

3 この条の規定の適用上、

(a) 「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同じの意味を有するものとする。

(b) 「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。

第十二・四条 多数国間協定

1 各締約国は、次の多数国間協定を締結したことを確認する。

(a) 千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「パリ条約」という。）

(b) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成され、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）

2 各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれらに加入する。

(a) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（千九百七十九年九月二十八日の修正並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日の変更を含む。）（以下この章において「特許協力条約」という。）

(b) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（二千六年十月三日及び二千七年十一月十二日の修正を含む。）（以下この章において「マドリッド議定書」という。）

3 各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれらに加入するよう努める。

(a) 千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された植物の新品種の保護に関する国際条約の千九百九十一年改正条約

(b) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(c) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機

関条約

第十二・五条 知的財産権の運用のための手続の改善

両締約国は、自国の知的財産に関する制度を効率的に運用することの重要性を認識する。この点に関し、各締約国は、知的財産権の運用のための自国の手続を継続的に見直すものとし、適当な場合には、当該手続を改善するよう努める。

第十二・六条 透明性

1 各締約国は、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令及び手続をインターネットにおいて利用可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、特許、実用新案、意匠及び商標のための自国の審査の指針をインターネットにおいて入手可能なものとするよう努める（当該指針が存在する場合に限る。）。

第十二・七条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護（デジタル環境における保護を含む。）についての啓発（例えば、知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するために必要な措置をとるよう努める。

第十二・八条 知的財産権の消尽

各締約国は、知的財産権の消尽に関して自国の制度を定めることができる。

第十二・九条 知的財産及び公衆の健康

1 両締約国は、二千一年十一月十四日に採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言を再確認する。両締約国は、特に、この章の規定について次の了解に到達した。

(a) 両締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言において正当に認められた柔軟性を十分に利用する権利を確認する。

(b) 両締約国は、この章の規定が、締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものではなく、また、妨げるべきではないことに合意する。

(c) 両締約国は、各締約国が有する公衆の健康を保護する権利、特に全ての人の医薬品へのアクセスを促進する権利を支持するような方法でこの章の規定を解釈し、及び実施することができ、また、そのような方法で解釈し、及び実施すべきであることを確認する。

2 この章の規定は、医薬品へのアクセス及び公衆の健康に係る両締約国の約束に鑑み、貿易関連知的所有

権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定の効果的な利用を妨げるものではなく、また、妨げるべきではない。

3 両締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定を実施するための国際的な努力に貢献することの重要性を認識する。

第十二・十条 目的

知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び利用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との均衡に資するべきである。

第十二・十一条 原則

1 各締約国は、自国の法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの章の規定及び貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、とることができる。

2 各締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移

転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの章の規定及び貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、とることができる。

第二節 著作権及び関連する権利

第十二・十二条 著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利

1 各締約国は、著作物の著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を付与する。

2 各締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、そのレコードに固定された実演及びレコードのそれぞれについて、有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

3 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードを複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾し、又は禁止する排他的権利を付与する。

第十二・十三条 放送機関の保護

各締約国は、放送機関に対し、当該放送機関の放送についてその同意なく行われる次に掲げる行為を禁止する権利を付与する。

- (a) 放送の再放送
- (b) 放送の固定
- (c) 放送の固定物の複製

第十二・十四条 集中管理を行う団体

1 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体につき、次のことを奨励することを確保するよう努める。

- (a) 使用料の徴収及び当該団体の構成員への使用料の分配を公正な、効率的な、透明性のある、かつ、説明責任を負う形で行うように運営すること。

- (b) 使用料の徴収及び分配について、公開され、かつ、透明性のある記録の保存方法を採用すること。

2 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適

切な措置をとるよう努める。

第三節 商標

第十二・十五条 商標の保護

ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によつては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によつて獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によつて認識することができることを登録の条件として要求することができる。

第十二・十六条 団体標章及び証明標章の保護

各締約国は、商標（団体標章及び証明標章を含む。）の保護について定める。いずれの締約国も、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わな

第十二・十七条 商標分類

各締約国は、千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時行われる修正を含む。）に従った商品及びサービスの商標分類を使用する。

第十二・十八条 与えられる権利

1 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであつてはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 パリ条約第六条の二の規定は、サービスについて準用する。各締約国は、商標が広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及

の結果として獲得された当該締約国における知識を含む。)を考慮する。

3 パリ条約第六条の二の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

4 いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること又は広く認識されている商標の一覧表に含まれていることを要求してはならない。

第十二・十九条 例外

各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十二・二十条 地理的表示に先行する商標の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十四条5の規定に従い、自国の管轄内で地理的表示に先行する

商標を保護する。

第十二・二十一条 悪意による商標

各締約国は、自国の法令に従い、商標の出願が悪意で行われたものである場合には、当該出願を拒絶するために必要な措置をとるよう努める。

第十二・二十二条 商標の審査及び登録の手續上の側面

各締約国は、次の事項を含む商標の登録のための制度を定めるよう努める。

- (a) 出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する（物理的又は電子的手段によることができる。）との要件
- (b) 出願人が、自国の権限のある当局からの通知に応答し、商標の登録の拒絶の理由に対して異議を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会
- (c) 商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会
 - (i) 商標の出願に対して異議を申し立てること。
 - (ii) 権限のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。

(d) 商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 登録の取消しを求めること。

(ii) 登録の無効を求めること。

(e) 異議申立て、取消し又は無効の手續における行政上の決定について理由を示し、かつ、書面によるものの要件。当該行政上の決定については、物理的又は電子的手段によることができる。

注釈 この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十二・二十三条 商標の電子的な出願のシステム

各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録のための電子的な出願のシステムを提供するよう奨励される。

第四節 地理的表示

第十二・二十四条 地理的表示の定義

この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領

域内の地域若しくは地方を原産地とするものを特定する表示をいう。

第十二・二十五条 地理的表示の保護

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、地理的表示を保護するための法的手段を確保する。

第十二・二十六条 地理的表示の相互承認に関する意見交換

- 1 両締約国は、地理的表示の相互承認に関する討議の重要性を認識する。
- 2 両締約国は、地理的表示の保護に関連する事項（地理的表示の相互承認及び地理的表示に関するその他の協力を含む。）について意見を交換する。
- 3 第十二・六十六条の規定に基づいて設置される知的財産に関する小委員会は、2に規定する事項について意見を交換するための場を提供するよう奨励される。

第五節 意匠

第十二・二十七条 意匠の保護

- 1 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。各締約国は、意匠が既知

の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。各締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、当該保護が及んではならないことを定めることができる。

2 各締約国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が当該保護を求め、又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。各締約国は、意匠法又は著作権法によつてこの義務を履行することができる。

3 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。

4 各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第十二・二十八条 先行意匠としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）

各締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを確保するよう努める。

第十二・二十九条 意匠の審査及び登録の手續上の側面

各締約国は、次の事項を含む意匠の登録又は付与のための制度を定めるよう努める。

(a) 出願人に対して意匠の登録又は付与を拒絶する理由を書面により通知する（物理的又は電子的手段によることができる。）との要件

(b) 出願人が、意匠に関して自国の権限のある当局からの通知に応答し、及び意匠の登録又は付与の拒絶に対して不服を申し立てるための機会

(c) 意匠が登録され、又は付与された後に当該意匠に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 登録又は付与の取消しを求めること。

(ii) 登録又は付与の無効を求めること。

(d) 取消し又は無効の手續における行政上の決定について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該

行政上の決定については、物理的又は電子的手段によることができる。

注釈 この(d)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十二・三十条 意匠の国際分類制度の導入

各締約国は、千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（随時行われる修正を含む。）に適合する意匠の分類制度を利用するよう努める。

第十二・三十一条 意匠の猶予期間

両締約国は、イノベーションを支えるため、意匠に新規性又は独創性があるかどうかを判断するに当たり創作物の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないと意匠の猶予期間の重要性を認識する。

第十二・三十二条 意匠の電子的な出願のシステム

各締約国は、自国の法令に従い、意匠の登録のための電子的な出願のシステムを提供するよう奨励される。

第六節 特許

第十二・三十三条 特許を受けることができる対象事項

1 2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

2 各締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の国内法によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。

3 各締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、各締約国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって

植物の品種の保護を定める。

第十二・三十四条 与えられる権利

1 各締約国は、特許が特許権者に対して次の排他的権利を与えることを定める。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

注釈 当該輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの章の規定に基づいて与えられる他の全ての権利と同様に貿易関連知的所有権協定第六条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法によって直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

2 特許権者は、また、特許を譲渡し、又は承継によって移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第十二・三十五条 与えられる権利の例外

各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を

定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第十二・三十六条 特許の審査及び登録の手續上の側面

1 両締約国は、それぞれの特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、それぞれの特許制度の質及び効率性を向上させること並びにそれぞれの権限のある当局の手續及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認識する。

2 各締約国は、次の事項を含む特許制度を定めるよう努める。

(a) 出願人に対して特許の登録又は付与を拒絶する理由を書面により通知する（物理的又は電子的手段によることができる。）との要件

(b) 出願人がその出願について補正するための機会

注釈 この(b)の規定の適用上、両締約国は、「補正する」には補充を含むことができることを了解する。

(c) 特許が登録され、又は付与される前に当該特許に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための

機会

(i) 特許出願に対して異議を申し立てること。

(ii) 権限のある当局に対して特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を提供すること。

(d) 特許が登録され、又は付与された後に当該特許に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 登録又は付与に対して異議を申し立てること。

(ii) 登録又は付与の取消しを求めること。

(iii) 登録又は付与の無効を求めること。

(e) 異議申立て、取消し又は無効の手續における行政上の決定について理由を示し、かつ、書面によるものの要件。当該行政上の決定については、物理的又は電子的手段によることができる。

注釈 この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十二・三十七条 特許の電子的な出願のシステム

各締約国は、特許出願人による出願を容易にするため、特許の電子的な出願のシステムを採用するよう奨励される。

第十二・三十八条 十八箇月後の公開

1 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開するよう努める。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された場合は、この限りでない。

注釈 両締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。

2 この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

3 各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

第十二・三十九条 先行技術としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）

各締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを定めるよう努める。

第十二・四十条 国際特許分類制度の導入

各締約国は、千九百七十一年三月二十四日にストラスブルで作成された国際特許分類に関するストラスブル協定（随時行われる修正を含む。）に適合する特許の分類制度を利用するよう努める。

第十二・四十一条 特許に関するオンラインの電子データベースの提供

各締約国は、特許の出願及び登録の公告に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベースを提供するよう奨励される。

第十二・四十二条 特許の保護期間

特許の保護期間は、出願日から計算して二十年の期間が経過する前に終了してはならない。

第七節 植物の新品種

第十二・四十三条 植物の新品種

各締約国は、国際的な基準に基づく方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。各締約国

は、植物の品種の保護に関する特別の制度に基づく効果的な制度によって植物の新品種に対する保護を与える。全ての植物の種類の新品種は、各締約国の法令に従い、この条の規定の適用範囲に含まれるものとする。

第八節 不正競争

第十二・四十四条 不正競争からの効果的な保護

- 1 各締約国は、自国の法令に従い、不正競争行為からの効果的な保護を確保する。
- 2 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。
 - (a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるような全ての行為
 - (b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
 - (c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

第十二・四十五条 ドメイン名

国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための各締約国の制度に関し、少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、自国の法令に従って適当な救済措置を利用可能なものとする。

注釈 両締約国は、この条に規定する救済措置には、特に、抹消、取消し、移転、損害賠償又は差止めによる救済を含めることができるが、これらのものを含めることを要しないことを了解する。

第十二・四十六条 開示されていない情報の保護

両締約国は、貿易関連知的財産権協定第七条に定める目的に関連して開示されていない情報を保護することの重要性を認識する。

第九節 知的財産権の行使

第一款 一般的義務

第十二・四十七条 一般的義務

1 各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置（侵害を防止する

ための迅速な救済措置及び更なる侵害を抑止するための救済措置を含む。) がとられることを可能とするため、この節に規定する権利行使の手続が自国の法令に基づいて利用可能であることを確保する。当該手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、当該手続の濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

注釈 この節の規定の適用上、「法令」は、法律に限定されず、確立した司法上の慣行を含むことができる。

2 知的財産権の行使に関する手続は、公正かつ衡平なものとする。当該手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3 各締約国は、この節の規定を実施するに当たり、知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに適当な場合には第三者の利益を考慮する。

4 両締約国は、この節の規定が、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的財産権の行使のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する各締約国の権能に影響を

及ぼすものでもないことを了解する。この節のいかなる規定も、知的財産権の行使と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して義務を生じさせるものではない。

5 各締約国は、著作者の著作権に係る民事上の手続において、反証のない限り、著作物の著作者として通常の方法でその氏名又は名称が明示されている者が当該著作物の著作者であると推定することを定める。第一文に定める義務は、当該締約国の法令において該当する場合には、刑事上及び行政上の手続について適用する。

注釈 各締約国は、法令に定める宣言等の宣誓を伴う陳述又は証拠としての価値を有する文書に基づき、この5の規定を実施することができる。各締約国は、また、この5に規定する推定が反証によつて反論することのできる推定であることを定めることができる。

第十二・四十八条 知的財産権に関する権利行使の実務

1 各締約国は、次のことを定める。

(a) 知的財産権の行使に関連する司法上の決定は、できる限り書面によつて行うこと並びに関連する事実認定及び当該司法上の決定が依拠する理由又は法的根拠を明示すること。

(b) 知的財産権の行使に関連する最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、当該締約国の国語で、両締約国の政府及び権利者が知ることができるような方法により、公表し、又は公表が実行可能でない場合には、公に利用可能なものとする。

注釈 各締約国は、当該司法上の決定又は当該行政上の決定をインターネットにおいて公に利用可能なものとするにより、公表についての要件を満たすことができる。

2 各締約国は、自国の民事上、行政上及び刑事上の制度における知的財産権の効果的な行使を提供するための自国の活動に関する情報を公表し、又は他の手段を用いて公に利用可能なものとするよう努める。

注釈 当該情報には、当該締約国がこれらの目的のために収集する統計資料を含めることができる。

第二款 民事上の救済

第十二・四十九条 公正かつ衡平な手続

各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者に利用可能なものとする。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当該司法手続の全ての当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものと

し、また、当該司法手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。当該司法手続の全ての当事者は、その主張を裏付け、及び全ての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。当該司法手続においては、当該締約国の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注釈 この条の規定の適用上、「権利者」には、連合及び団体であつて、その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。

第十二・五十条 差止命令

各締約国は、自国の司法当局が、貿易関連知的所有権協定第四十四条の規定に適合する差止めによる救済（当該救済を提供する締約国の国内法に基づく知的財産権の侵害に係る物品の流通経路への流入を防止するためのものを含む。）を命ずる権限を有することを定める。

第十二・五十一条 損害賠償

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による

権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

第十二・五十二条 侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、意匠権、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する物品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。

注釈 両締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。

2 各締約国は、更に、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1に規定する意匠権、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する物品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限を有することを定める。

注釈 両締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除することに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3 商標権を侵害する物品に関し、例外的な状況を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への物品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十二・五十三条 暫定措置

1 各締約国は、自国の司法当局が次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有することを定める。

- (a) 知的財産権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）。
- (b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること。

2 各締約国は、自国の司法当局が、適当な場合、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を

与えることなく、暫定措置をとる権限を有することを定める。

3 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し、及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有する。

4 両締約国は、この条の規定に基づく暫定措置が貿易関連知的所有権協定第五十条4から8までの規定に従って実施されることを了解する。

第三款 国境措置

第十二・五十四条 権利侵害物品の解放の停止

各締約国は、権利者が、自国の関税領域に輸入され、又は自国の関税領域から輸出されようとしている物品であつて、商標権を侵害する疑いのあるもの又は著作権侵害物品の疑いのあるものの解放を停止するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を定める。

注釈 この款及び第十二・六十三条の規定の適用上、「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者

又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ることなくある物品から直接又は間接に作成された複製物であつて、当該物品の複製物の作成が、各締約国の国内法上、著作権又は関連する権利の侵害となつたであろうものをいう。

第十二・五十五条 停止の申立て

各締約国は、権利者の行政上の負担を最小にするため、自国の法令に従い、停止に関する受理された申立てが適切な期間効力を有することを定める。

第十二・五十六条 担保又は同等の保証

各締約国は、自国の権限のある当局が、第十二・五十四条に定める手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。

第十二・五十七条 職権による行為に基づく権利侵害物品の解放の停止

各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税領域に輸入され、又は自国の関税領域から輸出されようとし

ている物品であつて、商標権を侵害する疑いのあるもの又は著作権侵害物品の疑いのあるものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定める。

第十二・五十八条 権限のある当局により権利者に対して提供される情報

第十二・五十四条又は前条の規定に基づき、自国の関税領域への輸入又は自国の関税領域からの輸出に関して、締約国の権限のある当局が商標権を侵害する疑いのある物品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止した場合には、当該締約国は、情報の秘密に関連する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の権限のある当局が当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について権利者に通知する権限を有することを定めることができる。

第十二・五十九条 職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報

各締約国は、第十二・五十七条の規定に基づく自国の関税領域への輸入又は自国の関税領域からの輸出に関する停止については、自国の権限のある当局が権利者に対し当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定める。当該締約国は、また、権利者が自国の権限のあ

る当局に対して関連する情報を提供することを認めることができる。

第十二・六十条 権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定

各締約国は、自国の関税領域への輸入又は自国の関税領域からの輸出に関して、第十二・五十四条又は第十二・五十七条に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、商標権を侵害する疑いのある物品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

第十二・六十一条 権限のある当局による廃棄の命令

各締約国は、権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、自国の権限のある当局が商標権を侵害する物品又は著作権侵害物品であると認定された物品の廃棄又は排除を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的な状況を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。商標権を侵害する物品に関し、例外的な状況を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への物品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十二・六十二条 費用

各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第四款 刑事上の制裁

第十二・六十三条 刑事上の手続及び刑罰

1 各締約国は、少なくとも故意による商業的規模の商標権の侵害及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のため主に主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。各締約国は、知的財産権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

2 各締約国は、故意による商標権を侵害する物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入を刑事上の手続

及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。

第五款 デジタル環境における権利行使

第十二・六十四条 デジタル環境における侵害に対する効果的な措置

- 1 各締約国は、特に、他方の締約国からデジタル環境における著作権及び関連する権利並びに商標権の侵害に関する特定の問題について通報を受けた場合には、利用可能な資源の範囲内で、自国の領域における当該侵害を抑制するための措置をとる。

注釈 これらの措置には、法律、指針、政策、啓発活動等を含めることができるが、これらに限定されないことが了解される。

- 2 各締約国は、デジタル環境において生ずる著作権及び関連する権利並びに商標権の侵害に対処するための措置をとることを促進するための適当な措置をとるよう奨励される。

第十節 協力及び制度上の措置

第十二・六十五条 協力

- 1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大しているこ

とを認識し、及び両締約国間に著しい能力の差異が存することを認め、それぞれの法令に従い、かつ、それぞれの利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。この章の規定に基づいて行われる協力活動及び協力に係る自発的活動は、両締約国間で相互に確認される条件に従って行われる。この条の規定に基づく協力に要する費用は、可能な限り合理的に衡平な方法で負担する。

2 1の規定の適用上、協力の分野及び形態については、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。

- (a) 制度的能力の強化（商標、意匠及び特許の審査官の訓練及び交流を含む。）
- (b) バングラデシュが特許協力条約及びマドリッド議定書に加入し、及びこれらを実施することの支援
- (c) 商標、意匠及び特許に関する情報システムの分野
- (d) 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許並びに植物の品種の保護に関する情報及び最良の慣行の交換並びに経験の共有
- (e) (d)の規定を適用するほか、植物の品種の保護に関するその他の協力
- (f) 知的財産権の行使に関する情報の普及及び制度的能力の強化

3 この条の規定については、第二十一章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十二・六十六条 知的財産に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に従い知的財産権の保護及び行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c) (b)の規定を適用するほか、第十二・二十六条2の規定に従い地理的表示の問題について意見を交換すること。

(d) 第十二・六十八条3の規定に従いバン格拉デシュが行う附属書九に特定する経過期間を付した規定の実施に関する通報を受領すること。

(e) 合同委員会に対して小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十一節 経過期間

第十二・六十七条 貿易関連知的所有権協定に基づく経過期間

1 この章のいかなる規定も、バングラデシュが貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であつて、WTOにおいてこの協定の効力発生の日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利を害するものではない。

2 バングラデシュは、1に規定する経過期間中に、当該経過期間が付された規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行つてはならず、また、この協定の署名の日には有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。

第十二・六十八条 経過期間

1 バングラデシュは、自国の発展段階に留意して、及び前条の規定の適用を妨げることなく、附属書九の

規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

2 バングラデシュは、附属書九に定める経過期間中に、同附属書に特定する経過期間が付された規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行ってはならず、また、この協定の署名の日

に有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。

3 バングラデシュは、この協定の効力発生の日の後に、小委員会に対し、附属書九に特定する経過期間が付された規定の実施のための自国の計画及び当該実施に向けた進捗状況を次のとおり通報する。

(a) この協定の効力発生の日から五年後の日に通報する。

(b) (a)に規定する五年後の日の後、当該日から一年ごとに通報する。

(c) 附属書九に定める経過期間が満了する六箇月前に通報する。

4 日本国は、附属書九に特定する経過期間が付された規定の実施に向けたバングラデシュの進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。バングラデシュは、その要請に速やかに応ずる。

5 バングラデシュは、附属書九に特定する規定の経過期間が満了した場合には、当該規定を実施するためにとった措置について日本国に直ちに通報する。

6 バングラデシュが5の規定に従った通報を行わなかった場合には、この問題は、小委員会の次の会合の議題に自動的に掲げられる。

第十二・六十九条 紛争解決

1 貿易関連知的所有権協定第六十四条の規定の適用を妨げることなく、第二十一章に定める紛争解決手続は、第十二・六十五条3に定めるもののほか、この章の規定については、バングラデシュが日本国と誠実に、かつ、不合理に遅滞せず協議を行い、及び次の全ての要件を満たすことを条件として、この協定の効力発生の日から五年間、バングラデシュに対する紛争解決には、適用しない。

(a) バングラデシュは、日本国がバングラデシュによるこの章の規定の不遵守を認識し、その旨をバングラデシュに通報する場合において、当該通報が行われた日の後三箇月以内に可能性のある不遵守に関する事実を調査し、日本国に対しその事実に関する説明を提供する。

(b) (a)の規定に基づくバングラデシュによる説明の結果、この章の規定の遵守を確保するためにバングラデシュによる改善が必要であると日本国が認めるときは、バングラデシュは、日本国との間の協議を通じて相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。そのような協議において、バングラデシュ

は、日本国に対し、協力の要請を行うことができる。

(c) バングラデシュは、(b)の規定に従って日本国に対して相互に満足すべき解決を図ることについて定期的な報告を行う。

2 いかなる場合にも、1に規定する五年の期間は延長されない。

第十三章 競争政策

第十三・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「反競争的行為」とは、競争に悪影響を及ぼす行動又は取引であつて、いずれかの締約国の競争法の下で罰則その他排除に係る措置の対象とされるものをいう。

(b) 「競争当局」とは、次のものをいう。

(i) バングラデシュについては、バングラデシュ競争委員会又はその後継機関

(ii) 日本国については、公正取引委員会又はその後継機関

(c) 「競争法」とは、次のものをいう。

(i) バングラデシュについては、二千十二年の競争法（二千十二年法律第二十三号）並びにその実施について定める命令、規則及び指針並びにそれらの改正

(ii) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正

第十三・二条 競争法、競争当局及び反競争的行為

1 各締約国は、経済効率を増進すること及び経済効率を通じて消費者の福祉を増進することを目的として、反競争的行為を禁止する自国の競争法を維持し、並びに反競争的行為に関連して適当な措置をとる。

2 各締約国は、自国の競争法を自国の区域において商業活動に従事する全ての団体について適用する。ただし、各締約国は、自国の競争法の適用除外について、当該適用除外が自国の競争法に規定され、かつ、公共政策又は公共の利益に基づくものであることを条件として、これを定めることができる。

注釈 この2のいかなる規定も、締約国が自国の国境の外における商業活動であつて、自国の管轄内で反競争的な効果を有するものについて自国の競争法を適用することを妨げるものと解してはならない。

3 各締約国は、自国の競争法の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立した競争当局を維持するよう努める。

4 各締約国は、国籍に基づく差別を行うことなく、自国の競争法を適用し、及び執行する。

第十三・三条 競争法の執行における手続の公正な実施

1 この条の規定の適用上、「執行の手続」とは、競争法の違反の疑いに関する審査又は捜査に続いて行われる行政上又は司法上の手続をいう。

2 各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法により実施する。

3 各締約国は、自国の競争法に違反した者に対し、制裁を科し、又は是正措置をとる前に、次のことを確保する。

(a) 制裁を科そうとし、又は是正措置をとろうとする競争上の懸念について、情報を提供すること。

(b) 当該者が自己を代表し、又は弁護士により代理される合理的な機会を与えること。

(c) 自己の防御のために陳述し、かつ、証拠を提出する合理的な機会を与えること。もつとも、競争当局

は、当該者に対し、暫定的な制裁を科し、又は暫定的な是正措置をとった後合理的な期間内に、陳述し、かつ、証拠を提出する機会を与えることができる。

特に、各競争当局は、当該者に対し、自己の防御のために証拠又は証言を提出する合理的な機会（適当な場合には、適切な資格を有する専門家による分析の提供、証言する証人に対する反対尋問の実施並びに執行の手續において提出される証拠に関する検討及び反証の機会を含む。）を与える。

注釈 この3の規定並びに5及び6の規定の適用上、「制裁」とは、命令又は法的措置を排除するものではない。

4 各競争当局は、関連する審査又は捜査を行う際に従うべき手續を書面により採用し、又は維持する。競争当局は、審査又は捜査に確定的な期限が定められていない場合には、合理的な期間内に審査又は捜査を行うよう努める。

5 各締約国は、自国の競争法の違反の疑い並びに当該競争法に基づく制裁及び是正措置の決定に関して行われる執行の手續について適用される規則であつて手續及び証拠に関するものを採用し、又は維持する。この手續及び証拠に関する規則は、執行の手續の全ての当事者についてひとしく適用する。

6 各締約国は、執行の手續の当事者であつて競争法に基づく制裁又は是正措置の対象となるものに対し、競争当局又は裁判所若しくは当該締約国の法令に基づいて設置され、及び権限を与えられる他の独立した審判所において、当該制裁又は是正措置に関する再審理（実体的な又は手續上の誤りがあると申し立てられる場合の再審理を含む。）を求める機会を与える。

7 各締約国は、自国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該違反の疑いに関する手續の当事者の間の相互の同意に対して当該競争当局が自国の法律に定める方法により承認を与えることを通じて、自主的に解決する権限を与える。

8 締約国は、自国の競争法の違反がある旨の主張を行う場合には、執行の手續において当該違反の法的根拠及び根拠とされる事実を立証する責任を負う。

注釈 この8のいかなる規定も、締約国が、当該主張を擁護するために、当該主張の対象となる者に対し、一定の要件について立証する責任を負うことを求めることを妨げるものではない。

9 各締約国は、自国が審査又は捜査の過程において入手する事業上の秘密の情報及び自国の法令により秘密として取り扱われるその他の情報の保護について定める。締約国は、執行の手續においてそれらの情報

を使用する場合又は使用する意図を有する場合において、その使用が自国の法令によつて許容され、かつ、適当なときは、審査又は捜査の対象となる者が当該締約国の主張に対して適切な防御の準備を行うために必要な情報を適時に入手することを認めるための手続を定める。

10 各締約国は、自国の競争当局が、自国の競争法の違反の可能性に関する審査又は捜査の対象となる者に対し、当該審査又は捜査に関連する重要な法律上、事実上又は手続上の問題について当該競争当局と協議する合理的な機会を与えることを確保するよう努める。

第十三・四条 私訴に係る権利

1 この条の規定の適用上、「私訴に係る権利」とは、競争法の違反により自己の事業又は財産に損害を受けた者が、独自に又は競争当局による当該違反の認定の後に、裁判所又は他の独立した審判所による救済（差止め、金銭的救済その他の救済を含む。）を求める権利をいう。

2 各締約国は、私訴に係る権利が競争法の公的な執行を補完する重要なものであることを認め、独自に行使される私訴に係る権利について定める法律その他の措置を採用し、又は維持する。

3 締約国は、独自に行使される私訴に係る権利について定める法律その他の措置を採用せず、又は維持し

ない場合には、1に規定する者に対して次のことを認める権利を定める法律その他の措置を採用し、又は維持する。

- (a) 競争当局が競争法の違反の疑いに関する審査又は捜査を開始するよう要請すること。
- (b) 競争当局による違反の認定の後、法律で定めるところにより、裁判所又は他の独立した審判所に救済を求めること。

4 一方の締約国は、2又は3の規定に従って定める権利について、法律で定めるところにより、自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で他方の締約国の者が行使することができることを確保する。

5 締約国は、この条の規定に基づいて創設し、又は維持する権利を行使するための合理的な基準を定めることができる。

第十三・五条 協力

1 両締約国は、競争法の効果的な執行を促進するための競争当局の間の協力及び調整の重要性を認める。したがって、各締約国は、次のことを行う。

- (a) 競争政策の策定に関する情報を交換することにより競争政策の分野において協力すること。

(b) 適当な場合には、競争法の執行に関する問題について協力すること（通報、協議及び情報の交換を通じて協力することを含む。）。

2 一方の締約国の競争当局は、他方の締約国の競争当局との間で、協力の条件を定める協力に関する取決めを行うことを検討することができる。

3 両締約国は、自国の法令及び共通の利益に適合する態様により、かつ、自国の合理的に利用可能な資源の範囲内で協力することに合意する。

第十三・六条 技術協力

両締約国は、競争法の策定、適用及び執行並びに競争政策の策定及び実施における多様な経験を共有することにより両締約国が利益を享受し得ることを認め、利用可能な資源の範囲内で、次の活動を含む相互に決定する技術協力を行うことを検討する。

(a) 関連する問題についての助言又は訓練の提供（職員の交流によるものを含む。）

(b) 競争に関する啓発についての情報及び経験の交換（競争の文化を促進するための方法についてのものを含む。）

(c) 他方の締約国が自国の競争法を実施することに対する支援

第十三・七条 消費者の保護

1 両締約国は、効率的かつ競争的な市場を創設し、及び消費者の福祉を向上させる上での消費者の保護に関する政策及びその執行の重要性を認める。

2 この条の規定の適用上、「詐欺的な又は誤認させる商業活動」とは、消費者に現実の害をもたらし、又は防止されない場合に現実の害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的な又は誤認させる商業行為をい、次の行為を含む。

- (a) 重要な事実に関する誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為
- (b) 物品又はサービスを供給する意思又は合理的な能力なしに、その供給のための広告をする行為
- (c) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
- (d) 許可なく、消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に請求をし、又はこれらの口座から引落としをする行為であって、法律で定めるもの

3 各締約国は、消費者の保護に関する法律その他詐欺的な又は誤認させる商業活動を禁止する法令を制定

し、又は維持する。

注釈 詐欺的な又は誤認させる商業活動は、締約国が制定し、又は維持する民事又は刑事の法令によって禁止することができる。

4 両締約国は、国境を越える詐欺的な又は誤認させる商業活動が増大していること並びに両締約国間の協力及び調整が望ましいことを認める。

5 両締約国は、適当な場合には、詐欺的な又は誤認させる商業活動に関して相互に関心を有する事項について、協力及び調整（消費者の保護に関する法律の執行における協力及び調整を含む。）を促進する。

6 両締約国は、自国の法令及び共通の利益に適合する態様により、かつ、自国の合理的に利用可能な資源の範囲内で、自国が決定する消費者の保護に関する政策、法律又はこれらの執行について責任を負う国の関連する公的機関又はその職員を通じ、この条に規定する事項について、協力し、及び調整するよう努める。

第十三・八条 透明性

1 両締約国は、自国の競争に関する執行政策をできる限り透明性のあるものとするこの価値を認める。

2 各締約国は、競争法並びに競争に関する政策及び執行活動の透明性が有する価値を認め、公にアクセス可能な単一の窓口に統合されている自国の公式ウェブサイトのリリンクを通じ、自国の競争法並びに競争に関する政策及び執行活動に関する自国の公開情報を維持し、及び更新するよう努める。

3 一方の締約国は、他方の締約国からの要請があつた場合には、当該要請を行った他方の締約国に対し、次の事項に関する公開情報を利用可能なものとする。

(a) 自国の競争法の執行に関する政策及び実務

(b) 自国の競争法の適用除外及び免除。ただし、当該要請において、関心のある物品又はサービス及び市場が特定され、かつ、当該適用除外又は免除がどのように両締約国間の貿易又は投資を妨げるおそれがあるかについて説明する情報が含まれる場合に限る。

4 各締約国は、自国の競争法の違反を認定する最終的な決定が書面により行われること並びに行政上の問題である場合には当該決定にその基礎となった事実認定及び論拠（法的分析及び適当な場合には経済的分析を含む。）を記載することを確保する。

5 一方の締約国は、更に、4に規定する最終的な決定及び当該決定を実施する命令を公表すること又はそ

の公表が可能でない場合には、利害関係を有する者及び他方の締約国に対し他の方法により利用可能なものとすることを確保する。各締約国は、公に利用可能なものとされる当該決定又は当該命令が、自国の法律により公への開示から保護されている秘密の情報を含まないことを確保する。

第十三・九条 協議

一方の締約国は、他方の締約国からの要請があった場合には、両締約国間の理解を促進し、又はこの章の規定の下で生ずる特定の問題（競争法の行政上又は司法上の執行の内容を含む。）に対処するため、当該要請を行った他方の締約国と協議を開始する。当該要請を行った他方の締約国は、当該要請においては、適当な場合には、当該問題がどのように両締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼすかについて明示する。当該要請を受けた一方の締約国は、当該要請を行った他方の締約国の懸念に対して十分かつ好意的な考慮を払う。

第十三・十条 第二十一章の規定の不適用

第二十一章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十四章 補助金

第十四・一条 原則

両締約国は、公共政策の目的を達成するために必要な場合には、締約国が補助金を交付することができることを認める。もつとも、ある種の補助金は、市場の適正な機能を歪め、並びに貿易及び投資の自由化による利益を損なう可能性を有する。締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでない。

第十四・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「経済活動」とは、市場における物品及びサービスの提供に関連する活動をいう。
- (b) 「特定性を有する補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定第二条の規定に必要な変更を加えたものに基づいて特定性を有すると決定される補助金をいう。
- (c) 「補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定1.1に定める条件に必要な変更を加えたものを満たす措置をいう。この場合において、補助金を受ける者が物品を取り扱っているかサービスを取り扱っているかを問わないものとする。

第十四・三条 適用範囲

1 この章の規定は、特定性を有する補助金が経済活動に関連する限りにおいて、当該補助金について適用する。

注釈 各締約国の国内教育制度の下で提供される教育は、経済活動とみなさない。

2 この章の規定は、公共政策の目的のために一般公衆に対するサービスの提供を政府によって委託された企業に交付される補助金については、適用しない。補助金に関する規則のこのような例外は、透明性を有するものとし、当該補助金が対象とする公共政策の目的を超えるものであってはならない。

3 この章の規定は、自然災害その他の例外的な事態によって生ずる損害を補償するために交付される補助金については、適用しない。

注釈 「その他の例外的な事態」は、伝染病の世界的なまん延を排除しない。

4 次条及び第十四・五条の規定は、補助金を受ける者又は分野ごとの補助金の額又は補助金のための予算額が、連続する三年の期間において総額四十五万特別引出権を下回る場合には、当該補助金については、適用しない。

5 この章の規定は、農業協定附属書一の対象となる物品の貿易に関連する補助金並びに魚、魚製品及び林

産物の貿易に関連する補助金については、適用しない。

6 第十四・六条の規定は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態に対応するために一時的に交付される補助金については、適用しない。当該補助金は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態であつて特定された一時的なものを救済するため、対象が特定されたものでなければならず、また、経済的、効果的及び効率的なものでなければならない。

7 この章の規定は、音響・映像サービスに関連する補助金については、適用しない。

8 第十四・六条の規定は、各締約国の地方政府が交付する補助金については、適用しない。各締約国は、この章の規定に基づく義務を履行するに当たり、自国の地方政府によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

9 この章の規定と第七章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、同章の規定が優先する。

第十四・四条 通報

1 一方の締約国は、自国が交付し、又は維持している特定性を有する補助金に係る法的根拠、形態、額又

は予算額及び可能な場合には当該補助金を受ける者の氏名又は名称について、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日から二年ごとに英語により通報する。

注釈 この1の規定の適用上、既に通報した補助金については、最新の通報において提供する情報は、既に通報した内容の変更又は変更の不存在を示すものに限定することができる。

2 いずれかの締約国が1に定める情報を公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする場合には、当該締約国が1の規定に基づく通報を行ったものとみなす。いずれかの締約国が、補助金及び相殺措置に関する協定^{25.2}の規定に従って補助金について通報する場合には、当該補助金に関し、当該締約国が1に定める義務を履行したものとみなす。

3 この条の規定は、サービスに関連する補助金に関し、次に掲げる分野についてのみ適用する。

- (a) 建築サービス及びエンジニアリング・サービス
- (b) 銀行サービス
- (c) 電子計算機サービス
- (d) 建設サービス

- (e) エネルギーに係るサービス
- (f) 環境サービス
- (g) 急送便サービス
- (h) 保険サービス
- (i) 電気通信サービス
- (j) 運送サービス

第十四・五条 協議

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を書面により提出することができる。両締約国は、当該補助金がどのように両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあるかに関する説明を当該要請が含む場合には、問題を解決するために協議を開始する。
- 2 1に規定する協議において、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行った締約国が求める場合には、1に規定する補助金に関連する情報であつて次の事項を含むものを提供することを検討する。

- (a) 当該補助金の法的根拠及び当該補助金の政策目的又は目的
 - (b) 当該補助金の形態（贈与、貸付け、保証、払戻しを要する前払金、出資、税の軽減等）
 - (c) 当該補助金の交付の日付及び期間並びに当該補助金に係るその他の期間（補助金の支給を開始する日の日付を含む。）
 - (d) 当該補助金の交付を受ける資格要件
 - (e) 当該補助金の総額又は当該補助金のための年間の予算額及び当該補助金の制限の可能性
 - (f) 可能な場合には、当該補助金を受ける者
 - (g) 当該補助金が両締約国間の貿易又は投資に及ぼす影響を評価することを可能とするその他の情報（統計資料を含む。）
- 3 1に規定する協議を促進するため、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行った締約国に対し、当該要請の受領の日の後九十日以内に、問題となっている補助金に関連する情報を書面により提供する。
- 4 協議の要請を受けた締約国は、2に定める情報のいずれかを提供しない場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、当該情報を提供しないことについての説明を含む回答を書面により提供するものとする。

る。

第十四・六条 禁止される補助金

締約国の次の補助金であつて、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあるものについては、禁止する。

(a) 法的制度その他の制度であつて、政府又は公的機関が保証の金額及び期間に関するいかなる制限も付することなく企業の債務を保証する責任を負うもの

(b) 経営不振又は支払不能に陥つた企業であつて信頼性のある再建計画を作成していないものを再建するための補助金。このような再建計画は、当該企業が一時的な流動性の確保のための支援を受けた後合理的な期間内に作成するものとする。当該再建計画は、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥つた企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するための現実的な想定に基づくものとする。当該企業又はその所有者は、相当な資金又は資産を再建に係る費用に充てる。

注釈 この条のいかなる規定も、締約国が、一時的な流動性の確保のための支援として、債務保証又は貸付けの形態で、企業が、再建又は清算の計画を作成するために必要な期間経営を維持するために要す

る金額に限り補助金を交付することを妨げるものではない。

第十四・七条 補助金の使用

各締約国は、企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保するよう努める。

第十五章 国有企業及び指定独占企業

第十五・一条 目的

両締約国は、この章の規定の適用が、国有企業及び指定独占企業に与えられる特定の公共の任務又は公共サービスの義務の履行を法律上又は事実上妨げない限り、当該国有企業及び指定独占企業が両締約国間の貿易に影響を及ぼす反競争的行為を採用し、又は維持しないことを確保することの重要性を認識する。

第十五・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「アレンジメント」とは、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の枠組みの範囲内で作成された公的輸出信用アレンジメント又は同アレンジメントを継承する約束（OECDの枠組みの範囲内

で作成されるか範囲外で作成されるかを問わない。)であって千九百七十九年一月一日において同アレンジメントの参加国であった少なくとも十二のWTOの原加盟国によって採択されるものをいう。

- (b) 「商業活動」とは、企業が営利を指向して行う活動であって、当該活動の結果として、物品の生産又はサービスの提供が行われ、当該物品又は当該サービスが、当該企業が決定する量及び価格で関連市場において消費者に販売されることとなるものをいう。

注釈 非営利の原則又は費用回収の原則に基づいて業務を行う企業が行う活動は、営利を指向して行う活動には該当しない。

- (c) 「商業的考慮」とは、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他の購入若しくは販売の条件についての考慮又は関連する事業若しくは産業において業務を行っている私有企業が商業的な決定を行うに当たって通常考慮するであろう他の要因についての考慮をいう。

- (d) 「独占企業を指定する」とは、独占企業を設立し、若しくは許可すること又は独占企業の範囲を拡大して追加の物品若しくはサービスを対象に含めることをいう。

- (e) 「指定独占企業」とは、締約国の区域における関連市場において物品又はサービスの唯一の提供者又

は購入者として指定される事業体（コンソーシアム及び政府機関を含む。）をいう。ただし、排他的な知的財産権の付与を受けた事業体は、当該付与を受けたことのみを理由として指定独占企業に含まれることはない。

(f) 「公共サービスの任務」とは、締約国の政府の任務であつて、当該任務に従つて国有企業が当該締約国の区域において直接又は間接にサービスを一般公衆に対して利用可能なものとするものをいう。

注釈 一般公衆に対するサービスには、次のものを含む。

(a) 物品の頒布

(b) 一般的な社会資本サービスの提供（輸送、電気、ガス及び水道サービスのような公益事業を含むが、これらに限定されない。）

(g) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、サービス貿易一般協定及び該当する場合にはサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書において定義される政府の権限の行使として提供されるサービスをいう。

(h) 「国有企業」とは、主として商業活動に従事する企業であつて、次のいずれかに該当するものをい

う。

- (i) 締約国が五十パーセントを超える株式を直接に所有する企業
- (ii) 締約国が持分を通じて五十パーセントを超える議決権の行使を支配している企業
- (iii) 締約国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業
- (iv) 締約国が当該企業の活動について法的に指示する権限を有し、又は自国の法令に従って同程度の支配を行使する企業

第十五・三条 適用範囲

1 この章の規定は、商業活動に従事する国有企業及び指定独占企業について適用する。これらの企業が商業活動及び商業活動でない活動の双方に従事する場合には、この章の規定は、商業活動についてのみ適用する。

2 この章の規定は、政府の全ての段階における国有企業及び指定独占企業について適用する。

3 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

4 この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。

5 この章の規定は、国有企業又は指定独占企業であつて、その商業活動から生ずる年間の収益が過去三会計年度のうちいずれか一の会計年度において二億特別引出権を下回つたものについては、適用しない。

6 第十五・六条の規定は、政府の任務に従つて国有企業が提供する金融サービスが次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(a) 輸出又は輸入を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの

(ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの

(b) 締約国の区域外における民間投資を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの

(ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの

(c) アレンジメントに適合する条件で提供される金融サービス。ただし、当該金融サービスの提供がアレ

ンジメントの適用範囲内のものである場合に限る。

7 第十五・六条の規定は、第七・一条2に定める分野については、適用しない。

第十五・四条 世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、千九百九十四年のガット第十七条1から3までの規定、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解並びにサービス貿易一般協定第八条1、2及び5の規定に基づく権利及び義務を確認する。

第十五・五条 一般規定

1 この章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること又は独占企業を指定することを妨げるものではない。ただし、この1の規定は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 いずれの締約国も、国有企業又は指定独占企業がこの章の規定に反する態様で活動することを要求し、又は助長してはならない。

第十五・六条 無差別待遇及び商業的考慮

1 各締約国は、自国の国有企業及び指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、当該各企業が次のことを行うことを確保する。

(a) 物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること（当該各企業がその公共サービスの任務の条件を(b)又は(c)の規定に反しない態様で満たす場合を除く。）。

(b) 当該各企業による物品又はサービスの購入に当たり、

(i) 他方の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国又は第三国の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii) 自国の区域における他方の締約国の投資家の投資財産である企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国の区域における関連市場において自国又は第三国の投資家の投資財産である企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(c) 当該各企業による物品又はサービスの販売に当たり、

(i) 他方の締約国の企業に対し、自国又は第三国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii) 自国の区域における他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、自国の区域における関連市場において自国又は第三国の投資家の投資財産である企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

注釈 この1の規定は、他の企業への資本参加の手段として国有企業又は指定独占企業が行う株式、出資その他の形態の持分の購入又は販売については、適用しない。

2 各締約国は、自国の各指定独占企業がその独占的地位を利用して、自国の区域における非独占的な市場において締約国間の貿易又は投資に悪影響を及ぼす反競争的行為に直接又は間接に従事しないこと（当該指定独占企業がその親事業体、子事業体又は当該締約国若しくは当該指定独占企業が所有する他の事業体と取引することを通じてそのような反競争的行為に従事しないことを含む。）を確保する。

注釈 締約国は、自国の一般的に適用される競争に関する法律、自国の経済活動を規制する法令その他の適当な措置の執行又は実施により、この2に定める要件を満たすことができる。

3 1(b)及び(c)の規定は、国有企業又は指定独占企業が、次のことを行うことを妨げるものではない。

(a) 異なる条件（価格に関する条件を含む。）で物品又はサービスを購入し、又は販売すること。ただ

し、当該異なる条件が商業的考慮に従って定められる場合に限る。

(b) 物品又はサービスの購入又は販売を拒否すること。ただし、その拒否が商業的考慮に従って行われる場合に限る。

第十五・七条 規制の枠組み

1 両締約国は、関連する国際的な基準（特に、OECDの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含む。）を尊重し、及び当該基準に従うよう努める。

2 各締約国は、自国が設立し、又は維持する規制機関その他の規制上の権限を行使する機関が、当該機関によって規制されるいずれの企業からも独立しており、当該機関によって規制されるいずれの企業に対しても責任を負わず、及び当該機関によって規制される全ての企業（国有企業及び指定独占企業を含む。）に関して同様の状況において公平に行動することを確保するよう努める。

注釈 当該機関が自己の規制上の権限を行使する際の公平性については、当該機関の一般的な慣行に照らして評価する。

3 各締約国は、国有企業及び指定独占企業について、一貫性があり、かつ、差別的でない態様で自国の法

令を適用する。

第十五・八条 情報交換

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、中央政府の段階における自国の国有企業の一覧表を他方の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとし、その後は、当該一覧表を毎年更新する。

注釈 この1の規定の適用上、「中央政府」とは、次の政府をいう。

(a) バングラデシュについては、バングラデシュ政府

(b) 日本国については、日本国政府

2 一方の締約国は、独占企業の指定及びその指定の条件を他方の締約国に対して速やかに通報し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする。

3 一方の締約国は、この章の規定に基づいて生ずる自国の利益が、他方の締約国の国有企業又は指定独占企業（当該国有企業又は指定独占企業を以下この条において「事業体」という。）の商業活動によって悪影響を受けていると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、この章の規定の実施

に関連する当該事業体の商業活動についての情報を4の規定に従って提供するよう書面により要請することができるとができる。

4 要請を受けた締約国は、次に掲げる情報を提供する。ただし、当該要請が、事業体の活動が当該要請を行った締約国の利益であつてこの章の規定に基づいて生ずるものにどのように影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含み、かつ、次に掲げるいずれの情報も提供するかについて明示する場合に限る。

- (a) 当該事業体の組織的構成及び当該事業体の取締役会その他これに相当する経営体の構成
- (b) 当該事業体について、要請を受けた締約国、その国有企業又は指定独占企業が累積的に所有する株式の割合及び累積的に保有する議決権の割合
- (c) 特別の株式又は特別の議決権その他の権利（当該権利が当該事業体の一般的な普通の株式に附属する権利と異なる場合に限る。）であつて、要請を受けた締約国、その国有企業又は指定独占企業が保有するものに関する概要
- (d) 当該事業体を規制する政府の部局又は公的機関の概要、当該政府の部局又は公的機関が当該事業体に

課する報告に関する義務の概要並びに可能な場合には当該事業体の上級の役員及び取締役会その他これに相当する経営体の構成員の任命、解任又は報酬に関して当該政府の部局又は公的機関が有する権利及び慣行

(e) 情報が入手可能な直近の三年間の当該事業体の年間の収益及び資産総額

(f) 要請を受けた締約国の法令に基づいて当該事業体に適用される適用除外及び免除並びにこれらに関連する措置

(g) 当該事業体に関する公に入手可能な追加的な情報（年次財政報告、第三者による監査及び政府による財政支援を含む。）

5 締約国がこの条の規定に基づく要請に従って書面により情報を提供し、及び当該情報を秘密のものであると認める旨を要請を行った締約国に通報する場合には、当該要請を行った締約国は、当該情報を提供する締約国の事前の同意なしに当該情報を開示してはならない。

6 要請を受けた締約国は、当該要請の日の後二箇月以内に、4の規定に基づいて求められた情報を提供するよう努める。

第十五・九条 技術協力

両締約国は、適当な場合には、利用可能な資源の範囲内で、次の活動を含む相互に合意する技術協力を行う。

- (a) 自国の国有企業の企業統治及び運営の改善における両締約国の経験に関する情報の交換
- (b) 国有企業と私有企業との間の対等な競争条件を確保するための政策上の取組（競争上の中立性に関する政策を含む。）に関する最良の慣行の共有
- (c) 国有企業の企業統治及び運営に関連する技術的な情報及び専門知識の共有のための国際的なセミナー、研究集会、訓練その他の適当な場の開催

第十六章 ビジネス環境の整備

第十六・一条 基本原則

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域において事業活動を遂行する他方の締約国の法人のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、それぞれの締約国におけるビジネス環境を一層整備するため

の協力を促進する。

第十六・二条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 次条の規定に従って各締約国が指定するビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。
- (b) 自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題を討議し、及び当該問題を適時に解決するための方法を追求すること。
- (c) 両締約国に対して、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。
- (d) 適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について検討すること。
- (e) (c)に規定する勧告及び(d)に規定する検討の結果を相互に決定する方法により公に利用可能なものとする

ること。

(f) 作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法により協力すること。その協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (i) 検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。
 - (ii) 当該他の小委員会から意見を求めること。
 - (iii) 当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。
 - (iv) 適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。
 - (g) 合同委員会に対し、(c)に規定する所見及び勧告を適時に報告すること。
 - (h) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会が討議する問題には、次の事項を含めることができる。
- (a) ビジネスに関連する規則、行政上の手続及び行政上の決定における透明性の向上
 - (b) 行政上の手続を簡素化し、及び迅速にするための措置
 - (c) 両締約国における事業活動を円滑にするための方法

(d) ビジネス環境に関連するその他の問題

4 小委員会は、両締約国の政府の代表者（討議される問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。小委員会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十六・三条 連絡事務所

1 各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。

2 各締約国が指定する連絡事務所は、次のことを任務とする。

(a) 自国の法令その他の措置であって、他方の締約国の法人の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の法人からの苦情及び照会を受領すること。

(b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情及び照会を送付すること。

(c) (b)に規定する自国の関係当局から、合理的な期間内に、適当な場合には書面にて、十分な説明、理由及び法的根拠（該当する場合に限る。）を付した回答を求めること。

- (d) (a)に規定する法人に対し、(c)に規定する回答を送付すること。
- (e) 自国の関係当局と協力して、(a)に規定する法人に対し、必要な情報及び助言を提供すること。
- (f) 小委員会に対して所見を報告すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国に所在する団体であつて当該他方の締約国の連絡事務所と自国の法人との間の連絡を円滑にするものを指定することができる。

4 2及び3の規定は、一方の締約国の法人が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第十六・四条 第二十一章の規定の不適用

第二十一章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十七章 労働

第十七・一条 規制を行う権利及び保護の水準

1 各締約国は、自国が締結している国際労働機関（以下「ILO」という。）の条約及び議定書（基本的なILOの条約を含む。）に係る自国の約束と整合的に、自国の持続可能な開発に関する政策及び自国の

経済に関する優先事項を決定し、国内の労働に関する保護について自国の水準を定め、並びにそれに従って自国の関連する法令を採用し、又は修正する自国の権利を認識しつつ、自国の法令及び関連する政策が高い水準の労働に関する保護を定めることを確保するよう努め、並びに当該法令及びその基礎となる保護の水準を引き続き改善するよう努める。

2 両締約国は、自国の労働に関する法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励してはならない。このため、両締約国は、当該法令について免除せず、又は逸脱しないよう努める。

3 両締約国は、自国の労働に関する法令が、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易若しくは投資に対する偽装した制限となるべきでないことを認める。

第十七・二条 共通の約束の表明

1 両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を、経済上、労働上及び社会上の課題に対応するための主要な要素の一つとして認識する。両締約国は、更に、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事の確保に資する方法により国際貿易の発展を促進することの重要性を認識する。このこととの関連において、両締約国は、第十七・四条の規定に基づいて設置される労働に関する小

委員会の会合において、相互に関心を有する労働に関する問題について見解及び情報を交換する。

2 両締約国は、千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置（二千二十二年に改正されたもの）に関する自国の約束を再確認する。このため、両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた次に掲げる原則を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現する。

(a) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認

(b) あらゆる形態の強制労働の撤廃

(c) 児童労働の実効的な廃止

(d) 雇用及び職業に関する差別の撤廃

(e) 安全かつ健康的な作業環境

3 各締約国は、自国が批准したILOの条約を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。

4 両締約国は、2に規定する労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則の違反を正当な

比較優位として援用し、又は用いることができないうこと及び保護主義的な貿易の目的のために労働基準を用いるべきでないことを認識する。

第十七・三条 強制労働

両締約国は、あらゆる形態の強制労働（児童の強制労働を含む。）を撤廃するとの目標を認識しつつ、自国が締結している強制労働に関する基本的なILOの条約の原則を尊重し、促進し、及び実現することについての自国の約束を再確認する。

第十七・四条 労働に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに労働に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用を検討し、及び監視すること並びに必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(b) この章の規定に関連するその他の事項であつて両締約国が決定するものについて検討すること。

- (c) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- (d) この章の規定の解釈又は適用に関する両締約国間の見解の相違を解消するための解決を追求すること。

(e) 相互に決定する方法により、この章の規定の実施に関する啓発を促進すること。

3 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十七・五条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十七・六条 第二十一章の規定の不適用

第二十一章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十八章 環境

第十八・一条 規制を行う権利及び保護の水準

1 各締約国は、国際的に認められた基準及び自国が締結している国際協定に係る自国の約束と整合的に、自国の持続可能な開発に関する政策及び優先事項を決定し、国内の環境に関する保護について自国の水準を定め、並びにそれに従って自国の関連する法令を採用し、又は修正する自国の権利を認識しつつ、自国の法令及び関連する政策が十分な水準の環境に関する保護を定めることを確保するよう努め、並びに当該法令及びその基礎となる保護の水準を改善することを追求するよう努める。

2 両締約国は、自国の環境に関する法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励してはならない。このため、両締約国は、当該法令について免除せず、又は逸脱しないよう努めるものとし、当該法令の効果的な執行を怠らないよう努める。

3 両締約国は、自国の環境に関する法令を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならない。

第十八・二条 共通の約束の表明

1 両締約国は、国際社会が環境に関する地球的規模又は地域の課題に対処するため、環境に関する多数国間協定（特に両締約国が締結しているもの）が多数国による環境の管理の手段として重要であることを強

調する。両締約国は、更に、貿易と環境との間の相互の補完性を達成することが重要であることを強調する。このこととの関連において、両締約国は、第十八・五条の規定に基づいて設置される環境に関する小委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の環境に関する事項について見解及び情報を交換する。

2 各締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。

3 一方の締約国は、拘束されることが適当と認める環境に関する多数国間協定（その改正を含む。）の批准、受諾若しくは承認又は当該多数国間協定への加入に関して他方の締約国と情報を交換する。

4 両締約国は、気候変動という緊急の脅威に対処するために千九百九十二年五月九日にニューヨークで作された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の究極的な目的を達成することの重要性及びこの目的のために貿易が果たす役割を認識する。両締約国は、気候変動枠組条約及び二千十五年十二月十二日にパリで気候変動枠組条約の締約国会議によってその第二十一回会合において作成されたパリ協定を効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。両締約国は、気候変

動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することに向けて気候変動に対処するための行動をとるために協働することを約束する。

5 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第十八・三条 透明性

各締約国は、自国の法令及び次章の規定に従い、この章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が透明性のある態様で実施されること（該当する場合には公衆に対し意見を述べるための適当な機会及び十分な時間を提供すること並びに当該措置を公表することを通じて実施されることを含む。）を確保する。

第十八・四条 協力

両締約国は、この協定の目的を達成するために環境に関する政策の貿易及び投資に関連する側面について協力することの重要性を認識しつつ、特に、次のことを行うことができる。

- (a) 環境保護の分野において二国間又は多数国間の段階で協力すること（両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体を通じて協力することを含む。）。
- (b) 両締約国が実施する監視及び評価の結果を考慮しつつ、貿易と環境との間の相互の影響を評価すること並びに当該影響を増大させ、防止し、又は緩和する方法を特定することについて協力すること。
- (c) この協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するために協力すること（情報の交換を通じて協力することを含む。）。
- (d) ラベル等による表示に関する制度について協力すること（環境ラベルについての情報の交換を通じて協力することを含む。）。

(e) 環境に関する問題についての企業の社会的責任を促進するために協力すること。

(f) 環境を尊重する予見可能で公正かつ競争的な市場の確立から利益を得るために協力すること。

(g) 環境に関する多数国間協定の貿易及び投資に関連する側面について協力すること（千九百七十三年三

月三日にワシントンで作成された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約並びに千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約及びその議定書に関

する見解及び情報の交換並びに技術協力及び税関協力を通じて協力することを含む。)

(h) 国際的な気候変動に関する制度の貿易に関連する側面について協力すること（炭素の排出が少ない技術、気候に対して強靱^{じん}であり気候に悪影響を及ぼさない他の技術及びエネルギー効率を促進する手段について協力することを含む。）。

(i) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するため、陸上生態系及び海洋その他の水界生態系を保護し、及び回復させるため、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の違法な取引に対処するため協力すること。

(j) 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材並びに木材製品及び非木材林産物の貿易を促進するため、並びに違法伐採に対処するために協力すること。

(k) 持続可能な漁業及び養殖に関する慣行並びに合法的に取得された漁業資源の貿易を促進するため、並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に対処するため、二国間で又は両締約国が参加する適当な国際機関若しくは国際的な団体を通じて協力すること。

(l) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を規制することによって人の健康及び環境を保護するた

め、二国間で又は両締約国が参加する適当な国際機関若しくは国際的な団体を通じて協力すること。

(m) 物品に用いる新たな材料を作り出す必要性を減ずることに資するため、各締約国の法令及び政策を尊重しつつ、更なる循環型の経済の一環として、資源の効率的かつ持続可能な生産、使用及び再生利用を促進するために協力すること。

(n) 必要に応じ、他方の締約国の環境保護の分野において、技術革新、基準の改善、法令等の遵守、持続可能性、能力開発及び技術移転を促進するために協力すること。

第十八・五条 環境に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに環境に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用を検討し、及び監視すること並びに必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(b) この章の規定に関連するその他の事項であつて両締約国が決定するものについて検討すること。

(c) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

(d) この章の規定の解釈又は適用に関する両締約国間の見解の相違を解消するための解決を追求すること。

3 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

4 小委員会は、自己の活動と関連する環境に関する多数国間の機関又は団体の活動との間の整合性及び協力を追求する。

第十八・六条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十八・七条 第二十一章の規定の不適用

第二十一章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十九章 透明性

第十九・一条 公表

1 各締約国は、自国の法令及び手続、自国の法令に基づく行政上の決定並びに一般に適用される司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする（実行可能な場合にはインターネットにおけるものを含む。）。

2 各締約国は、可能な限り、この協定の対象となる事項に関する法令、手続及び自国の法令に基づく一般に適用される行政上の決定であつて自国が採用しようとするものを公表し、又は容易に利用可能なものとする。

3 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、可能な限り、この協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定であつて自国が採用しようとするものについての公衆による意見提出の手続を維持する。

第十九・二条 照会

1 各締約国は、前条1に規定する法令、手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び住所を容易に公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、前条1に規定する事項に関し、合理的な期間内に英語により、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第十九・三条 行政上の手続

1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連を有し、又は影響を及ぼす行政上の決定を求める者によって提出された申請を受理した場合には、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、1に規定する申請を審査する基準を定めるものとし、また、次のことを行う。

(a) 当該基準をできる限り具体的なものとする事。

(b) 当該基準を公に利用可能なものとする事（公に利用可能なものとする事が当該締約国にとって行政上特別の支障を来すこととなる場合を除く。）。

3 締約国の権限のある当局は、1に規定する申請の審査を行うため、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a) 申請の受理と当該申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるよう努めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。

4 締約国の権限のある当局は、ある者に対して義務を課し、又は法的な権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、その者に対して次の通知及び機会を与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) その者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第十九・四条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、行政裁判所若しくは司法裁判所又は行政上若しくは司法上の

手続を維持する。これらの裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は手続において、当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録される意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、当該行政上の行為に関する決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第十九・五条 腐敗行為の防止に関する措置

1 各締約国は、両締約国が締結している国際協定（二千三年十月三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約を含む。）に基づく権利及び義務を再確認する。

2 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、阻止し、及び撲滅するために必要な立法その他の措置を採用し、又は維持する。

3 各締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の法制の基本原則に従い、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為の防止、阻止及び撲滅への企業、市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため、並びに腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとる。このため、締約国は、次のことを行うことができる。

- (a) 意思決定手続の透明性を高め、及び意思決定手続についての公衆の参加を促進すること。
- (b) 公衆が情報を効果的に利用することができるようにすること。
- (c) 腐敗行為を許容しないことに資する広報活動及び公共教育計画（学校及び大学の教育課程を含む。）を実施すること。

(d) 腐敗行為に関する情報を求め、受領し、公表し、及び提供する自由を尊重し、促進し、及び保護すること。これらの自由については、一定の制限を課することができる。ただし、そのような制限は、法律

によって定められ、かつ、次のいずれかの目的のために必要とされるものに限る。

- (i) 他の者の権利又は信用を尊重すること。
- (ii) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳を保護すること。

第二十章 協力

第二十・一条 基本原則

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を一層自由化し、並びに両締約国の持続可能な開発を促進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国の政府間の協力を一層強化し、並びに両締約国の関係団体であって、その一方又は双方が両締約国の政府以外の団体であるもの間の相互協力を奨励し、及び円滑にする。

- (a) 貿易及び投資
- (b) 公共基盤、建設及び都市開発
- (c) 人材養成

- (d) サプライチェーン
- (e) 環境
- (f) 知的財産
- (g) 労働
- (h) 女性の経済的エンパワーメント
- (i) 透明性
- (j) 農業、林業及び漁業（ハラール食品に関連する事項を含む。）
- (k) 製造業及び繊維産業
- (l) 中小企業
- (m) 科学技術
- (n) 金融サービス
- (o) 教育
- (p) 観光

- (q) 鉱業、エネルギー及び再生可能エネルギー
- (r) 保健
- (s) 競争
- (t) 情報通信技術
- (u) 電子商取引
- (v) 娯楽
- (w) 技能の開発
- (x) 機関及び制度の強化
- (y) 両締約国の政府が相互に決定するその他の分野

2 両締約国は、1に規定する分野における潜在的な協力活動を検討し、及びこの章の規定に基づく協力活動の適時の、効率的かつ効果的な実施を確保するため、この協定の効力発生の日の後、討議を開始する。

第二十・二条 協力の形態

この章の規定に基づく協力の形態については、この章の関連する規定及び第二十・四条の規定に基づいて

設置される協力に関する小委員会が特定するニーズを考慮して、両締約国が作成する指針において定めることができる。

第二十・三条 協力の費用

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この章の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

2 この章の規定に基づく協力のための費用は、資金及び資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国が相互に決定する衡平な方法により負担する。

第二十・四条 協力に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) 第二十・一条に規定する各分野における協力に関する情報を交換すること。

- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
- (d) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
- (e) 適当な場合には、合同委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。
- (f) 合同委員会に対し、この章の規定の実施（両締約国がとるべき措置を含む。）に関する小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、適当な場合には、この協定の規定に基づく協力活動の適時の、効率的かつ効果的な実施を確保するため、協力のための制度に関する両締約国の既存の協議の枠組みを認め、当該枠組みとの間で情報を共有する。
- 4 小委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
- 5 小委員会は、両締約国が決定する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第二十・五条 次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第二十一章 紛争解決

第二十一・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「申立国」とは、第二十一・六条1の規定に基づいて協議を要請する締約国をいう。
- (b) 「被申立国」とは、第二十一・六条1の規定に基づいて協議を要請される締約国をいう。
- (c) 「手続規則」とは、合同委員会が採択する仲裁手続のための手続規則をいう。

第二十一・二条 目的

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。

第二十一・三条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、次の(a)の事項及び(b)の場合について適用する。

(a) この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決

(b) 一方の締約国が、他方の締約国の措置がこの協定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他方の締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行しなかったと認める場合

2 この章の規定は、非違反措置に関する申立てについては、適用しない。

3 第二十一・五条の規定に従うことを条件として、この章の規定は、両締約国が締結している他の協定に
より利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない。

第二十一・四条 一般規定

1 この協定は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。

2 第二十一・八条1の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、また、この協定に組み込まれた世界貿易
機関設立協定の規定に関し、WTOの紛争解決機関によって採択されるWTOの小委員会及び上級委員会
の報告における関連する解釈について検討すべきである。仲裁裁判所の認定及び決定は、この協定に基づ
く権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはでき
ない。

注釈 両締約国は、この協定に組み込まれていない世界貿易機関設立協定の規定に関し、この2の第一

文の規定が、仲裁裁判所がWTOの紛争解決機関によって採択されるWTOの小委員会及び上級委員会
の報告における関連する解釈について検討することを妨げるものではないことを確認する。

3 この章の規定に従って行われる全ての通報、要請及び回答は、書面によるものとする。

4 両締約国は、紛争について相互に満足すべき解決を得るため、紛争のあらゆる段階において、協力及び
協議を通じてあらゆる努力を払うよう奨励される。

5 この章に定めるいかなる期間も、特定の紛争に関し、両締約国の相互の同意により変更することができ
る。

6 一方の締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他方の締約国がとる措置
によって侵害されていると認める場合において、その紛争を迅速に解決することは、この協定が効果的に
機能し、かつ、両締約国の権利と義務との間で適正な均衡が維持されるために不可欠である。

第二十一・五条 場の選択

1 紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、両締約国が締結している他の国際

貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であつてこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができるものとし、その選択した場以外の場合を利用してはならない。

2 この条の規定の適用上、申立国は、第二十一・八条1の規定に基づいて仲裁裁判所の設置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に基づいて紛争解決委員会若しくは紛争解決のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、紛争を解決するための場を選択したものとす。

3 この条の規定は、両締約国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことにつき書面により同意する場合には、適用しない。

第二十一・六条 協議

1 一方の締約国は、第二十一・三条1に定める事案について、他方の締約国との協議の要請を行うことができる。被申立国は、申立国が行う協議の要請について妥当な考慮を払い、及び当該協議のための適当な機会を与える。

- 2 1の規定に基づいて行われる協議の要請には、当該要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示す。
- 3 被申立国は、1の規定に基づいて行われた協議の要請を受領した日の日付を記載した申立国への通報を行うことにより、当該要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該要請が行われた日が、被申立国が当該要請を受領した日とみなされる。
- 4 被申立国は、1の規定に基づいて行われた協議の要請を受領した日の後七日以内に当該要請に回答する。
- 5 被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。
 - (a) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合を含む。）には、1の規定に基づいて行われた協議の要請を受領した日の後十五日の期間
 - (b) その他の事案については、1の規定に基づいて行われた協議の要請を受領した日の後三十日の期間
- 6 両締約国は、誠実に協議に参加するものとし、協議を通じて相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。このため、両締約国は、次のことを行う。

- (a) 事案について十分に検討すること（問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのような影響を及ぼし得るかを含む。）ができるようにするため、当該協議の過程において十分な情報を提供すること。
- (b) 当該協議の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。
- (c) 事案について責任を有し、又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機関の職員を当該協議において関与させることを可能とするよう努めること。
- 7 この条の規定に基づく協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続におけるいずれの締約国の権利も害するものではない。
- 8 この条の規定に基づく協議は、両締約国の相互の同意により、対面して又はあらゆる技術的手段によって行うことができる。両締約国が協議を対面して行うことを決定する場合には、協議は両締約国が決定する場所において行うものとし、場所についての同意がない場合には、被申立国の首都において行うものとする。

第二十一・七条 あっせん、調停又は仲介

1 両締約国は、いつでも、紛争解決の代替的な方法（あっせん、調停及び仲介を含む。）を任意にとることを決定することができる。当該紛争解決の代替的な方法のための手続は、いつでも開始することができるものとし、いずれの締約国も、いつでもこれを終了することができる。

2 両締約国が決定する場合には、1に規定する手続は、この章の規定に基づいて仲裁裁判所が事案を検討している間も、継続することができる。

3 1に規定する手続に係る過程及び当該過程においていずれかの締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続におけるいずれの締約国の権利も害するものではない。

第二十一・八条 仲裁裁判所の設置及び再招集

1 申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対し、仲裁裁判所の設置の要請（以下この章において「仲裁裁判所設置要請」という。）を書面により行うことができる。

(a) 被申立国が次のいずれかのことを行わない場合

(i) 第二十一・六条4の規定に従って協議の要請に回答すること。

- (ii) 第二十一・六条5の規定に従って協議を開始すること。
- (b) 次のいずれかの期間内に協議によって紛争を解決することができない場合
 - (i) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合を含む。）には、被申立国が第二十一・六条1の規定に基づいて行われた協議の要請を受領した日の後二十日の期間
 - (ii) その他の事案については、被申立国が第二十一・六条1の規定に基づいて行われた協議の要請を受領した日の後六十日の期間
- 2 1の規定に基づいて行われる仲裁裁判所設置要請には、問題となっている特定の措置を明示するとともに、仲裁裁判所が取り扱う申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠（この協定の関連規定を含む。）についての詳細であって、問題を明確に提示するために十分なものを付する。
- 3 被申立国は、1の規定に基づいて行われた仲裁裁判所設置要請を受領した日の日付を記載した申立国への通報を行うことにより、当該仲裁裁判所設置要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該仲裁裁判所設置要請が行われた日が、被申立国が当該仲裁裁判所設置要請を受領した日とみなされる。

4 各締約国は、仲裁裁判所設置要請を受領した日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

5 両締約国は、仲裁裁判所設置要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定により提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。

6 締約国が4の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合には、当該仲裁人は、いずれかの締約国の要請に応じ、4の規定により提案された候補者の名簿の中からくじ引で任命される。両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、くじ引による任命は、くじ引による任命の要請が受領された日の後七日以内に行われる。

7 両締約国が5の規定により第三の仲裁人について合意することができない場合には、いずれの締約国も、その後の十日の期間内に、常設仲裁裁判所事務総長に対し、第三の仲裁人を速やかに任命するよう要

請することができる。4の規定により提案された候補者の名簿は、常設仲裁裁判所事務総長にも提供されるものとし、8の規定による必要な任命を行うに当たって用いられることができる。

注釈 国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則は、この7の規定による第三の仲裁人の任命を行うためには、用いない。

8 両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、7の規定により、かつ、10及び11に規定する要件に従って第三の仲裁人を任命するに当たっては、次の手続を用いる。

(a) 常設仲裁裁判所事務総長は、両締約国に対し、少なくとも四人の仲裁人の候補者を記載した同一の名簿を通報する。

(b) 各締約国は、(a)に規定する名簿を受領した日の後十五日以内に、自国が反対する一人の候補者を削除し、及び自国の優先順位によって当該名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所事務総長に返送することができる。

(c) 常設仲裁裁判所事務総長は、(b)に定める期間の満了の後、返送された名簿の残りの候補者から、かつ、両締約国が記載した優先順位に基づいて、第三の仲裁人を任命する。

- (d) 何らかの理由によりこの8に定める手続によつて第三の仲裁人を任命することができない場合には、常設仲裁裁判所事務総長は、この章の規定に従つて第三の仲裁人を自己の裁量により任命することができる。
- (e) 常設仲裁裁判所事務総長が、第三の仲裁人を任命することができない旨を両締約国に通報する場合又は7の規定に基づいて行われた要請の日の後六十日以内に第三の仲裁人を任命しない場合には、第三の仲裁人は、いずれかの締約国の要請に応じ、4の規定により提案された候補者の名簿の中から当該いずれかの締約国の要請の日の後七日以内にくじ引で任命される。
- 9 仲裁裁判所の設置の日は、第三の仲裁人が任命された日とする。
- 10 全ての仲裁人は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際協定の下の生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。
- (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従つて選出されること。
- (c) 独立しており、かつ、公平であること。

- (d) いずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けていないこと。
 - (e) いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。
 - (f) 自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を両締約国に開示すること。
 - (g) 合同委員会が採択する行動規範を遵守すること。
- 11 7の規定により任命される仲裁裁判所の裁判長は、10に規定する要件のほか、可能な限り、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) WTOの小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。
 - (b) 紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。
- 12 各仲裁人は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。いずれの締約国も、仲裁裁判所に付託された事案につき、仲裁人に指示を与えてはならず、また、個人として活動する仲裁人に影響を与えようとしてはならない。
- 13 この条の規定により任命された仲裁人が辞任し、死亡し、又は職務を遂行することができなくなる場合には、後任の仲裁人は、当初の仲裁人の任命について定められた方法と同様の方法により任命される。当

該後任の仲裁人は、当該当初の仲裁人の全ての権限及び任務を有する。仲裁裁判所の検討は、当初の仲裁人が辞任し、死亡し、又は職務を遂行することができなくなった日から後任の仲裁人が任命される日まで停止されるものとする。

14 仲裁裁判所が第二十一・十三条又は第二十一・十四条の規定に基づいて再招集される場合において、実行可能なときは、再招集された仲裁裁判所は、当初の仲裁裁判所と同じ仲裁人によって構成する。これが実行可能でない場合には、後任の仲裁人は、当初の仲裁人の任命について定められた方法と同様の方法により任命される。当該後任の仲裁人は、当該当初の仲裁人の全ての権限及び任務を有する。

第二十一・九条 仲裁裁判所の任務

1 仲裁裁判所は、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 問題の事実関係
- (b) 両締約国が引用するこの協定の規定の適用可能性
- (c) 次のいずれかの事項

(i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

2 仲裁裁判所は、両締約国が当該仲裁裁判所の設置の日の後二十日以内に相互に別段の決定を行う場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「この協定の関連規定に照らし、前条1の規定に基づいて行われた仲裁裁判所設置要請において付託された事案を検討し、この協定に定めるところにより認定及び決定を行う。」

3 仲裁裁判所は、裁定において次の事項を記載する。

(a) 両締約国の主張を要約した説明部分

(b) 問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c) 次のいずれかの事項に関する決定

(i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

- 4 3の規定を適用するほか、仲裁裁判所は、紛争に関するその他の認定及び決定であつて、両締約国が共同で要請するもの及び自己の付託事項に定めるものを裁定に含める。仲裁裁判所は、被申立国が当該認定及び決定を実施し得る方法を提案することができる。
- 5 仲裁裁判所は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、この協定の関連規定、両締約国の意見及び主張並びに10及び11の規定に従つて受領した情報又は技術上の助言に基づいて裁定を作成する。
- 6 仲裁裁判所は、この協定に定める認定、決定及び提案のみを行う。
- 7 仲裁裁判所の認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。
- 8 仲裁裁判所は、両締約国と定期的に協議し、及び相互に満足すべき解決を図るための適当な機会を両締約国に与える。
- 9 1から4までの規定は、第二十一・十三条又は第二十一・十四条の規定に基づいて再招集される仲裁裁判所については、適用しない。
- 10 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所

が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

11 仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。その前に、仲裁裁判所は、両締約国の意見を求めるものとする。両締約国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきでないことを決定する場合には、仲裁裁判所は、その要請を行ってはならない。仲裁裁判所は、両締約国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。仲裁裁判所は、裁定の準備に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関するいずれの締約国の意見も考慮する。

第二十一・十条 仲裁裁判手続

1 仲裁裁判所は、この章の規定に従うものとし、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、手続規則を遵守する。

2 第二十一・八条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請に応じ、又は自己

の発意により、両締約国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第二十一・十三条又は第二十一・十四条の規定に基づいて再招集される仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関する規則を定めることができる。

3 仲裁裁判所の手続は、裁定を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、当該仲裁裁判所の検討を不当に遅延させるべきではない。

4 第二十一・八条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該仲裁裁判所の設置の日の後十五日以内に、自己の検討の日程を定める。仲裁裁判所の設置の日から両締約国に対して裁定が下される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。

5 第二十一・十三条又は第二十一・十四条13の規定に基づいて再招集される仲裁裁判所は、第二十一・三条に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日の後十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。

6 仲裁裁判所の会合は、非公開とする。両締約国は、仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、当該会合に出席する。

7 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の相互の同意により決定するものとし、そのような決定が行われない場合には、仲裁裁判手続の第一回会合は被申立国の首都において行い、その後は両締約国において交互に行うものとする。

8 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に対する意見書は、秘密のものとして取り扱う。

9 一方の締約国が仲裁裁判所に提出した意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、他方の締約国に利用可能なものとする。両締約国及び仲裁裁判所は、いずれかの締約国が仲裁裁判所に提出した情報であつて、当該締約国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この9のいかなる規定も、いずれかの締約国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、いずれかの締約国が仲裁裁判所に提出した陳述又は情報であつて、当該締約国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

10 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

11 仲裁裁判所の裁定の起草については、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。

12 第二十一・八条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、当該仲裁裁判所の設置の日の後百五十日以内に両締約国に対して裁定案を提示する。当該仲裁裁判所は、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合を含む。）には、当該仲裁裁判所の設置の日の後九十日以内に裁定案を提示するよう努める。

13 第二十一・八条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、12に規定する期間内に裁定案を提示することができないと認める例外的な場合には、両締約国に対して裁定案を提示するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を両締約国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。

14 いずれの締約国も、裁定案を受領した日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対して当該裁定案に関する書面による意見を提出することができる。仲裁裁判所は、両締約国の当該裁定案に関する書面による意見を

検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該裁定案を修正することができる。

15 仲裁裁判所は、裁定案を提示した日の後三十日以内に、両締約国に対して裁定を下す。

16 仲裁裁判所は、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、仲裁裁判所は、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。仲裁人は、全会一致の決定が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々の仲裁人が裁定において表明した意見は、匿名とする。

17 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

18 仲裁裁判所が検討中の事案に関し、仲裁裁判所といずれかの締約国のみとの間で接触があつてはならない。

19 各締約国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。4及び5の規定を適用するほか、仲裁裁判所が定める日程は、両締約国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

20 4及び5の規定を適用するほか、仲裁裁判所が定める日程は、両締約国が仲裁裁判所に自国の立場を表

明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

21 いずれの締約国も、仲裁裁判所の裁定を公に利用可能なものとすることができる。ただし、当該裁定に含まれる秘密の情報を保護することを条件とする。

第二十一・十一条 手続の停止及び終了

1 両締約国は、いつでも、仲裁裁判所の検討を停止することを決定することができる。ただし、その停止の期間は、その決定の日から十二箇月を超えないものとする。停止された仲裁裁判手続は、その停止の期間内において、いずれかの締約国の要請があつた場合には、再開する。その停止が行われた場合には、仲裁裁判手続のための関連する期間は、検討が停止された期間と同じ期間延長される。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて継続して停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、その設置の根拠を失う。

2 両締約国は、相互に満足すべき解決が得られた場合には、仲裁裁判手続を終了することを決定することができる。この場合において、両締約国は、仲裁裁判所の裁判長に対してその決定を共同で通報する。

3 仲裁裁判所は、裁定を下す前において、仲裁裁判手続のいかなる段階においても、両締約国に対し、友好的に紛争を解決するよう提案することができる。

第二十一・十二条 裁定の実施

1 仲裁裁判所の認定及び決定は、最終的なものとし、かつ、両締約国を拘束する。被申立国は、次のいずれかのことを行う。

(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないと仲裁裁判所が決定する場合には、当該措置を適合させること。

(b) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったと仲裁裁判所が決定する場合には、当該義務を履行すること。

2 被申立国は、仲裁裁判所が第二十一・十条15の規定に従って両締約国に対して裁定を下した日の後三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかのことを行う。

(a) 被申立国は、1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を

生じた日の日付及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

(b) 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、当該義務の履行のためにとることができると記載と共に、当該義務の履行のために必要であると認める合理的な期間を申立国に通報する。

3 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を2(b)の規定に従って行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。

4 可能な場合には、3に規定する合理的な期間は、両締約国が合意するものとする。仲裁裁判所が両締約国に対して裁定を下した日の後四十五日以内に両締約国が合理的な期間について合意することができない場合には、いずれの締約国も、仲裁裁判所の裁判長及び他方の締約国への通報を行うことにより、当該裁判長が合理的な期間を決定するよう要請することができる。その要請は、仲裁裁判所が両締約国に対して裁定を下した日の後百二十日以内に行う。

5 4の規定に基づいて要請が行われた場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該要請を受領した日の後四十五日以内に、両締約国に対し、合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。

6 仲裁裁判所の裁判長が決定する合理的な期間は、指針として、仲裁裁判所が両締約国に対して裁定を下した日の後十五箇月を超えるべきではない。当該合理的な期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

7 被申立国は、この条の規定に従って合理的な期間を定める間又は定めた後、1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生じた日の日付及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

第二十一・十三条 履行状況の審査

1 被申立国が前条1の規定に基づく義務を履行するためにとった措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について両締約国間に意見の相違がある場合には、当該意見の相違については、その解決のために再招集される仲裁裁判所（以下この章において「履行状況審査仲裁裁判所」という。）の利用によって解決する。申立国は、被申立国への通報を行うことにより、履行状況審査仲裁裁判所を再招集するよう要請することができる。

2 1に規定する要請は、次のいずれか早い時の後においてのみ行うことができる。

(a) 前条の規定に従って定められる合理的な期間が満了した時

(b) 被申立国が前条1の規定に基づく義務を履行した旨を同条2(a)又は7の規定に従って申立国に通報した時

3 履行状況審査仲裁裁判所は、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

(a) 被申立国が前条1の規定に基づく義務を履行するための行った行動についての事実関係

(b) 被申立国が前条1の規定に基づく義務を履行するための行った措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性

4 履行状況審査仲裁裁判所は、裁定において次の事項を記載する。

(a) 両締約国の主張を要約した説明部分

(b) この条の規定の下で生ずる問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c) 被申立国が前条1の規定に基づく義務を履行するためにとった措置の有無又は当該措置とこの協定と

の適合性に関する決定

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

5 履行状況審査仲裁裁判所は、1の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日の後十五日以内に再招集される。履行状況審査仲裁裁判所は、可能な場合には、その再招集の日の後九十日以内に両締約国に対して裁定案を提示し、その後三十日以内に両締約国に対して裁定を下す。履行状況審査仲裁裁判所は、該当する期間内に裁定を下し、又は裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国に対して裁定を下し、又は裁定案を提示するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を両締約国に通報する。

6 1の規定に基づいて行われる要請の日から履行状況審査仲裁裁判所が裁定を下す日までの期間は、百五十日を超えてはならない。

7 第二十一・六条の規定に基づく協議は、この条の規定に基づく手続については、必要とされない。

第二十一・十四条 代償及び譲許その他の義務の停止

1 代償及び譲許その他の義務の停止は、被申立国が合理的な期間内に第二十一・十二条1の規定に基づく

義務を履行しない場合に利用することができない一時的な措置である。これらのいずれの措置よりも、同条1の規定に基づく義務を履行することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。

2 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国からの要請があったときは、相互に受け入れることができる代償を策定するために交渉を開始する。

(a) 被申立国が第二十一・十二条1の規定に基づく義務を履行する意図を有しないことを申立国に通報する場合

(b) 被申立国が第二十一・十二条2の規定に従って申立国に通報しない場合

(c) 被申立国が合理的な期間の満了までに第二十一・十二条7の規定に従って申立国に通報しない場合

(d) 被申立国が第二十一・十二条1の規定に基づく義務を履行していないと履行状況審査仲裁裁判所が前条の規定に従って決定する場合

3 申立国は、次のいずれかの場合には、その後いつでも、無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国に通報することができるものと

し、その通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その他の義務の停止を開始する権利を有する。

(a) 両締約国が、2の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意することができなかつた場合

(b) 両締約国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかつた場合

4 3の規定にかかわらず、申立国は、次のいずれかの場合には、3に規定する譲許その他の義務の停止を開始する権利を行使してはならない。

(a) 9の規定に従って審査が行われている場合

(b) 相互に満足すべき解決が得られた場合

5 3の規定に従って行われる通報には、意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、及び申立国が譲許その他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。

6 申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則を適用する。

(a) 申立国は、まず、仲裁裁判所がこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野における譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b) 申立国は、同一の分野における譲許その他の義務を停止することができず、又は同一の分野における譲許その他の義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を停止することができる。

7 譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

8 被申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて行われた通報を受領した日の後三十日以内に、申立国への通報を行うことにより、事案を検討するために仲裁裁判所を再招集するよう要請することができる。

(a) 被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合

(b) 被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合

(c) 被申立国が6に定める原則が遵守されなかったと認める場合

9 仲裁裁判所は、8の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日の後十五日以内に再招集される。再招集された仲裁裁判所は、その再招集の日の後四十五日以内に、両締約国に対して自己の決定を送付する。

10 9の規定に基づいて再招集された仲裁裁判所は、譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等でないとして決定する場合には、同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと当該仲裁裁判所が決定する場合には、申立国は、3に規定する譲許その他の義務を停止してはならない。申立国が6に定める原則を遵守しなかったと当該仲裁裁判所が決定する場合には、申立国は、6の規定に適合するよう当該原則を適用する。

11 申立国は、9及び10に規定する場合において、9又は10に規定する仲裁裁判所の決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができる。

12 譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第二十一・十二条1の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

13 一方の締約国は、次のいずれにも該当する場合には、他方の締約国への通報を行うことにより、事案を検討するために仲裁裁判所を再招集するよう要請することができる。

- (a) 申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合
- (b) 被申立国が第二十一・十二条1の規定に基づく義務を履行した旨を同条7の規定に従って通報する場合

合

(c) 被申立国が第二十一・十二条1の規定に基づく義務を履行するためにとつた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について両締約国間に意見の相違がある場合

注釈 仲裁裁判所がこの13の規定に基づいて再招集される場合には、当該仲裁裁判所は、要請に応じ、被申立国がとつた措置に関する自己の認定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、妥当でないと決定するときは、妥当な程度を決定することができる。

14 13の規定に基づいて仲裁裁判所が再招集される場合には、前条3から6までの規定を準用する。

15 被申立国が第二十一・十二条1の規定に基づく義務を履行したと13の規定に基づいて再招集された仲裁裁判所が決定する場合には、申立国は、譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。

第二十一・十五条 費用

1 両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、各締約国は、自国が任命する仲裁人に係る費用並びに自国の経費及び訴訟費用を負担する。

2 両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の裁判長に係る費用その他仲裁裁判手続に関連する経費は、両締約国が均等に負担する。

第二十一・十六条 連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定のための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 この章の規定に基づく手続に関連する通報、要請、回答、意見書その他の文書については、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の指定された連絡部局を通じて送付する。当該他方の締約国は、自国の指定された連絡部局を通じて、これらの文書の受領の確認を書面により行う。

3 両締約国は、1及び2の規定にかかわらず、この協定による紛争解決手続に係る特定の運用上の業務のための支援を提供することを外部の機関に共同で委託することを決定することができる。

第二十一・十七条 言語

1 この章の規定に基づく全ての手続は、英語によるものとする。

2 この章の規定に基づく手続における使用のために提出される文書は、英語によるものとする。原本が英語によるものでない場合には、当該手続における使用のために当該文書を提出する締約国は、当該文書を英語による訳文と共に提出する。

第二十二章 最終規定

第二十二・一条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節、款及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十二・二条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十二・三条 改正

- 1 この協定は、両締約国間の書面による合意により改正することができる。
- 2 1の規定による改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国

の政府が交換することにより、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3 2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国の政府が交換することにより行うことができる。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であつて、附属書一の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二

(c) 附属書三

第二十二・四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国の政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、第二十二・六条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第二十二・五条 一般的な見直し

両締約国は、他の章における見直しに関する規定の適用を妨げることなく、この協定の実施及び運用につ

いての一般的な見直しをこの協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年に、及びその後は両締約国が相互に決定する時期において行う。

第二十二・六条 終了

いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年二月六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

堀井 巖

バングラデシュ人民共和国のために

シェイク・ボシール・ウツディン